情報公開・個人情報保護制度運用状況

令和５年度版

さいたま市　総務局　総務部

行政透明推進課

◆　情　報　公　開　制　度　◆

Ⅰ　情報公開制度のあらまし

１　情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

２　情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

３　情報公開制度の概要

⑴　制度の目的について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成１３年５月１日（市制施行）に施行しており、市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

⑵　実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業

委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

⑶　対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

ア　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ　図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの

ウ　歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

⑷　行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

⑸　開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

⑹　行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

ア　法令秘情報

イ　個人に関する情報

ウ　法人等に関する情報

エ　審議、検討又は協議に関する情報

オ　事務事業執行情報

カ　国等との協力関係情報

キ　公共の安全と秩序の維持に関する情報

ク　行政機関等匿名加工情報等

〔不開示情報の例外的取扱い〕

ア　公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

イ　行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ　部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

⑺　開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア　決定

(ｱ)　開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(ｲ)　不開示決定

イ　決定の期限

開示請求があった日から１５日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ　第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ　行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

⑻　審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

⑼　費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

⑽　出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

Ⅱ　情報公開制度の運用状況

１　行政情報開示の実施状況概要

令和５年度の処理件数は、表１－１のとおり７２０件であり、処理区分の内訳は、開示が２７０件、一部開示が３２９件、不開示が７０件となっています。なお、内容は、工事や業務委託等に係る設計書が１７９件（処理件数に対する割合は約２６．８％）と特に多くなっています。

また、実施機関別の処理件数は表１－２のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表１－３のとおりです。

表１－１　行政情報開示請求件数・処理件数

請求件数	処理件数	処理区分			
		開示	一部開示	不開示	（不開示区分）
７２０	６６９	２７０	３２９	７０	文書不存在　５３ その他　１７

表１－２　実施機関別処理件数

実施機関		処理件数	実施機関		処理件数
市　長	市長公室	3	市　長	桜区役所	2
	都市戦略本部	6		浦和区役所	3
	総務局	7		南区役所	4
	財政局	11		緑区役所	2
	市民局	26		岩槻区	8
	スポーツ文化局	23		消防局	2
	保健衛生局	18		出納室	0
	福祉局	18	水道事業管理者		142
	子ども未来局	6	教育委員会		99
	環境局	34	議会		5
	経済局	11	選挙管理委員会		2
	都市局	75	人事委員会		2
	建設局	152	監査委員		0
	西区役所	1	農業委員会		1
	北区役所	1	固定資産評価審査委員会		0
	大宮区役所	1	未決定		0
	見沼区役所	3	-		－
	中央区役所	1	合　計		669

表１－３　行政情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
1	浦1	4/3	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価　令和4年度4月版 市場単価　令和4年度4月版 標準単価　令和5年度4月版 市場単価　令和5年度4月版 ○建築工事　○電気設備工事　○機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和4年4月版 標準単価（電気設備工事）令和4年4月版 標準単価（機械設備工事）令和4年4月版　　他	4/5	開示		
2	緑1	4/3	緑区役所くらし応援室		さいたま市大牧の試掘調査写真6枚	土木修繕工事（R4緑区単価契約―3）完成写真	4/5	開示		
3	浦2	4/3	水道局業務部	給水装置課	小中学校飲用水直結化推進事業（特定市立中学校6校分、特定市立小学校4校分） 金入り内訳書（数量表）	工事件名 （特定市立中学校6校分、特定市立小学校4校分） 金入り内訳書（数量表）	4/10	開示		
4	見1	4/3	見沼区役所区民生活部	総務課	特定自治会の令和4年度分の地域防犯活動助成金の申請に係る文書	・特定自治会提出　さいたま市地域防犯活動助成金交付申請書 ・特定自治会あて　見区総第1－52号さいたま市地域防犯活動助成金交付決定通知書（令和4年7月21日決裁）　他	4/17	一部開示	代表者の住所、電話番号、団体の口座情報	第7条第2号第3号
5	見2	4/4	環境局資源循環推進部	廃棄物対策課	特定自治会の令和4年度分の衛生協力助成金の申請に係る文書	・衛生協力助成金交付申請書 ・衛生協力助成金請求書 ・衛生協力助成金実績報告書 ・衛生協力助成金交付・衛生協力助成金交付決定通知書（令和4年7月26日決裁）・衛生協力 他	4/12	一部開示	自治会長の住所及び電話番号、自治会の口座情報	第7条第2号第3号
6	見3	4/4	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	特定自治会の令和4年度分の公園管理活動報償助成金の申請に係る文書	・さいたま市公園管理活動報告書 ・令和4年度公園管理活動報償金の交付について（通知）（令和5年3月24日付け都み北第4310号）	4/14	一部開示	公園管理団体の代表者の印影、住所及び連絡先	第7条第2号
7	浦3	4/5	水道局給水部	水道施設建設課	令和5年度　設計業務の手引き 令和5年度　システム歩掛コード一覧表	・設計業務の手引き　第7章 ・施工条件単価一覧表(令和5年3月)	4/10	開示		
8	浦4	4/5	建設局	技術管理課	令和4年2～4月版　さいたま市公共建築工事単価表－市場単価 令和4年3～4月版　さいたま市公共建築工事単価表－市場単価（建築、電気設備、機械設備）	さいたま市公共建築工事単価表 ・市場単価（建築・電気設備・機械設備）令和4年2月版（金入り） ・市場単価（建築・電気設備・機械設備）令和4年3月版（金入り）　他	4/6	開示		
9	浦6	4/7	農業委員会事務局	農業振興課	市が把握している市内遊休農地のうち赤地の地番・地図・図面等具体的な所在地が判明する資料		4/18	不開示		不存在
10	浦7	4/7	建設局	技術管理課	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和4年4月版 標準単価（電気設備工事）令和4年4月版 標準単価（機械設備工事）令和4年4月版　　他	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和4年4月版（金入り） 標準単価（電気設備工事）令和4年4月版（金入り） 標準単価（機械設備工事）令和4年4月版（金入り）　他	4/11	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
11	浦8	4/10	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	さいたま市立小中学校給食調理業務に係る入札結果(2020～2022年度入札実施分) 委託対象校・落札価格・落札業者	・委託契約情報一覧(R5)　令和5年4月3日現在 ・3年契約以外　一覧　令和5年4月3日現在	4/21	開示		
12	浦9	4/12	総務局総務部	行政透明推進課	行政情報開示請求について 受付日は開示請求書の記入事項の確認及び担当課の特定が完了した日と改めたことがわかるもの	総総行透第3406号 「情報公開・個人情報保護ハンドブック」収録資料(事務処理要領等)の改正について(令和4年3月15日決裁)	5/19	開示		
13	見4	4/12	環境局資源循環推進部	東部清掃事務所	家庭ごみ収集所を特定地から特定地へ移設したことに関する次の情報 一般廃棄物(家庭ごみ)収集所にかかわる申請書　他	一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書 (令和4年度 特定番号)	4/21	一部開示	法人の代表者印影	第7条第3号
14	見5	4/12	環境局資源循環推進部	東部清掃事務所	家庭ごみ収集所を特定地から特定地へ移設したことに関する次の情報 一般廃棄物(家庭ごみ)収集所にかかわる申請書	一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書 (令和4年度 特定番号)	4/21	一部開示	申請者の住所、連絡先及び印影	第7条第2号
15	岩2	4/17	スポーツ文化局文化部	文化振興課	「レイボックホール市民会館おおみや」施設の目的と利用実績の開示 1.該当施設の発起人等が分かる関係資料 2.建設費用と利用実績(市民の何人が利用しているか)などが分かる資料　他	平成22年度　さいたま市都市経営戦略会議 第7回 平成22年6月1日議題(1)市民会館おおみやの機能移転について　会議資料 平成22年度　さいたま市都市経営戦略会議 第7回 平成22年6月1日議題　他	4/25	一部開示	・会議資料、結果概要 ・印影、口座情報	第2条第2号 第7条第3号
16	大5	4/17	保健衛生局保健部	保健衛生総務課	1特定地域内の特定施設案件にかかる調査依頼文書(特定日)2件の受付番号がわかるもの 2特定施設への調査依頼文書(特定日)に関するさいたま市と特定施設とのやりとり経過・記録・決裁内容	令和5年3月13日付収受　特定自治会からの文書 令和5年3月29日付収受　特定自治会からの文書	4/28	一部開示	病院への調査依頼文書 R5.3.29に関するさいたま市と病院とのやりとり経過・記録・決裁内容	不存在
17	浦12	4/17	水道局給水部	水道施設建設課	さいたま市水道局単価根拠 R4.4 さいたま市出納局のR5設計業務の手引き一式 さいたま市水道局施工コード一覧	・令和3年度水道工事設計単価表・3月31日 ・R4.3 調査対象資材内訳(積算資料一般調査データ) ・R4.3 調査対象資材内訳(建設物価一般調査データ)　他	4/24	開示		
18	浦13	4/17	建設局	技術管理課	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和4年4月版(金入り) 標準単価(建築工事)　令和4年4月版(金入り)　他	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和4年4月版(金入り) 標準単価(建築工事)　令和4年4月版(金入り)　他	4/18	開示		
19	大6	4/19	保健衛生局保健所	保健所管理課	さいたま市内で2023年1月1日～2023年4月19日までに新規開業をした、施術所(あはき、柔整)、歯科医院、治療院(クリニック)の施設名称、開設住所、電話番号、開設者名、開設日	医務関係事務申請情報	5/8	開示		
20	浦17	4/21	保健衛生局保健所	疾病対策課	新型コロナ対策のうち ・食料品支援事業　契約書、仕様書、申込件数、支援件数について ・パルスオキシメーター　貸出し件数、未返却件数のわかるもの	・業務委託契約書(件名:さいたま市新型コロナウイルスに係る検体等搬送及び食料品配達業務) ・業務委託契約書(件名:さいたま市新型コロナウイルスに係る検体等搬送及び食料品配達業務)　他	5/1	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
21	岩3	4/24	環境局環境共生部	環境対策課	特定地域で事業を行っている特定業者が事業を営むために「届出」に関する資料及び事業開始年月日のわかる資料の提示。 事業を営むために「届出」した資料 →特定施設設置届出書　他	・環環環対3848号 　特定施設設置届出書/騒音法/特定法人 ・環環環対3849号 　特定施設設置届出書/振動法/特定法人	5/2	一部開示	(1)設備製図等担当者名 (2)代表者印 (3)行政検査の騒音測定結果(全部)	第7条第2号第3号第10条
22	浦18	4/25	都市局都市計画部	都市計画課	特定業者と都市計画課の打合わせ記録	打合せ議事録(R2.11.20) 打合せ議事録(R3.3.23) 打合せ議事録(R4.5.18) 打合せ議事録(R5.4.20)	5/22	一部開示	打合せの法人出席者　相談内容　打合せ資料の相談内容が推測できる箇所	第7条第3号
23	中1	4/27	建設局南部建設事務所	道路建設課	工事名:特定地街路築造工事 当初積算における見積および高額資材調査に係る単価設定根拠が確認できる資料	街路築造工事(特定地域)　積算根拠の一部	5/1	一部開示	見積企業名	第7条第3号
24	浦21	5/1	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	与野町が埼玉県と約束した特定県立高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことがわかる行政情報(平成23年度から現在まで)	特定県立高校の用地買収交渉記録 特定県立高校の用地買収交渉記録 教管学施4034号 特定県立高校借地用地交渉記録 (平成28年11月25日供覧完了)	5/15	一部開示	・特定県立高校の用地買収交渉記録の交渉場所、交渉相手、交渉内容 ・特定県立高校の用地買収交渉記録の交渉場所、交渉相手、交渉内容　他	第7条第2号第5号
25	浦19	5/1	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	特定の契約について、それぞれの契約締結に至るまでにさいたま市が作成した入札仕様書など入札手続きに関する文書一切　他	英文翻訳依頼票の提出について (さいたま市教育データ可視化システム要件定義策定等業務) 第1回契約審査委員会(4月開催分)に係る契約事務審査依頼書等の提出について　他	5/15	一部開示	・法人の担当者氏名、担当者メールアドレス及び担当者印の印影 ・法人が公にしていない、電話番号、FAX番号及びメールアドレス　他	第7条第2号第3号第5号第7号
26	浦20	5/1	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	3件の契約について、それぞれの契約締結に至るまでにさいたま市が作成した入札仕様書など入札手続きに関する文書一切　他	・教学指1第5716 号 協働学習用ソフトウェア賃貸借(R2～中学校35校)契約事務審査について(令和元年12 月3 日決裁) ・教学指1第6204 号 さいたま市契約公報臨時号外への登載について(令和元年12 月20 日決裁)　他	5/15	一部開示	・法人の担当者氏名、担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影、他の地方公共団体との契約における機器明細の一部　他	第7条第2号第3号第5号
27	中2	5/2	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	1令和2,3,4年に生涯学習課が作成した私立小中学校のPTA等への加入状況の調査 2市立小中学校長へ向けて発出した、個人情報の第三者提供を禁止することを記したガイドライン	令和2年度　公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1) 令和3年度　公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1) 令和4年度　公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1) 他	5/16	開示		
28	中3	5/2	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	さいたま市公園施設等の指定管理運営に関する下記の情報 対象グループ　Fグループ 対象期間　令和元年度～令和4年度 行政情報　1管理業務実施計画書 2管理業務収支計画書　他	さいたま市公園施設等(Fグループ)の指定管理運営に関する下記の情報 対象期間　令和元年度～令和4年度 行政情報 ・管理業務実施計画書　他	6/6	一部開示	公園施設の維持管理をする上でのノウハウに関する部分	第7条第3号
29	岩4	5/8	都市局北部都市計画事務所	都市計画指導課	都市計画法に違反しているとの報道があった岩槻区内にある特定事業者について、都市計画法の何条に違反しているのかがわかる関係資料	違反開発等調査報告書(整理番号262)	5/15	一部開示	違反内容の概要、措置及び指導方針	第7条第5号
30	浦23	5/9	環境局環境共生部	環境対策課	解体工事に関する行政情報　特定地域 環境局環境共生部環境対策課	・事前調査結果報告書 ・公害苦情受付日報 環環環対第424号石綿調査依頼(建材)／浦和区本太 ・環環環対第572号石綿建材分析報告書／浦和区本太	5/16	一部開示	・事前調査結果報告書のうち、報告者の携帯電話番号、書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名、分析による調査を行った者の氏名　他	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
31	浦24	5/9	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	解体工事に関する行政情報　特定地域 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課	・パトロール日報（令和5年4月12日） ・パトロール日報（令和5年4月18日） ・指導票 ・経緯 ・産業廃棄物管理票（7枚）	5/19	一部開示	・個人の氏名、住所、電話番号等 ・パトロール日報の調査先の名称等	第7条第2号第5号
32	浦25	5/17	福祉局長寿応援部	高齢福祉課	令和5年度長寿応援手帳について ・情報伝達シート ・校正に関するもの ・同手帳（訂正前）	・福長高第228号 情報伝達シート（第一報）の提出について（令和5年4月7日決裁） ・福長高第408号 情報伝達シート（第二報）の提出について（令和5年4月19日決裁） ・入稿時の修正指示について　他	5/26	一部開示	法人の担当者氏名、印影	第7条第2号
33	大8	5/18	建設局下水道部	下水道計画課	令和4年7月4日開札 「分流区域汚水管渠現況評価業務（下計-R4-4）」 金額入り委託内訳書　一式　他	「分流区域汚水管渠現況評価業務（下計-R4-4）」の設計書 「分流区域汚水管渠現況評価業務（下計-R3-7）」の設計書	5/22	開示		
34	岩5	5/22	岩槻区役所くらし応援室		特定地にある空き地について、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録		6/2	不開示		第10条
35	岩7	5/22	環境局環境共生部	環境総務課	特定地にある空き地について、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録		5/31	不開示		第10条
36	浦26	5/23	建設局	技術管理課	公共建設工事単価表―標準単価―建築工事 公共建設工事単価表―市場単価―建築工事 上記、開示可能な最新版（R4年度4月金入り）	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和4年4月版 市場単価（建築・電気設備・機械設備）令和4年4月版	5/25	開示		
37	見7	5/23	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	私の提案：経商食第112号令和5年5月18日 食肉中央市場・と畜場について回答して頂いた1の中にある資料すべての開示を願います。 記載内容以下　　他	・（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業のこれまでの検討内容 ・概略スケジュール ・建物配置図 ・建物平面図 ・事業対象地・スケジュール　他	6/6	開示		
38	見8	5/23	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	経商食第21号令和5年4月14日 行政情報一部開示決定が行われ交付された資料の中 1：さいたま市「食肉市場」基本計画（概算事業費積算資料）の中　他		6/6	不開示		不存在
39	岩6	5/29	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	さいたま市がスクラップヤードの条例を制定しようとしている条例案	さいたま市がスクラップヤードの条例を制定しようとしている条例案	6/1	不開示	さいたま市がスクラップヤードの条例を制定しようとしている条例案	第7条第4号
40	見9	5/31	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市と市民団代が話し合った記録に記載されている要望書	要望書（特定日）	6/9	一部開示	個人氏名	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
41	岩8	5/31	建設局北部建設事務所	土木管理課	・近年、特殊車両の取り締まりを行った情報 ・その取り締まりの条件とした項目「例：道路法で通行許可の携帯等々の項目」	令和4年度　建北土第5105号　特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告 （令和4年10月28日供覧）	6/8	一部開示	・検査車両一覧のうち、「車両NO」及び「会社名」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「運転者」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「車両所有者」及び「車両番号」 他	第7条第2号第3号
42	見11	5/31	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	特定日の私の提案に書かれている農林水産省の補助金は62億円をみこんでいます。当然組織の上層部まで報告が行われ了承が行われ進められていることでしょう。 報告・検討・了承が確認できる全ての資料		6/16	不開示		不存在
43	岩9	6/2	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2022年度1年間に行われた定期テストの問題用紙・解答用紙・模範解答 開示請求対象 学年：中1・中2・中3 教科：国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/18	開示		
44	岩10	6/5	建設局北部建設事務所	道路建設課	旧16号の岩槻橋の掛替え費用 掛替えのために要する費用（う回路橋の工事費用と新設橋の費用）が分離して詳細がわかる費用明細	岩槻中央通り線（岩槻橋）事業認可取得時の工事内訳書の一部	6/19	開示		
45	中8	6/5	水道局給水部	南部水道建設課	案件番号　229903070 幹線366号（Φ500㎜）配水本管布設工事 見積書一式、見積比較結果表	幹線366号（φ500㎜）配水本管布設工事 見積書一式、見積比較結果表	6/12	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、担当者名	第7条第2号第3号
46	浦28	6/5	福祉局長寿応援部	高齢福祉課	長寿応援手帳令和5年度版に関するもの 情報伝達シートを除く	・入稿時の修正指示について ・初校正原稿について ・初校正時の修正指示について ・再校正原稿について ・再校正時の修正指示について ・三校正原稿について　他	6/19	一部開示	・法人の担当者氏名、印影、個人の住所、氏名 ・法人の代表者印、口座情報	第7条第2号第3号
47	浦29	6/5	福祉局長寿応援部	高齢福祉課	長寿応援手帳（令和5年）を情報提供出来ない理由がわかるもの	さいたま市シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業実施要綱	6/19	開示		
48	見10	6/5	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	特定日の私の提案の回答に令和2年度と令和4年度に地質調査を実施したと記載されています。 両方の地質調査に関する調査結果等関係する全ての資料	・令和2年度　さいたま市（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点地質調査・水位観測業務　報告書 ・令和4年度　（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備地質調査業務　報告書	7/13	一部開示	受託業者担当者、各種試験担当者の氏名、写真の一部	第7条第2号
49	岩11	6/6	教育委員会事務局生涯学習部	文化財保護課	「国指定史跡真福時貝塚、用地・物件保障について」に基づく令和3年の用地交渉録と付随する書類があれば一連のもの ・同意書（写し可） ・さいたま市から文化庁への史跡の指定依頼	・用地交渉に係る用地交渉記録簿及び添付書類 ・土地所有者等の指定等についての同意書 ・さいたま市から文化庁への史跡の指定依頼	6/20	一部開示	・用地交渉に係る用地交渉記録簿及び添付書類 ・用地交渉記録簿の内、相手方氏名 ・添付書類の内、登記全部事項証明書の地番、不動産番号、所在　他	第7条第2号不存在
50	岩12	6/7	環境局環境共生部	環境総務課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,875円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	時間外・休日・夜間勤務命令書（平成31年4月分から令和2年3月分、投開票事務従事）	6/21	一部開示	職員番号	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
51	岩13	6/7	環境局環境共生部	脱炭素社会推進課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,876円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他		6/16	不開示		不存在
52	岩14	6/7	環境局環境共生部	環境対策課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,877円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	平成31年度及び令和元年度の「時間外・夜間・勤務命令書」	6/20	一部開示	職員番号	第7条第2号
53	岩15	6/7	環境局資源循環推進部	資源循環政策課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,878円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	時間外・休日・夜間勤務命令書 業務委託契約書	6/21	一部開示	職員番号、社判	第7条第2号第3号
54	岩16	6/7	環境局資源循環推進部	廃棄物対策課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,879円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	時間外・休日・夜間勤務命令書 業務委託契約書　さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（大宮・北区）	6/21	一部開示	時間外・休日・夜間勤務命令書内の職員番号、契約書内の受託者の印影	第7条第2号第3号
55	岩17	6/7	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,880円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	・「令和元年度時間外・休日・夜間勤務命令書」 ・「令和元年度時間外・休日・夜間勤務命令書（投開票事務従事）」	6/21	一部開示	職員番号	第7条第2号
56	岩18	6/7	環境局資源循環推進部	西部清掃事務所	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,881円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	さいたま市西清掃事務所排水処理施設維持管理業務の　過去5年間分契約書及び仕様書	6/19	開示		
57	岩19	6/7	環境局資源循環推進部	東部清掃事務所	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,882円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	令和4年度「時間外・休日・夜間勤務命令書」	6/16	一部開示	時間外・休日・夜間勤務命令書の「職員番号」欄	第7条第2号
58	岩20	6/7	環境局施設部	環境施設管理課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,883円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	令和元年度の環境施設管理課における時間外・休日・夜間勤務命令書	6/20	一部開示	職員番号	第7条第2号
59	岩21	6/7	環境局施設部	環境施設整備課	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,884円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	・時間外・休日・夜間勤務命令書 令和元年度　環境施設整備課 ・業務委託契約書 サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価書策定業務　他	6/19	一部開示	職員番号、代表者印	第7条第2号第3号
60	岩23	6/7	環境局施設部	東部環境センター	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,886円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	時間外・休日・夜間勤務命令書 （中里係長　令和4年5月分） 業務委託契約書（令和4年度さいたま市東部環境センター受入計量業務）	6/16	一部開示	時間外・休日・夜間勤務命令書の職員番号 業務委託契約書の社印、代表者印	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
61	岩25	6/7	環境局施設部	大宮南部浄化センター	「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,888円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	・時間外勤務命令書　令和4年12月分、勤務状況報告書　令和4年12月 ・業務委託契約書	6/14	一部開示	職員番号、休暇種別と日数	第7条第2号
62	岩26	6/7	環境局施設部	クリーンセンター西掘	・「令和元年度時間外勤務時間数及び時間外勤務手当」によると173,915,889円と外部に業務委託する部署としては極めて時間外に要する金額が多額である。環境局の各課が担う業務の詳細と時間外が発生する要因がわかる資料　他	・クリーンセンター西堀配布用パンフレット ・クリーンセンター西堀施設概要 ・時間外・休日・夜間勤務命令書（平成31年4月～令和2年3月分）	6/19	一部開示	職員番号	第7条第2号
63	岩28	6/7	環境局環境共生部	脱炭素社会推進課	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	・支出負担行為伺書（工事委託等・契約伺）のうち入札結果表（件名：脱炭素先行地域モニタリング等支援業務）（令和4年11月4日決裁）　他	6/16	一部開示	予定価格に関する情報	第7条第5号
64	岩29	6/7	環境局環境共生部	環境対策課	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	・平成30年度～令和4年度に行った全ての業務委託契約書（業務委託契約書の件名は別紙のとおり） ※各契約書については、頭紙と仕様書の写し ・さいたま市業務委託契約基準約款	6/20	一部開示	代表者印	第7条第3号
65	岩36	6/7	環境局施設部	環境施設整備課	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	・入札結果登録 サーマルエネルギーセンター整備事業プラザ棟改修工事実施設計業務 ・入札結果表及び入札者選定案 サーマルエネルギーセンター整備事業道路検討資料作成業務　他	6/19	一部開示	入札参加者の担当者名、執行予定額、予定比較額、予定価格、比較価格、最低制限価格、最低制限比較価格	第7条第2号第5号
66	岩38	6/7	環境局施設部	東部環境センター	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	平成30年度から令和4年度の照会文書「「業務委託契約情報一覧」及び「業務委託随意契約結果表」の提出について（依頼）」に対する回答文書「業務委託契約情報一覧」及び「業務委託随意契約結果表」	6/16	開示		
67	岩40	6/7	環境局施設部	大宮南部浄化センター	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	・業務委託契約書、業務仕様書、入札(見積)指名業者選定案 ・業務別受託業者一覧表(平成30年度～令和4年度)	6/14	一部開示	契約書の社判印影	第7条第3号
68	岩41	6/7	環境局施設部	クリーンセンター西掘	環境局が過去5年間にわたって業務委託した企業名と委託に至った理由がわかる関係資料　他	・入札・見積 結果表 ・入札者・見積提出者 選定案 （委託名称については、別紙、業務委託一覧表のとおり）	6/19	一部開示	入札予定価格、比較価格、最低制限価格	第7条第5号
69	大14	6/8	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	【平成30年指定管理者が行う業務内容（業務仕様書）】決定内容 募集グループD 指定管理者事業計画書（様式5） 指定管理者事業計画書概要版（様式6）	・さいたま市公園管理活動報告書 ・令和4年度公園管理活動報償金の交付について（通知）（令和5年3月24日付け都み北第4310号）	6/19	一部開示	法人の内部に関する情報	第7条第3号
70	浦31	6/8	水道局給水部	南部水道建設課	工事名：幹線366号（φ500mm）配水本管布設工事（開札日：令和4年12月9日） 上記工事に関する、見積対比表（見積徴収一覧）	幹線366号（φ500mm）配水本管布設工事 見積比較結果表	6/13	一部開示	企業名称	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
71	浦32	6/8	南区役所区民生活部	コミュニティ課	南区コミ課が保有する異議申立等に関するもの 平成23年度～平成26年度に限る	・南区コ000216 諮問第167号／意見陳述について（平成25年5月9日） ・南区コ000217 諮問第207号／意見陳述について（平成25年5月9日） ・南区コ000221 諮問第167号／資料の提出について（平成25年5月10日） 他	6/22	一部開示	代表者印印影、代表者以外の氏名、郵便番号、住所、電話、所属団体及びその役職 他	第7条第2号第3号
72	浦33	6/13	都市局都市計画部	交通政策課	さいたま市ノンステップバス導入促進等事業等事業費補助金及びさいたま市バス利用促進事業費補助金交付の際取得しているバス車両の登録事項等証明書、自動車検査証 他	・都都計交002570 さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金事業実績報告書/西武バス ・都都計交002773 さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金の額の確定通知／西武バス 他	7/4	一部開示	・バス事業者の担当者名、担当者印 ・バス車両の登録事項等証明書	第7条第2号不存在
73	中9	6/15	水道局給水部	北部水道建設課	老第3611号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3611号布設替工事 見積書、単価設定一覧	6/20	一部開示	見積業者名･住所･電話番号･FAX番号･商品名、担当者･個人氏名	第7条第2号第3号
74	浦35	6/15	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地区市道F-415号、416号、再認定されている道路台帳の原本	路線別求積平面図（市道F第415号線、市道F第416号線）	6/27	一部開示	作業機関担当者印影	第7条第2号
75	浦36	6/15	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地番、道路台帳地区、路線番号F-363号、収受第537号、立合測量H7.10.12、平成8年3月8日浦和市監理課提供道路測量図整理杭716の市有地の境界確認点の、市有地等境界確認証明書		6/26	不開示		不存在
76	中10	6/16	建設局土木部	道路環境課	令和5年4月に公告した「さいたま市道路照明灯一斉LED化業務」公募型プロポーザルにおける、最優秀提案者が提出した提案書	「さいたま市道路照明灯一斉LED化業務」公募型プロポーザルにおける最優秀提案者の企画提案書	6/29	不開示	・法人の担当者氏名、役職、住所、電話番号、メールアドレス ・法人の代表者印、企画提案内容	第7条第2号第3号
77	浦37	6/16	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	武蔵浦和駅周辺のペデストリアンデッキ ・点検がわかるもの（躯体部のみ・直近のもの） ・設計図書	・さいたま市空中歩廊 竣工図（平成25年2月） ・さいたま市サウスピア（B1棟）竣工図（平成24年11月）	6/29	一部開示	ペデストリアンデッキの点検がわかるもの	不存在
78	浦38	6/16	都市局まちづくり推進部	浦和西部まちづくり事務所	武蔵浦和駅周辺のペデストリアンデッキ ・点検がわかるもの（躯体部のみ・直近のもの） ・設計図書	・定期点検調書別紙3点検表記録様式（沼影第1デッキ、沼影第2デッキ、沼影第3デッキ） ・武蔵浦和駅第4街区第一種市街地再開発事業歩行者デッキ整備工事（Aデッキ）全体一般図、上部工構造一般図 他	7/13	一部開示	点検責任者の氏名	第7条第2号
79	浦39	6/16	建設局土木部	道路環境課	武蔵浦和駅周辺のペデストリアンデッキ ・点検がわかるもの（躯体部のみ・直近のもの） ・設計図書	・横断歩道橋定期点検調書（武蔵浦和駅歩道橋） ・道路橋定期点検調書（武蔵浦和歩行者デッキ、武蔵浦和駅西口歩行者デッキ） ・武蔵浦和駅歩道橋一般図 他	7/13	一部開示	定期点検調書の定期点検者氏名	第7条第2号
80	岩42	6/19	保健衛生局保健所	保健所管理課	さいたま市の病院への指導・監査等の要件を示す関係資料 また、これまで病院を指導・監査を行った事例がわかる関係資料	病院立入検査項目別指摘件数一覧（過去5年間）	7/18	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
81	見12	6/20	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市と東武鉄道が東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地買収について交渉を議事録などのかたちで作成した記録		6/30	不開示		不存在
82	大15	6/20	水道局給水部	水道施設建設課	水道設計積算システムにおける条件単価一覧表	施工条件単価一覧表(令和5年3月)	6/27	開示		
83	浦40	6/20	財政局財政部	庁舎管理課	本庁舎冷暖房運転実施に関するもの 29.2　45%	・本庁舎冷暖房運転実施基準 ・本庁舎空調エリア図 ・温・湿度測定記録 (令和5年6月12日(月)～16日(金)、19日(月)、20日(火)分)	7/6	一部開示	「3温・湿度測定記録」の記録者	第7条第2号
84	浦41	6/20	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	コミュニティ推進課が保有するペデストリアンデッキ利用許可について令和4・5年度	道路占用許可書(平成30年4月1日)第303408号 (占用期間平成30年4月1日から平成35年3月31日)	6/29	一部開示	令和5年度の道路占用許可書	不存在
85	浦42	6/21	水道局給水部	北部水道建設課	老第3611号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3611号布設替工事 見積書、単価設定一覧	6/22	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
86	中12	6/21	水道局給水部	水道施設建設課	さいたま市水道局の公共工事の設計書で使用される工種、施工コードの一覧表	施工条件単価一覧表(令和5年3月)	6/29	開示		
87	浦43	6/22	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	さいたま市教育委員会生涯学習振興課が管理する「スクールサポートネットワーク推進事業」に係わる「学校支援ボランティア保険」の令和5年度保険契約時の契約内容 見積合せ時の仕様書等　他	・仕様書『スクールサポートネットワーク推進事業「学校支援ボランティア保険」』 ・教生生第669号 令和5年度スクールサポートネットワーク推進事業の損害保険証券 他	6/29	開示		
88	見13	6/23	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	第2回さいたま市地域経済活性化拠点整備協議会会議議事録中、2P:防災施設中でどのような防災機能を導入すべきか庁内の関係課と協議を行う予定であると記載がある。協議内容の記録された資料　他	・地域経済活性化拠点基本計画防災機能の打ち合わせ記録(令和2年3月3日) ・地域経済活性化拠点基本計画防災機能の打ち合わせ記録(令和2年7月29日) 他	7/7	一部開示	・地域経済活性化拠点基本計画防災機能の打ち合わせ記録(令和2年3月3日)、地域経済活性化拠点基本計画防災機能の打ち合わせ記録(令和2年7月29日)　他	第7条第4号
89	浦44	6/23	市民局区政推進部		令和5年度のさいたま市区民課窓口(一部)業務の企画提案書にかかる審査結果に関して、提案項目別の評価点の開示	・市区推第738号　第2回さいたま市区民課窓口(一部)業務委託事業者選定委員会の審査結果について(令和5年5月17日)　他	6/30	開示		
90	浦45	6/23	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	コミュニティ推進課が保有するサウスピアに関する ・指定管理者協定書、月次報告書(直近のもの) ・年度協定書(直近のもの)　他	・さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター基本協定書 ・さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの管理に関する年度協定書(令和5年度) ・月次報告書(令和5年5月分)	7/6	一部開示	・基本協定書のうち、法人の印影 ・年度協定書のうち、配置職員、勤務体制、収支計画、年度別支出内訳書、指定管理料内訳書、法人の印影　　他	第7条第3号不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
91	浦46	6/23	都市局まちづくり推進部	浦和西部まちづくり事務所	浦和西部まちづくり事務所 ・業務委託令和4年度、5年度（入札は結果表に限る） ・市議会サウスピア火災事故調査特別意見会に提出した報告又は廃棄した部分の決裁書類　　他	・「令和4年度　西浦和駅周辺基盤整備計画検討業務」契約・完了検査・支払等に関する書類一式 ・「西浦和駅周辺権利者調査業務」契約・完了検査・支払等に関する書類一式　他	8/7	一部開示	・業務従事者 ・参考見積書 ・各業務委託報告書のうち、目次、業務概要等以外の部分 ・執行予定額　他	第7条第2号第3号第4号第5号不存在
92	浦47	6/23	都市局まちづくり推進部	浦和西部まちづくり事務所	サウスピア火災事故について独）都市再生機構との確認書及び決裁書類一式	・武蔵浦和駅第1街区B1棟の火災事故に係る対応等に関する確認書 ・確認書の締結についての決裁書類一式	7/7	開示		
93	岩43	6/26	保健衛生局保健所	保健所管理課	さいたま市「医療安全支援センター」が過去一年間に苦情等を受理し、対応した状況がわかる関係資料 ・患者からの苦情を医療機関について対応した「記録」 ・問答マニュアル等　他	・医療安全相談記録（令和4年6月27日～令和5年6月26日まで） ・埼玉県医療安全相談業務対応マニュアル（令和4年4月改訂版）	7/10	一部開示	・医療安全相談記録（令和4年6月27日～令和5年6月26日まで）	第7条第1号第2号
94	浦48	6/26	建設局	技術管理課	さいたま市公共建築工事単価表 1標準単価表について令和5年4月版（金抜き） 2標準単価表について令和4年4月版（金入り） 3標準単価表の機労材の構成表令和5年4月版（金抜き）　他	さいたま市公共建築工事単価表 ・標準単価（建築工事）令和5年4月版(金抜き) ・標準単価（電気設備工事）令和5年4月版(金抜き) ・標準単価（機械設備工事）令和5年4月版(金抜き)　他	7/5	開示		
95	浦49	6/26	建設局	技術管理課	建築工事における材料単価の根拠資料（一時単価表）令和4年4月版	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和4年4月版 歩掛ファイル B【建築新標】「一次単価」R0404 B【建築改標】「一次単価」R0404	7/5	開示		
96	浦50	6/26	建設局	技術管理課	さいたま市独自に調査している公共建築工事単価表の一時単価データ（令和4年4月版）	B【建築新標】「一次単価」R0404 B【建築改標】「一次単価」R0404 E【電気新標】一次単価R0404 E【電気改標】一次単価R0404 M【機械新標】一次単価R0404 M【機械改標】一次単価R0404	7/5	開示		
97	見15	6/26	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	岩槻諏訪公園・岩槻文化公園・川通公園・元荒川緑地多目的広場・岩槻温水プール ・指定管理者選定時の事業計画書（様式5） ・直近4年間の事業報告書（岩槻温水プールのみ）　他	・指定管理者事業計画書 ・指定管理者事業報告書	7/27	一部開示	法人の内部に関する情報	第7条第3号
98	大16	6/27	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	平成30年の次期指定管理者公募時の現地説明会で配布されたDグループの管理基準書（うち、大宮公園サッカー場のみ）	管理基準書　〈Dグループ〉　・大宮公園サッカー場 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課	6/28	開示		
99	中13	6/27	水道局給水部	南部水道建設課	幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	7/3	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
100	中14	6/27	水道局給水部	南部水道建設課	老第3558号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3558号布設替工事　上記工事の業者見積及び見積結果表	7/5	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
101	中15	6/27	水道局給水部	南部水道建設課	整理番号239903016 幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	7/4	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
102	中16	6/27	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902012 老第3609号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3609号布設替工事 見積書、見積結果表	6/30	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
103	中17	6/27	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902015 老第3622号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3622号布設替工事 見積書、単価設定一覧	6/30	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
104	中18	6/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3622号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3622号布設替工事 見積書、単価設定一覧	6/30	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
105	中19	6/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3609号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3609号布設替工事 見積書、見積結果表	6/30	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
106	浦51	6/27	子ども未来局子ども育成部	子ども政策課	（子供への食の提供補助金事業のうち） ・多世代交流会食事業補助金について ・特定団体 に関するR4.5年度の行政情報	・支出負担行為（件名：子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金）（令和4年5月12日決裁）（伝票番号050927480-00-02） 他	7/25	一部開示	・団体の構成員のうち、公表されていない者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・領収書等に記載されている発行者氏名 ・団体使用印　口座情報	第7条第2号第3号
107	浦52	6/28	水道局給水部	南部水道建設課	工事名：幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事（開札日：令和5年6月16日） 上記工事に関する、見積対比表（見積徴収一覧）	幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事 見積比較結果表	7/4	開示		
108	浦53	6/29	総務局総務部	アーカイブズセンター	さいたま市史の今後の刊行予定がわかるもの	「年次別刊行計画（R5.4.1）」	7/3	開示		
109	浦54	6/29	都市局都市計画部	交通政策課	特定日・特定文書番号で開示された行政情報	都都計交第1441号 行政情報情報一部開示決定通知書（浦302） ・平成13年度　東西交通大宮ルート整備検討調査報告書（平成14年3月） 他	7/13	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
110	浦55	6/29	市長公室秘書広報部	広報課	「さいたま市はじめてブック」刊行廃止に関する行政情報 チラシ「さいたま市へようこそ！」発刊に関する行政情報 ごみの出し方マニュアルの部分の校正に関するもの	・「令和4年12月20日付け 文書番号市秘広報第1736号 転入者向けWebページの作成に係る調査について（照会）」と、各課からの回答 ・「令和5年3月17日付け 文書番号市秘広報第2287号 転入者向けチラシの発行について」 他	7/12	一部開示	ファイルパス	第7条第7号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
111	浦58	6/30	環境局環境共生部	環境対策課	環境対策課が保有する江川土地区画整理事業地内の盛土(汚染土壌)に関するもの		8/29	不開示		不存在
112	浦59	6/30	都市局みどり公園推進部	都市公園課	与野中央公園予定地にあったフレコン袋に入った残土の処理に関する行政情報	成果品／与野中央公園予定地産業廃棄物処理業務	7/12	一部開示	個人の基本的事項に関する情報	第7条第2号
113	浦60	6/30	都市局みどり公園推進部	都市公園課	江川土地区画整理事業地内の盛土について 位置、面積、高さ、容積がわかるもの	平成22年度(仮称)岩槻南辻公園予定地基本計画検討業務委託報告書(一部抜粋)	7/12	開示		
114	浦61	6/30	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	江川土地区画整理事業地内の盛土について 位置、面積、高さ、容積がわかるもの	江川土地区画整理事業66街区おける位置、面積、高さ、容積について	7/13	開示		
115	浦62	7/3	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	スマートスクールプロジェクトの開発。導入に際し、さいたま市教育委員会が保有する下記の資料・情報 ・個人情報保護に関し、さいたま市教育委員会が特定法人4社と締結した契約書、確認書、覚書等の合意内容の分かる書面(各社ごと)　他	・支出負担行為伺書(工事委託等・契約伺)(件名:さいたま市教育データ可視化システム要件定義策定等業務)(令和4年6月24日決裁)(伝票番号510025838-00-01)及び業務委託契約書　他	7/18	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影 ・契約保証保険証券における、証券番号、営業店、代理店／仲立人、契約者コード、てん補条件　　他	第7条第2号第3号不存在
116	浦63	7/5	保健衛生局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	保存期間を超過したワクチンを接種した事案に係る行政情報 令和5年度に限る ワクチン対策室保有に限る	・ 保保所新第293号新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する間違い報告書について(令和5年5月10日決裁) ・ 保保所新第605号間違い報告書について(令和5年6月14日収受) 他	7/19	一部開示	・法人の担当者氏名、役職、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、年齢 ・法人の内部情報 ・法人名	第7条第2号第3号第5号
117	浦64	7/5	保健衛生局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	新型コロナワクチン対策室が保有する5類移行後の「健康観察」について		7/19	不開示		不存在
118	浦65	7/5	教育委員会事務局管理部	教育総務課	本年7月4日付4 記者発表職員の懲戒処分についての内、処分5、教育委員会事務局参事の事案に関する行政情報	7月4日付記者発表職員の懲戒処分についての内、処分5、教育委員会事務局参事の事案に関する行政情報として、教育委員会からさいたま市職員分限懲戒等審査委員会への諮問及び同審査委員会からの答申を受けての文書　　他	7/19	一部開示	・処分対象者の氏名、生年月日、印影、所属、所属の住所 ・処分対象者以外の職員名・所属・印影、施設名、地名、事業名　　他	第7条第2号第5号
119	浦66	7/5	水道局業務部	水道総務課	水道局での懲戒処分で、減給100分の1、1カ月とする理由がわかるもの (金額的な上限について)	過去の類似事例(人身事故)	7/19	一部開示	部以下の所属名	第7条第2号
120	浦67	7/5	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有する特定団体に係る行政情報 ペデストリアンデッキに関するものに限る	・特定団体に係るガイドライン ・ペデストリアンデッキに関する情報 ・さいたま新都心歩行者デッキ管理者等案内図	7/19	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
121	浦68	7/6	都市局都心整備部	都心整備課	さいたま新都心駅前大型映像装置改修工事に関する行政情報 入札については結果の一覧表で可	・執行・契約伺／さいたま新都心駅前大型映像装置設置工事 ・契約書／さいたま新都心駅前大型映像装置設置工事 ・着手・検査・完成・引継書／さいたま新都心駅前大型映像装置設置工事　他	8/17	一部開示	・個人に関する情報 ・法人等の技術上の専門知識に関する情報 ・市の情報セキュリティに関する情報　他	第7条第2号第3号第7号
122	大17	7/6	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	令和4年度に市が実施した「さいたま市大宮体育館」の指定管理者公募に係り、指定管理者に選定された「さいたまスポーツアソシエイトJV」が市に提出した事業計画書（提案書）・収支計画書・プレゼンテーション資料	・さいたま市大宮体育館　指定管理者事業計画書 ・収支予算書（総括） ・令和5年度～令和9年度　収支予算積算書	7/20	一部開示	・氏名・個人を特定できる部分 ・プレゼンテーション資料	第7条第2号不存在
123	浦71	7/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	令和5年度特定市立中学校における使用補助教材一覧	特定市立中学校　教材等使用届	7/21	開示		
124	浦72	7/7	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	令和5年度特定市立中等教育学校1校、特定市立高等学校3校における使用補助教材一覧	教材等使用届 （前期課程）	7/21	一部開示	特定市立高校後期課程における使用補助教材一覧	不存在
125	桜3	7/10	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	特定企業廃棄物置場に係る近隣住民の通報とその対応について、特定期間以降に職員が作成しなければならない文書	相談・対応カード　2件分	7/24	一部開示	・相談者のメールアドレス ・イントラネットのアドレス	第7条第2号第7号
126	中21	7/11	水道局給水部	北部水道建設課	老第3601号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3601号布設替工事 見積書、見積結果表	7/13	一部開示	・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
127	中22	7/11	水道局給水部	北部水道建設課	老第3562号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3562号布設替工事 見積書、見積結果表	7/14	一部開示	・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号、商品名 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
128	中23	7/11	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902025 老第3562号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3562号布設替工事 見積書、見積結果表	7/14	一部開示	・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号、商品名 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
129	中25	7/11	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902019 老第3601号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3601号布設替工事 見積書、見積結果表	7/13	一部開示	・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
130	中26	7/11	水道局給水部	南部水道建設課	整理番号239903034 老第3604号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3604号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	7/14	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、担当者名	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
131	中28	7/11	水道局給水部	南部水道建設課	老第3604号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3604号布設替工事 見積書及び見積結果表	7/14	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、担当者名	第7条第2号第3号
132	中29	7/11	水道局給水部	南部水道建設課	老第3544号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3544号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/18	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、担当者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
133	中30	7/11	水道局給水部	南部水道建設課	老第3539号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3539号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	7/14	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、見積書（2件） 他	第7条第2号第3号
134	浦70	7/11	建設局土木部	道路環境課	武蔵浦和駅周辺のペデストリアンデッキの直近の点検結果を道路安全対策課へ連絡し、修繕の報告を受けたことがわかる行政情報	・修繕を依頼した電子メール及び添付ファイル ・業者への指示書（工事記録） ・施工状況写真	7/25	一部開示	・受注者の現場代理人氏名、主任技術者氏名及び印影 ・作業従事者及び通行人の顔写真	第7条第2号
135	中31	7/12	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	令和5年度教員採用試験（令和4年度実施） ・試験管向けマニュアル（1次・2次） ・面接官向けマニュアル ・小論文試験（テーマ・回答用紙） ・評定票（集団面接・個人面接・小学校英語実技） 他	・令和5年度採用　さいたま市立学校教員採用選考試験（特定市立中学校会場） 第1次試験　筆答試験関係＜試験員等行動計画＞ 令和4年7月10日（日） 他	7/27	一部開示	・試験役員の動きのうち、受験者の対応部分 ・筆答試験員行動計画表の試験員等のうち、受験者の対応及び評価に関する部分　他	第7条第5号
136	西1	7/13	財政局税務部	固定資産税課	さいたま市の地番が載った地図（地図の種類や名称、精度は問わない）で、2022年中の登記移動反映済のshapeデータ 字界、字名、家屋（外形・家屋番号）、測地成果（JGD2000、JGD2011等） 他	地番図shapeデータ（令和5年1月1日時点のもの）	7/21	開示		
137	浦73	7/14	水道局給水部	北部水道建設課	開札日：2023年6月15日 案件名：北部幹線1系ルート（特定区間）の実施設計 金入り設計書一式	北部幹線1系ルート（特定区間）の実施設計の金入り設計書	7/20	開示		
138	浦74	7/14	水道局給水部	南部水道建設課	開札日：2023年7月6日 案件名：尾間木幹線4系ルート（特定区間）配水本管布設工事の実施設計 金入り設計書一式	令和5年度 尾間木幹線4系ルート（特定区間）配水本管布設工事の実施設計の金入り設計書	7/20	開示		
139	浦75	7/14	市民局区政推進部		区政推進部が保有する行財政改革推進部よりの「公共施設における広告事業」等の照会に関するもの 令和4・5年度に限る	・市区推第3706号 令和5年度当初予算案における広告事業の状況調査等について（回答）（令和5年1月26日決裁） 他	7/28	一部開示	・法人の代表者印 ・組織内用メールアドレス ・イントラネットアドレス ・ファイルパス	第7条第3号第7号
140	浦76	7/14	市民局区政推進部		大宮区役所・図書館の維持管理に係る業務及び運営に係る業務（図書館の運営を除く）に関する基本協定書等及び直近の報告書	・大宮区役所新庁舎整備事業に関する基本協定書 ・大宮区役所新庁舎整備事業仮契約書 ・大宮区役所新庁舎整備事業仮変更契約書 ・本契約成立通知書　他	7/28	一部開示	・法人の担当者名 ・法人の代表者印	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
141	浦77	7/14	都市局都心整備部	都心整備課	さいたま新都心地区におけるエリアマネジメント推進のために連携に関する包括協定及びさいたま新都心駅前大型映像装置と汎用した情報発信の試行事業に関する協定　さらに、大型映像装置等提出広告の掲出料の徴収について定めたもの	・さいたま新都心地区におけるエリアマネジメント推進のための連携に関する包括協定書 ・さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書　他	7/25	一部開示	法人代表者印の印影	第7条第3号
142	岩44	7/18	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	環境局が「スクラップヤード条例」制定について要した時間外の「工数と費用」が分かる関係資料 時間外については、令和元年から過去3年間で作業内容が分かる資料	時間外・休日・夜間勤務命令書 （令和4年11月分、12月分、令和5年2月分、3月分）	8/1	一部開示	職員番号	第7条第2号
143	中32	7/18	水道局給水部	北部水道建設課	老第3468号布設替工事及び拡第5125号配水支管布設工事 上記工事の変更工事設計書（金入り）	令和4年度　老第3468号布設替工事及び拡第5125号配水支管布設工事（第1回変更設計書）金入り工事変更設計書	7/24	開示		
144	中33	7/18	水道局給水部	水道施設建設課	北部配水場更新工事（配水ポンプ棟築造/機械） 上記工事の変更工事設計書（金入り）	・工事変更設計書（インフレスライド）／北部配水場更新工事（配水ポンプ棟築造／機械） ・工事変更設計書（工事記録）／北部配水場更新工事（配水ポンプ棟築造／機械）	7/25	開示		
145	浦78	7/19	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定団体補助金、助成金等に関するもの及び同協議会の一千万円以上の使途不明金について	・教生生第288号 さいたま市社会教育関係団体補助金事業実績報告書（平成31年4月12日収受）　他	8/2	一部開示	・氏名、住所、電話番号、役職、所属、個人の口座情報、メールアドレス、個人の印影 ・法人の口座情報、法人の代表者の印影	第7条第2号第3号
146	浦79	7/19	都市局まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	西大宮駅南口駅前広場にて、火災によりプラスチック製ネットフェンスの一部が焼損した件及び暫定的に作られた「池」に関する行政情報	・都ま日第1189号情報伝達シート【第1報】(西大宮駅南口火災)（令和5年6月20日決裁） ・都ま日第1266号情報伝達シート【第2報】(西大宮駅南口火災)（令和5年6月28日決裁）　他	8/29	一部開示	・図面内の家屋の表札情報 ・法人の担当者氏名・自宅電話番号	第7条第2号
147	浦80	7/19	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻まちづくり事務所が保有する発信簿 令和5年7/10-7/17	文書収受発送簿 （令和5年7月10日から7月17日までの発送分）	7/28	一部開示	・氏名 ・見積依頼先の名称	第7条第2号第5号
148	浦81	7/20	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	生涯学習振興課が、特定団体に対して、さいたま市補助金等交付規則第12条、第22条に基づき報告、調査についての起案及び収受又は供覧さらに電話、メール等で、保有する行政情報	・特定団体との対応履歴 ・特定団体ホームページ「当協議会における不明瞭な取引及び会計処理に関するお知らせ」 ・特定団体ホームページ「第三者委員会立ち上げについて」 他	8/2	一部開示	氏名及び役職	第7条第2号
149	浦82	7/20	総務局総務部	行政透明推進課	令和5年4月25日付総総行透第238号	総総行透第238号　行政情報開示請求（浦9）に係る決定について （令和5年4月25日決裁）	8/3	一部開示	開示請求者の氏名、住所及び郵便番号	第7条第2号
150	浦88	7/24	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	さいたま市教育委員会と特定法人がソフトウェア、ミライシードの使用に関してとり結んだ契約書	協働学習用ソフトウェア賃貸借（R2～GIGA対応）に関する契約書	8/7	一部開示	法人の代表者印の印影	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
151	見16	7/24	福祉局生活福祉部	生活福祉課	特定法人2社のもつ寮等の最新の開始届け時の資料一式	1.福生生第1273号　第2種社会福祉事業変更届／特定寮（令和5年7月11日決裁） 2.保福生第2127号　運営規程（令和4年8月25日収受）　他	8/7	一部開示	・法人職員や住民等個人の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職歴、大学の学業成績その他特定の個人を識別できる情報　他	第7条第2号第3号
152	浦89	7/25	教育委員会事務局生涯学習部	博物館	博物館（大宮）とYouTubeの契約書等及び広告料の収入に関するもの		8/2	不開示		不存在
153	浦90	7/25	教育委員会事務局生涯学習部	博物館	博物館（大宮）での印刷物の誤植に関する行政情報	・支出負担行為伺書（工事委託等・執行伺） （件名：さいたま市立博物館第32回企画展ポスター・チラシ等製作業務）（令和2年 12月28日決裁）（伝票番号532371812-00-00）　他	8/2	一部開示	委任状その他業者提出書類における業者代表者印、業者担当者名及び認印、業者口座情報、業者担当者のメールアドレス、イントラネットのアドレス、職員個人のメールアドレス　他	第7条第2号第3号第7号
154	浦91	7/25	市長公室秘書広報部	広報課	広報課が保有するYouTubeとの契約書等、広告収入に関するもの	・「平成24年10月17日付け 文書番号 市広報第1473号 動画配信サービスを活用した情報発信の実施について」 ・市公式You Tubeアカウント内「YouTube での収益化」	8/8	開示		
155	浦92	7/25	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	指導1課が保有する自然の教室に関する行政情報 令和5年度のみ	・舘岩自然の教室実施校調整プログラム（49校分） ・校外行事実施報告書（特定市立小学校分） ・自然の教室就学援助対象児童扶助費支給について（通知）　他	8/8	一部開示	要保護・準要保護児童扶助費自然の教室支給対象児童報告書のうち、児童氏名、郵便番号、住所、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）、口座名義人（漢字等）	第7条第2号
156	浦93	7/25	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有するさいたま新都心駅前大型映像装置について ・広告収入　あれば年度別5年分 ・経費（電気料金等）　令和4年度	・さいたま新都心駅前大型映像装置の広告料収入　令和2年度～令和4年度 ・令和4年度西口交通広場等電気料 ・令和4年度大型映像装置通信料	8/8	開示		
157	浦94	7/25	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教育委員会（教育総務課）が保有する武蔵浦和駅第1街区B1棟の火災に係る対応等に関する和解書の締結について 教育長又は副教育長が押印している		8/4	不開示		不存在
158	大26	7/25	水道局給水部	南部水道建設課	令和4年度 南部幹線1系ルート（天神橋北工区）配水本管布設工事の実施設計及び老朽管布設替工事（その5-25）の実施設計 仕様書（金入り設計書）	南部幹線1系ルート（特定区間）配水本管布設工事の実施設計及び老朽管布設替工事（その5－25）の実施設計　委託設計書	8/1	開示		
159	見17	7/25	見沼区役所健康福祉部	支援課	特定期間に特定地域在住の個人が受けた、精神障碍者保健福祉手帳の交付、医療費等の給付などの公的支援を受けた経緯と内容がわかる文書すべて		8/7	不開示		第10条
160	見18	7/25	見沼区役所健康福祉部	福祉課	特定期間に特定地域在住の個人が受けた、、医療費等の給付、生活保護の給付などの公的支援を受けた経緯と内容がわかる文書すべて		8/7	不開示		第10条

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
161	見19	7/26	福祉局生活福祉部	生活福祉課	特定法人が今年度見沼区で新規開設しようとして提出した事前協議申入書一式	・福生生第518号　事前協議申入書（令和5年5月1日収受） ・福生生第519号　事前協議申入書（令和5年5月1日収受） ・福生生第683号　近隣住民説明会報告書（令和5年5月16日収受）　他	8/7	一部開示	・法人職員や住民等個人の氏名、住所、電話番号その他特定の個人を識別できる情報 ・法人の代表者印（実印）	第7条第2号第3号
162	中34	7/26	水道局給水部	北部水道建設課	老第3369号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3369号布設替工事　見積書及び見積結果表	8/1	一部開示	・担当者印影、個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
163	中35	7/26	水道局給水部	北部水道建設課	老第3563号布設替工事及び市内消火栓設置（その2）工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3563号布設替工事及び市内消火栓設置（その2）工事 見積書、単価設定一覧	8/1	一部開示	・担当者印影　個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
164	中36	7/26	水道局給水部	北部水道建設課	老第3612号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3612号布設替工事 見積書、見積結果表	8/1	一部開示	・担当者名 ・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号	第7条第2号第3号
165	中37	7/26	水道局給水部	南部水道建設課	老第3630号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3630号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/28	一部開示	・担当者名 ・印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
166	中39	7/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3456号布設替工事（2債） 上記工事の変更工事設計書（金入り）	老第3456号布設替工事（2債） （第1回変更設計書）工事変更設計書（金入り）	8/1	開示		
167	浦95	7/28	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有するさいたま新都心駅前大型映像装置のNHK受信料に関するもの　直近のものに限る	NHK非常災害時緊急放送の大型画面による受信公開実施申込書／さいたま新都心駅前大型映像装置設置工事（令和元年9月13日決裁）	8/10	一部開示	個人に関する情報	第7条第2号
168	浦96	7/28	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有するさいたま新都心駅前大型映像装置設置工事の基本詳細設計業務委託に関するもの		8/10	不開示		不存在
169	浦97	7/31	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	特定業者が建築解体物を不法投棄しているとの情報にもとづき、さいたま市職員が群馬県桐生市新里町と群馬県千代田町で現場確認した内容を群馬県に情報提供したことがわかる一切の情報	令和3年度　環資産第2927号 資料の提出について（令和3年11月30日決裁）	9/11	一部開示	・個人の氏名、住所、電話番号等 ・法人の印影等 ・苦情者が特定されるおそれがある情報等	第7条第2号第3号第5号
170	岩45	8/1	スポーツ文化局文化部	文化振興課	・市民会館おおみや（RaiBoC Hall）の令和4年度収支計算書（指定管理報告書） ・旧市民会館おおみやの平成29年度から令和3年度までの収支計算書（指定管理報告書）	・市民会館おおみや（RaiBoC Hall）の令和4年度収支計算書（指定管理報告書） ・旧市民会館おおみやの平成29年度から令和3年度までの収支計算書（指定管理報告書）	8/14	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
171	浦98	8/1	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	うねうね公園せせらぎの大腸菌群検出に関する行政情報 指定管理者の水質検査調査委託の報告書を含む	・計量証明書（濃度） ・情報伝達シート（第1報）うねうね公園／せせらぎの利用中止（令和5年7月28日決裁　都み北第1317号） 他	8/15	一部開示	・法人の担当者氏名、電話番号、印影 ・計量証明書（濃度）の発行番号	第7条第2号第3号
172	浦99	8/1	選挙管理委員会事務局	選挙課	令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙の期日前投票に関する労働者派遣契約に関するもの（浦和区に限る）	・労働者派遣契約書（浦和区） ・埼玉県知事選挙事務補助業務に係る労働者派遣仕様書（浦和区分） ・研修実施報告書（浦和区分）	8/14	一部開示	・契約書のうち、「印影」の部分 ・研修実施報告書のうち「印影」の部分 ・契約書の「責任者」「苦情の申出を受ける者」の部分	第7条第2号第3号
173	浦100	8/1	財政局税務部	固定資産税課	市全域の地番図shapeデータ（令和5年1月1日時点）	地番図shapeデータ（令和5年1月1日時点のもの）	8/3	開示		
174	浦101	8/2	建設局南部建設事務所	道路安全対策課	橋梁修繕工事（南建道安単契R4-2）の特定法人の行政情報すべて	支出負担行為伺書（工事委託等・執行伺）（件名：橋梁修繕工事（南建道安単契R4-2））　他	8/15	一部開示	・法人の担当者名、印影、生年月日、性別、住所、学歴、経歴　他 ・法人の代表者印、事業者ID　他	第7条第2号第3号
175	浦102	8/2	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	北部公園整備課が保有する指定管理者に関する行政情報（三橋総合公園のグループ分）	・三橋総合公園・秋葉の森総合公園・岩槻城址公園・その他北部無料公園・三橋プールの管理に関する基本協定書　　他	9/15	一部開示	・個人の容姿 ・法人の代表者印 ・「緊急時連絡先一覧」「不正アクセスを防止する取組み」「個人情報の保管」の欄	第7条第2号第3号第7号
176	岩46	8/3	市民局市民生活部	消費生活総合センター	さいたま市「消費者センター」の規約等に関する資料の開示及び岩槻消費者センターが過去1年間に相談を受けた件数と個人情報保護法（個人を特定できる情報を除く）に抵触しない情報	・さいたま市消費生活センター条例 ・市市消第449号 　消費生活相談受付件数報告書の提出について（令和5年5月2日決裁） 【参考】相談受付件数表	8/16	開示		
177	浦103	8/4	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	令和4年10月16日に市教委の附属機関として設置された調査委員会との委託契約書等の全て	・教育委員会会議の議案名等について（報告） ・教育委員会会議の議案書の提出について（依頼） ・提案理由　　他	8/17	一部開示	・開示請求に係る当該者の住所、生年月日 ・開示請求に係る当該者以外の氏名、生年月日、職業、資格	第7条第2号
178	中40	8/4	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	「（仮称）次世代型スポーツ施設基本計画（案）に対して特定団体の皆さまから頂いた意見」についてのすべての行政情報及び市民等からの意見についての、請求者の提案を含むすべての行政情報	・令和5年2月10日開催　特定団体_第10回役員会　議事メモ ・令和5年2月13日開催　特定団体第3回役員会　議事メモ ・令和5年2月17日～3月20日実施パブリック・コメント　提出意見　他	8/18	一部開示	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、IPアドレス	第7条第2号
179	浦106	8/4	水道局給水部	南部水道建設課	下記案件についての金入り設計書 ・配水芝翫布設工事（その2）の実施設計　他	配水支管布設工事（その2）の実施設計　委託設計書（金入り）	8/17	開示		
180	浦107	8/7	福祉局生活福祉部	生活福祉課	・令和5年度さいたま市生活困窮者学習支援業務に係る最優秀事業者の企画提案書と採点表 ・令和5年度さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）に係る最優秀事業者の企画提案書と採点表	・令和4年12月26日収受『企画提案書（プロポーザル）』、・令和5年1月31日決裁『プロポーザル審査結果通知書及びホームページ更新について（学習支援中高生）』の最優秀事業者の採点表に係る部分　他	8/16	一部開示	・連絡担当者の氏名及びEメールアドレス ・企画提案書の提出者のノウハウ、独自の提案又は組織体制が含まれる部分 他	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
181	中41	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	老幹22号(φ500mm)配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老幹22号(φ500mm)配水本管布設替工事見積書、見積結果表	8/17	一部開示	・担当者印影　個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
182	中42	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	老第3564号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3564号布設替工事 見積書、単価設定一覧	8/17	一部開示	・担当者・個人氏名 ・見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名	第7条第2号第3号
183	中43	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	老第3589号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3589号布設替工事 見積書、見積結果表	8/17	一部開示	・担当者印影　個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
184	中44	8/8	水道局給水部	南部水道建設課	老第3547号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3547号布設替工事 見積書及び見積結果表	8/17	一部開示	・担当者名 ・印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
185	大27	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902026 幹線22号(φ500mm)配水本管布設工事 見積書一式、見積比較結果表	老幹22号(φ500mm)配水本管布設替工事見積書、見積結果表	8/17	一部開示	・担当者印影　個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
186	大28	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902038 老第3589号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3589号布設替工事 見積書、見積結果表	8/17	一部開示	・担当者印影　個人氏名 ・見積業者名	第7条第2号第3号
187	大29	8/8	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号239902027 老第3564号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3564号布設替工事 見積書、単価設定一覧	8/17	一部開示	・担当者・個人氏名 ・見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名	第7条第2号第3号
188	大30	8/8	水道局給水部	南部水道建設課	整理番号239903045 老第3547号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3547号布設替工事 見積書、見積比較結果表	8/17	一部開示	・担当者名 ・印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
189	桜4	8/9	環境局環境共生部	環境対策課	特定企業廃棄物置場に係る近隣住民の通報とその対応について、特定日以降に職員が作成しなければならない文書(計10枚以内の範囲に限る)	・公害苦情受付日報(2023/3/9対応記録分) ・公害苦情受付日報(2023/6/21、6/28、6/30対応記録分)	8/21	一部開示	申立人の携帯電話番号	第7条第2号
190	浦108	8/10	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	2019年度小学校教科書採択選定委員会議事録(英語)	令和元年度第2回さいたま市教科用図書選定委員会会議録	8/24	一部開示	出席者名、保護者の代表、氏名	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
191	西2	8/10	保健衛生局保健所	疾病対策課	さいたま市で加入している保険料5万円以上の保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し　他	・令和5年度「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」加入依頼書 ・「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」加入証	8/14	開示		
192	西3	8/10	建設局北部建設事務所	道路維持課	さいたま市で加入している保険料5万円以上の保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し　他	ボランティア活動保険加入証	8/10	開示		
193	西4	8/10	建設局南部建設事務所	道路維持課	さいたま市で加入している保険料5万円以上の保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し　他	ボランティア活動保険加入証	8/14	開示		
194	浦109	8/10	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	コミュニティ推進課が保有する自治会掲示板への掲示依頼について、及び苦情 令和4年度に限る	自治会への広報物の送付について(5月から3月)	8/23	一部開示	令和4年度の自治会掲示板への苦情	不存在
195	浦110	8/10	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	江川土地区画整理事業地内の第66街区の今後事業の予定と過去の廃棄物調査	・江川土地区画整理事業66街区地質調査業務報告書(平成29年2月) ・江川土地区画整理事業処分場跡地周辺環境調査業務報告書(平成18年3月) ・江川土地区画整理事業設計図	8/24	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影	第7条第2号第3号
196	浦111	8/14	保健衛生局保健所	保健所管理課	さいたま市保健所が今年度、医療機関に対して行った立入調査に関する文書の一切 文書とは具体的には、調査のきっかけとなったものや、調査の報告書、結果の通知書のようなものも含む	・ わたしの提案(令和5年4月6日収受、第35127号) ・ 立入検査の実施について(通知)(令和5年4月28日付、保保所保第964号)　他	8/28	一部開示	・「わたしの提案」、「立入検査の実施について(通知)」、「立入検査結果通知」、「改善計画及び改善報告書」のうち、医療機関及び個人の特定に関する情報　等	第7条第2号第3号第5号
197	岩47	8/15	保健衛生局保健所	保健所管理課	・令和元年度、職務別の時間外勤務時間数及び時間外勤務手当の支給額のわかるもの ・医療安全支援センターのホームページに、当面・原則等の文言を記載した理由が分かる資料　等	さいたま市医療安全相談ホームページ内の「よくある相談事例Q＆A」の過去3年間の更新記録(令和4年3月7日決裁)	8/28	開示		
198	浦112	8/17	建設局南部建設事務所	土木管理課	・特定期間に行われた特定地立合時に作成された行政資料 ・一般提供による道路測量図に記載されている文言の記入のある道路台帳　他		9/13	不開示		不存在
199	浦113	8/17	建設局南部建設事務所	土木管理課	・市有地等境界確認証明書の開示請求について ・特定期間に行った市有地の境界確認点の市有地等境界確認証明書の交付申請書について　他		8/29	不開示		不存在
200	中45	8/17	建設局南部建設事務所	建築指導課	特定地域の工事に係る建設リサイクル法に関する届出書及び添付資料	建設工事に係る資材の再資源化等に関す法律第10条第1項による届出書について(南解156)(令和5年5月22日収受、令和5年5月25日受理決裁)	8/24	一部開示	・発注者の氏名、住所(郵便番号を含む)、電話番号 ・代理者の氏名、電話番号	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
201	見20	8/18	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	施設計画地(見沼区宮ケ谷塔2丁目、4丁目)に関わる追加地質調査(令和4年度に実施)報告書	令和4年度 (仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備地質調査業務 報告書	8/31	一部開示	受託業者担当者、各種試験担当者の氏名、写真の一部	第7条第2号
202	浦119	8/22	市民局市民生活部	市民生活安全課	特定宿泊施設の売店(おみやげ)日別の売上 令和5年度 取扱い品について		9/4	不開示		不存在
203	浦120	8/22	教育委員会事務局管理部	教育財務課	特定市立小学校の消耗品の領収書、内訳書等 令和5年度	令和5年4月7日起案 支出負担行為伺書件支出命令書(110074124-00-00)レースCコンフォート 別紙納品書の通り 他	9/4	一部開示	・業者の担当者名 ・職員の公立学校共済組合共済番号 ・法人の口座情報 ・法人の実印	第7条第2号第3号
204	浦121	8/22	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	特定市立小学校の消耗品の領収書、内訳書等 令和5年度	支出負担行為伺書件支出命令書110192743-00-00 切りやすいバンナイフ (起案日令和5年4月24日)他	9/4	一部開示	・業者の担当者名 ・法人の口座情報・法人の実印	第7条第2号第3号
205	浦122	8/22	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定市立小学校の消耗品の領収書、内訳書等 令和5年度		9/4	不開示		不存在
206	浦123	8/22	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立小学校の消耗品の領収書、内訳書等 令和5年度		9/4	不開示		不存在
207	浦124	8/24	議会局議事調査部	議事課	令和5年8月10日 まちづくり委員会会議録の粗原稿	令和5年8月10日さいたま市議会まちづくり委員会記録(速報版)	8/30	開示		
208	浦125	8/24	市民局区政推進部		「さいたま市区民課窓口(一部)業務委託」についての受託者提案書	さいたま市区民課窓口(一部)業務委託(履行期間:令和5年9月1日から令和8年7月31日まで)プロポーザルに係る、企画提案書	9/7	一部開示	・提案書のうち、「氏名」の部分 ・提案書のうち、「提案」の部分	第7条第2号第3号
209	見21	8/24	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナについて ・市民団体からの要望書全て ・住民説明会の資料と記録 ・市に提出された署名数が記載された頭書きの部分	・ススス政第726号 与野中央公園におけるアリーナ建設見直しを求める要望書 ・ススス政第727号 緑と水辺の豊かな与野中央公園を求める要望書と懇談のお願いアリーナ計画は白紙に戻してください 他	9/7	一部開示	各行政情報のうち、個人情報に関する部分(氏名、住所、電話番号)及び団体の印影	第7条第2号第3号
210	見22	8/24	都市局みどり公園推進部	都市公園課	さいたま市与野中央公園新アリーナについて ・市民団体からの要望書全て	与野中央公園等に関する要望書	9/7	一部開示	個人の基本的事項に関する情報	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
211	大32	8/25	建設局北部建設事務所	建築指導課	特定法人に関する建築に関する違法建築に対する建築指導課としての行政指導に関する情報		8/31	不開示		第10条
212	浦126	8/25	都市局まちづくり推進部	浦和西部まちづくり事務所	武蔵浦和ペデスティアルデッキ、(マンション等)民間管理者へ点検等の確認を求めたことがわかる行政情報及び、同件の苦情	武蔵浦和駅周辺歩行者デッキ管理者等への点検実施状況の確認について	9/8	一部開示	・氏名、電話番号、所属 ・法人の内部管理情報 ・同件の苦情	第7条第2号第3号不存在
213	岩49	8/28	市民局市民生活部	消費生活総合センター	「さいたま市消費者保護条例」、及び存在すれば、「さいたま市の消費生活の安定及び向上に関する条例」	・さいたま市消費生活条例 ・さいたま市消費生活条例施行規則	9/8	開示		
214	南2	8/29	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	令和2年度に実施された、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター指定管理者募集の際に、特定法人が提出した「さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター指定管理者事業計画書(様式6)」	さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター指定管理者事業計画書(様式6)	9/8	一部開示	事業計画書の一部	第7条第3号
215	浦127	8/30	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	スポーツ政策室が保有する令和4・5年度業務委託契約書仕様書、成果物 除草業務を除く	令和4年度さいたま市中学生年代女子サッカー等活性化事業業務 ・ 業務委託契約書 ・ 令和4年度さいたま市中学生年代女子サッカー等活性化事業業務仕様書　他	9/28	一部開示	・氏名 ・交渉の計画・方針等に関する情報 ・審議記録 ・市内部での見積　　他	第7条第2号第3号第4号第5号
216	岩50	8/30	市民局市民生活部	消費生活総合センター	さいたま市「消費生活センター」の消費生活相談員の任命者別の相談員数等が分かる関係資料	・市市消第3232号　会計年度任用職員(消費生活相談員)の任用について(令和5年3月24日決裁) ・さいたま市消費生活相談員採用年月日・資格取得状況	9/12	一部開示	生年月日～その他欄	第7条第2号
217	中48	8/31	水道局給水部	北部水道建設課	老幹28号(φ500mm)配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老幹28号(φ500mm)配水本管布設替工事 見積書、見積結果表	9/5	一部開示	・担当者・個人氏名 ・見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名・不採用見積	第7条第2号第3号
218	中49	8/31	議会局議事調査部	議事課	請願の件名「(仮称)次世代型スポーツ施設の建設を含む与野中央公園の整備についての検討プロセスをやり直してください。」の議員に配布している議事録	令和5年6月16日さいたま市議会まちづくり委員会記録(速報版)のうち、請願第17号「(仮称)次世代型スポーツ施設の建設を含む与野中央公園の整備についての検討プロセスをやり直してください」の参考意見聴取の部分　他	9/4	開示		
219	中50	8/31	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	特定株式会社様との打合せ資料・打合せ議事録・契約書・完成資料等一式(さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業アドバイザリー業務)　他	さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業アドバイザリー業務の業務委託契約書、業務委託仕様書、業務内容等変更協議依頼書(写)、業務内容等変更協議回答書他	9/28	一部開示	・氏名 ・代表者印(実印) ・審議記録 ・市内部での見積 ・市の事務事業計画等に対して示された国等の見解 他	第7条第2号第3号第4号第5号
220	見23	8/31	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	さいたま市食肉中央卸売市場移転再整備に係る国や県との打ち合わせ記録全て	・概略スケジュール ・建物平面図 ・建物配置図 ・(仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業のこれまでの検討内容 ・事業対象地・スケジュール　他	10/23	一部開示	議事録(平成31年2月21日)のうち、打合せ内容　他	第7条第4号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
221	浦131	8/31	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	教職員人事課の出勤簿 令和5年1月1日より直近まで	教職員人事課所属職員の出勤簿	9/14	一部開示	年休、夏休、特休、病休、職務専念義務免除の取得理由、職員番号	第7条第2号
222	浦132	8/31	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	指導1課の出勤簿 令和5年1月1日より直近まで	指導1課所属職員の令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/14	一部開示	休暇の区分・種類、職務専念義務免除取得理由、常勤職員の職員番号、実印印影、銀行届出印印影	第7条第2号
223	浦133	8/31	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	指導2課の出勤簿 令和5年1月1日より直近まで	指導2課所属職員の令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/14	一部開示	休暇の区分・種類、職務専念義務免除取得理由、常勤職員の職員番号、実印印影	第7条第2号
224	岩52	8/31	人事委員会事務局	任用調査課	さいたま市職員採用試験及び採用条件等過去の問題集	・人任第732号職員採用試験(第1次試験)の試験問題について(令和5年6月6日決裁) ・人任第1522号職員採用試験(第1次試験)の試験問題について(令和4年8月30日決裁)　他	9/14	不開示		第7条第5号
225	浦135	9/1	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	「学級がうまく機能しない状況」に関する調査をしなくした行政情報		9/15	不開示		不存在
226	浦136	9/1	教育委員会事務局生涯学習部	文化財保護課	文化財保護課が保有する ・見沼通船堀関門開閉定演令和5年8月23日のチラシに関する行政情報 ・さいたま市文化財キャラクターに関する行政情報(榧リポート89号を含む)	・(仮称)岩槻人形会館基本構想・計画策定業務委託における業者選定について ・(仮称)岩槻人形会館基本構想・計画策定業務委託における支出負担行為伺書 (執行伺・契約伺)平成17年度　他	9/14	一部開示	「(仮称)岩槻人形会館基本構想・計画策定業務委託の契約伺書」内添付見積書、委任状及び建設業者情報のうち、代理人の氏名及び印影の部分　他	第7条第2号第3号
227	浦137	9/1	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	教職員人事課「学級がうまく機能しない状況」に関する調査(指導2課作成)を活用した事がわかる行政情報		9/15	不開示		不存在
228	岩53	9/4	人事委員会事務局	任用調査課	人事委員会が過去3年以内に職員採用試験及び転職に関する事項を発議した事案と過去5年間の人事委員会委員長の経歴が分かる関係資料	・令和2年度さいたま市人事委員会第4回臨時会会議結果 ・令和2年度さいたま市人事委員会第13回定例会会議結果 ・令和2年度さいたま市人事委員会第5回臨時会会議結果　他	9/19	一部開示	人事委員会委員長の生年月日、住所	第7条第2号
229	浦144	9/4	子ども未来局子育て未来部	幼児・放課後児童課	2022年4月20日公示の「さいたま市子ども事務包括業務」の受託会社である特定法人の企画提案書	令和4年4月20日公示の「さいたま市子ども事務包括業務」に係る特定法人の企画提案書	9/13	一部開示	・氏名が含まれる部分 ・法人の営業方針、運営体制、従業員等配置計画、具体的かつ独自の技術や提案、独自性を表現した記述が含まれる部分	第7条第2号第3号
230	浦145	9/4	市民局区政推進部		2023年3月13日公示の「さいたま市区民課窓口(一部)業務」の受託会社である特定法人の企画提案書	「さいたま市区民課窓口(一部)業務」に関し、令和5年3月13日付さいたま市告示第471号「公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請」に応じて提出された特定法人の企画提案書	9/11	一部開示	・提案書のうち、「氏名」の部分 ・提案書のうち、「提案」の部分	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
231	南3	9/4	西区役所健康福祉部	福祉課	特定団体の食料品支給に係る、西区役所福祉課での配布記録	特定団体利用者名簿R4 特定団体利用者名簿R5	9/13	一部開示	特定団体利用者名簿のうち、「利用者名」欄の部分	第7条第2号
232	中51	9/5	水道局給水部	南部水道建設課	老第3536号布設替工事(2債) 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3536号布設替工事(2債) 見積書及び単価設定一覧表	9/15	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、見積を特定する番号、当該企業より不開示としたい旨回答のあった見積書	第7条第2号第3号
233	中52	9/5	水道局給水部	南部水道建設課	老第3637号布設替工事及び市内消火栓設置(その11)工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3637号布設替工事及び市内消火栓設置(その11)工事 見積書一式、見積比較結果表	9/8	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影及び名称、住所、電話番号、代表者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
234	浦146	9/5	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有するさいたま新都心デッキのうち国、県、民間事業者が所有するデッキの点検状況の確認を実施し、適正に管理している報告について	さいたま新都心周辺歩行者デッキ点検確認状況一覧	9/19	開示		
235	浦147	9/7	都市局都心整備部	都心整備課	「さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書」に基づく令和4年度事業報告について	「さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書」に基づく令和4年度事業報告について(令和5年5月12日決裁)	9/21	開示		
236	浦148	9/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	指導1課が保有する自然の教室の実施に係る児童扶助に関すること個人情報が記入されているものを除く	・少年自然の教室推進事業　扶助費要項 ・自然の教室(舘岩・夏季)就学援助対象児童扶助費支給について(通知)令和3年度　　他	9/21	開示		
237	南4	9/11	南区役所健康福祉部	福祉課	特定団体より、南区福祉課が受領した食べ物の配布先リスト(令和5年8月より5年間分) 窓口に相談に来た方に配付したか確認できる資料	特定団体利用者名簿	9/14	一部開示	・特定団体利用者名簿(令和3年度以前) ・特定団体利用者名簿のうち、「利用者名」欄の部分	不存在 第7条第2号
238	中55	9/12	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	令和6年用小学校教科用図書の採択に関わる資料 ・教科用図書専門調査委員会名簿(外国語)	令和5年度さいたま市教科用図書調査専門員会(英語)名簿	9/21	開示		
239	浦149	9/12	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定市立小学校教職員及び事務職員等の出勤簿 2023年1月1日より	特定市立小学校の教職員及び事務職員等の令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/25	一部開示	休暇の区分・種類、職務専念義務免除取得理由、常勤職員の職員番号、銀行届出印印影	第7条第2号
240	浦150	9/12	教育委員会事務局管理部	教育総務課	特定市立小学校事務職員等の出勤簿 2023年1月1日より	特定市立小学校の事務職員等の令和5年1月1日より直近までの出勤簿(教育総務課分)	9/25	一部開示	休暇の区分・種類、職員番号	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
241	浦151	9/12	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立小学校事務職員等の出勤簿 2023年1月1日より	特定市立小学校の事務職員等の令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/25	一部開示	休暇の区分・種類に関する表示、銀行届出印印影	第7条第2号
242	浦152	9/12	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	特定市立小学校事務職員等の出勤簿 2023年1月1日より	特定市立小学校の事務職員等の令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/25	一部開示	休暇の区分・種類	第7条第2号
243	浦153	9/12	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定市立小学校事務職員等の出勤簿 2023年1月1日より	特定市立小学校の学校地域連携コーディネーターの令和5年1月1日より直近までの出勤簿	9/22	一部開示	休暇の区分・種類、銀行届出印印影	第7条第2号
244	見24	9/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナ ・市民団体の要望書の回答と要請書の回答 ・団体との意見交換回等、話し合いの記録の全て	・ススス政第728号　与野中央公園におけるアリーナ建設見直しを求める要望書について（回答） ・ススス政第729号　緑と水辺の豊かな与野中央公園を求める要望書について（回答）	10/11	一部開示	・団体との意見交換会等、話し合いの記録の全て ・要望書の回答のうち、個人情報に関する部分	不存在 第7条第2号
245	見25	9/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナ 見る拠点としてさいたまブロンコスなどのプロスポーツクラブとさいたま市の話し合った記録の全て		10/11	不開示		第10条
246	見26	9/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナ 特定団体へいつだれがどのような内容を説明したのか全ての記録	・令和5年1月13日開催　特定団体第9回役員会　メモ ・令和5年1月26日開催　特定団体講演会　メモ ・令和5年2月10日開催　特定団体第10回役員会　メモ　他	10/11	一部開示	各行政情報のうち、個人情報に該当する部分	第7条第2号
247	見27	9/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナ 特定団体と話し合いをした記録の全て	・令和3年8月4日開催　特定団体令和3年度第2回役員会　メモ ・令和3年9月15日開催　特定団体令和3年度第1回分科会　メモ　他	10/11	一部開示	各行政情報のうち、個人情報に関する部分	第7条第2号
248	見28	9/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま市与野中央公園新アリーナ 次世代スポーツ施設は防災に関しても検討しているとのこと、検討記録と県や国とのこの施設に関して防災について話し合った記録	・令和5年5月15日　防災課打ち合わせ記録 ・令和5年5月23日　防災課回答	10/11	一部開示	行政情報のうち、検討又は協議に関する部分	第7条第4号
249	見29	9/12	都市局みどり公園推進部	都市公園課	さいたま市与野中央公園新アリーナ ・ヒ素の調査を行った土壌記録 ・ヒ素は表土を被せ封じ込める方法で構わないとする根拠となる調査記録などの資料	・平成21年度与野中央公園土壌分析調査業務委託　報告書内「図3.1.1 砒素及びその化合物の溶出試験結果」 ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説（p.53～56）	10/13	開示		
250	見30	9/12	都市局みどり公園推進部	都市公園課	さいたま市与野中央公園新アリーナ 与野市時代の1993年策定の基本計画	中央公園基本設計業務委託（平成5年6月）	10/13	不開示		第7条第4号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
251	浦154	9/14	建設局	技術管理課	令和4年度　関東地区下水道事業積算施行適正化委員会名簿	令和4年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会名簿	10/10	一部開示	・法人・その他団体の氏名、メールアドレス ・他都県政令市のメールアドレス（一部）	第7条第3号第6号
252	浦155	9/14	建設局	技術管理課	令和5年度　関東地区下水道事業積算施行適正化委員会名簿	令和5年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会名簿	10/10	一部開示	・法人・その他団体の氏名、メールアドレス ・他都県政令市のメールアドレス（一部）	第7条第3号第6号
253	見31	9/15	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	区画整理支援課が組合へ行った聞き取りの内容がわかる記録の全て	七里駅北側特定土地区画整理の設計図について　協議録　令和5年7月24日	9/26	一部開示	氏名等	第7条第2号
254	大33	9/15	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校　測量成果簿及び立ち合い証明	特定市立小学校用地測量業務に関して作成された用地実測図 特定時期に、当時の隣地地権者と取り交わした境界確認書	9/25	一部開示	当時の隣地地権者の氏名、住所、及び印影	第7条第2号
255	浦156	9/15	建設局南部建設事務所	土木管理課	南部建設事務所土木管理課が保有する浦和駅前広場の苦情対応のわかるものと、チラシの配布等の行政情報	建南土第592号_市民からの問い合わせについて（回答）_（令和5年6月21日決裁） 建南土第949号_【市民の声2023/08/18 17:15〆】わたしの提案（B60036327）_（令和5年8月18日決裁）　他	9/28	一部開示	・問い合わせ者の住所、電話番号およびメールアドレス ・指導対象者が特定できる部分 ・指導対応担当者氏名	第7条第2号第3号第6号
256	見32	9/20	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅の仮こ線橋・仮駅舎・仮トイレの再利用についての私の提案の回答について、回答中の「撤去費用についてスクラップ等の再資源化を考慮した費用」とあるが、その金額の内訳が記載された資料		10/2	不開示		不存在
257	見33	9/20	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について、土地買収の交渉内容・金額のわかる記録の全て		10/2	不開示		不存在
258	浦161	9/22	水道局給水部	南部水道建設課	（工事名）老第3536号布設替工事（2債） レンタル仮給水材料費（レンタル期間235日）の見積もり	老第3536号布設替工事（2債） レンタル仮給水材料費の見積書	10/2	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、見積を特定する番号	第7条第2号第3号
259	見34	9/27	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	経商食第449号令和5年1月27日一部開示決定された資料の中 要望関係のフォルダーにあります 要望書・陳情書・上申書・提案書、これらに対して行った回答		10/10	不開示		不存在
260	中60	9/27	水道局給水部	南部水道建設課	拡第5190号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5190号配水支管布設工事 見積書一式、見積比較結果表	10/6	一部開示	・法人の担当者氏名及び担当者印の印影 ・法人の代表者印の印影及び名称、住所、電話番号、代表者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
261	中61	9/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3452号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3452号布設替工事 見積書、見積結果表	10/3	一部開示	・担当者・個人氏名 ・見積業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条第2号第3号
262	浦162	9/29	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	・指導1課が保有するS-netライブラリー ・指導1課N宛に報告を求めた通知令和4年度に限る	・「令和4年3月中学校等卒業者の進路状況調査」の実施について ・令和4年度「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」に係る書類の提出について（通知） ・令和4年度主任等の報告について（通知） 他	10/13	開示		
263	浦163	10/2	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	令和6年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験（令和5年度実施）試験問題、答案用紙、解答 ・一般教養 ・小学校全科　他	06　一般教養・教職科目、06　小学校、06　中学校　国語、06　中学校　社会、06　中学校　数学、06　中学校　音楽、06　中学校　家庭、06　中学校　英語、06　養護、06　栄養、令和6年度埼玉県公立学校教員採用選考試験配点　他	10/6	開示		
264	浦164	10/2	教育委員会事務局生涯学習部	文化財保護課	文化財保護課が保有する「さいたま市文化財保存事業費補助金」R3.4分 同事業のウェイティングリスト 相談日、予算について、文化財について	・支出負担行為伺書（件名：文化財保存事業費補助金（紙本墨書大般若波羅蜜多経保存修理事業））（令和3年4月2日決裁）（伝票番号050030597-00-01） 他	10/16	一部開示	・申請者（個人及び団体代表者）の氏名、住所、電話番号 ・法人の代表者の印影及び口座情報　他	第7条第2号第3号
265	浦165	10/2	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	特別支援学級の児童・生徒の年度別、学年別の一覧表	特別支援学級の児童・生徒の年度別、学年別の一覧表	10/6	開示		
266	浦166	10/2	建設局土木部	土木総務課	土木総務課が保有するさいたま市浦和区仲町1丁目128番8仲宿弁財天に関する行政情報	・令和3年度建土土第2024号「交渉記録／浦和区仲町1丁目」 ・令和3年度建土土第2059号「不動産鑑定評価依頼について（浦和区仲町1丁目）」　他	11/2	一部開示	・氏名、住所、電話番号、印影 ・代表者印　他	第7条第2号第3号
267	見36	10/2	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	さいたま市食肉中央卸売市場を見沼区に移転するにあたり牛や豚などの生態輸送を続ける理由について、さいたま市として検討した記録すべて		10/16	不開示		不存在
268	見37	10/2	都市局都市計画部	交通政策課	東武野田線七里駅と岩槻駅の間の新駅要望について、さいたま市として内部で検討したことが分かる全ての記録	都都計交第1903号 埼玉県からの令和4年度鉄道整備要望について（令和4年11月7日決裁） のうち、七里駅～岩槻駅間の新駅設置に関する要望調書	10/26	開示		
269	見38	10/2	都市局都市計画部	交通政策課	東武野田線七里駅と岩槻駅の間の新駅について、特定法人とさいたま市が話し合った記録全て		10/26	不開示		不存在
270	北7	10/5	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	給食費の口座振替の手続きに関し、実施方法について検討した資料。特に本件によって生じる登録システムの負荷をどのように見積り、対策を講じたのか、また問題が発生した場合、市民への負担・損害を検討した資料	教学健第950号　校長会・教頭会配付資料について （令和5年5月12日決裁）	10/18	一部開示	登録システムの負荷をどのように見積り、対策を講じたのか、また問題が発生した場合、市民にどのような負担・損害が生じるかを検討した資料	不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
271	浦167	10/5	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定市立小学校の教職員及び事務職員等の出勤についてわかるもの（出張、職免等も含む） 令和5年7月20日～8月31日まで	特定市立小学校の教職員及び事務職員等の令和5年7月20日～8月31日までの出勤簿	10/18	一部開示	休暇の区分・種類、職務専念義務免除取得理由、常勤職員の職員番号、銀行届出印印影	第7条第2号
272	浦168	10/5	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立小学校の事務職員等の出勤についてわかるもの（出張、職免等も含む） 令和5年7月20日～8月31日まで	特定市立小学校の事務職員等の令和5年7月20日～8月31日までの出勤簿	10/18	一部開示	休暇の区分・種類に関する表示、銀行届出印印影	第7条第2号
273	浦169	10/5	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定市立小学校の事務職員等の出勤についてわかるもの（出張、職免等も含む） 令和5年7月20日～8月31日まで	特定市立小学校の学校地域連携コーディネーターの令和5年7月20日より8月31日までの出勤簿	10/16	一部開示	休暇の区分・種類、銀行届出印印影	第7条第2号
274	浦170	10/5	教育委員会事務局管理部	教育総務課	特定市立小学校の事務職員等の出勤についてわかるもの（出張、職免等も含む） 令和5年7月20日～8月31日まで	特定市立小学校の事務職員等の令和5年7月20日から8月31日までの出勤簿（教育総務課分）	10/17	一部開示	休暇の区分・種類、職員番号	第7条第2号
275	浦171	10/5	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教育委員会の出勤簿の印鑑について 実印と銀行印の使用についての通知		10/17	不開示		不存在
276	浦172	10/5	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	特定市立小学校の事務職員等の出勤についてわかるもの（出張、職免等も含む） 令和5年7月20日～8月31日まで	特定市立小学校の事務職員等の令和5年7月20日～8月31日までの出勤簿	10/18	一部開示	休暇の区分・種類	第7条第2号
277	浦173	10/6	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価　令和4年10月版 市場単価　令和4年10月版 標準単価　令和5年10月版（金額抜き） 市場単価　令和4年10月版（金額抜き）建築工事、電気設備工事　他	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和4年10月版 標準単価（電気設備工事）令和4年10月版 標準単価（機械設備工事）令和4年10月版　他	10/12	開示		
278	浦174	10/6	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	令和6年度使用小学校教科用図書採択に関わる資料 ・採択日程・調査研究日程 ・調査研究員名簿	小学校教科用図書の採択スケジュール 令和5年度さいたま市教科等図書調査専門員会名簿	10/18	開示		
279	中62	10/6	建設局南部建設事務所	下水道建設課	（予定事後）浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1014） 金額入り設計書一式（情報提供と同じデータ）　他	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1014） 鴨川第40処理分区下水道工事（南建-R5-1001） 上記、金額入り設計書一式（情報提供と同じデータ）　他	10/12	開示		
280	浦175	10/11	都市局都心整備部	都心整備課	大型映像装置施行運営事業の要綱及び国と県の広告料減免申請に関するもの	・さいたま新都心駅前大型映像装置広告取扱要領（令和3年3月16日改正版） ・さいたま新都心駅前大型映像装置広告取扱要領（令和5年8月10日改正版）　他	10/25	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
281	浦176	10/11	水道局給水部	配水課	水道庁舎の敷地内の神社に関する行政情報		10/25	不開示		不存在
282	浦179	10/12	浦和区役所区民生活部	コミュニティ課	(浦和)特定団体への補助金及び決算書等 浦和区コミュニティ課に限る	浦区コ第541号　令和4年度さいたま市自治会運営補助金額の確定について(中央地区)(令和5年5月19日決裁) ただし、実績報告書は、特定団体のもの　他	10/26	一部開示	個人の氏名(代表者を除く)、住所、印影、法人の代表印	第7条第2号第3号
283	浦180	10/12	浦和区役所健康福祉部	支援課	令和5年　浦健支002022 [取扱注意]FW令和5年度第1回AED等整備検討会の配布資料について	浦健支第2022号 【取扱注意】Fw: 令和5年度第1回AED等整備検討会の配布資料について (令和5年7月28日収受)	10/27	一部開示	・個人の年齢及び性別 ・所管・本庁関連課、施設区分、施設名等、備考、庁内ネットワーク構成(ファイルパス)	第7条第2号第7号
284	中63	10/13	建設局南部建設事務所	道路建設課	建設局南部建設事務所　道路建設課 (予定事後)産業道路原山工区街路整備工事(R5)(2債) 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)	産業道路原山工区街路整備工事(R5)(2債) 上記の工事設計図書(情報提供CD)	10/19	開示		
285	中64	10/13	建設局南部建設事務所	道路維持課	建設局南部建設事務所　道路維持課 (予定事後)道路修繕工事(南R5一般県道大谷本郷さいたま線外) 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)　他	・道路修繕工事(南R5一般県道大谷本郷さいたま線外)鈴谷工区 ・道路修繕工事(南R5市道P－558号線) ・道路修繕工事(南R5主要地方道さいたま東村山線) 上記の工事設計図書　他	10/23	開示		
286	中65	10/13	建設局南部建設事務所	道路維持課	建設局南部建設事務所　道路維持課 (参加拡大・予定事後)スマイルロード整備工事(南R5市道E-187号線外) 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)	・スマイルロード整備工事(南R5市道E－187号線外) 上記1件の工事設計図書(情報提供CD)	10/23	開示		
287	中66	10/13	建設局南部建設事務所	道路安全対策課	建設局南部建設事務所　道路安全対策課 鴨川橋外2橋補修工事 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)　他	・鴨川橋外2橋補修工事 ・羽根倉橋(上り線)耐震補強及び補修工事その6(2債) 上記2件の工事設計図書(情報提供CD)	10/19	開示		
288	中67	10/13	建設局南部建設事務所	道路安全対策課	建設局南部建設事務所　道路安全対策課 針ヶ谷歩道橋撤去及び安全対策工事 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)	・針ヶ谷歩道橋撤去及び安全対策工事 上記の工事設計図書(情報提供CD)	10/19	開示		
289	中68	10/13	建設局南部建設事務所	下水道再整備課	建設局南部建設事務所　下水道再整備課 (予定事後)鴨川第42処理分区下水道工事(南再-R5-405) 上記工事の金入り設計書一式 (CD-Rでの交付を希望)　他	鴨川第42処理分区下水道工事(南再-R5-405) 南部第7処理分区下水道工事(南再-R5-3003) 鴨川第44-1処理分区下水道工事(南再-R5-404)　他	10/18	開示		
290	浦183	10/16	都市局都心整備部	都心整備課	都心整備課が保有する新都心D.E,F,G,Hデッキの近接目視点検がわかる報告　他	「平成30年度　さいたま新都心駅周辺歩行者デッキ点検業務　報告書」の一部	10/30	一部開示	個人に関する情報	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
291	浦184	10/17	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	指定管理者が「浦和仲町1丁目ひろば」を巡回、点検、パトロールしたことがわかるもの 同上の指定管理者の協定書等年次協定書（直近のもの）	・公園点検実施チェックリスト ・与野中央公園・八王子公園・その他南部無料公園・下落合プールの管理に関する基本協定書 ・与野中央公園・八王子公園・その他南部無料公園・下落合プールの管理に関する年度協定書	10/23	一部開示	公園点検実施チェックリストのうち、除草を行っている「業者名」の部分	第7条第3号
292	浦185	10/17	都市局都心整備部	都心整備課	新都心大型映像装置について特定団体より値下げの依頼書等及び民間広告の減免に関するもの	さいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載料減免申込書	10/31	一部開示	特定団体より値下げの依頼書　他	不存在
293	岩55	10/17	岩槻区役所区民生活部	総務課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	令和4年度時間外勤務等の要因の整理分析等調書	10/20	開示		
294	岩56	10/17	岩槻区役所区民生活部	区民課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	岩区区625　職員の勤務時間の適正な管理等について（令和5年6月1日）	10/23	開示		
295	岩57	10/17	岩槻区役所健康福祉部	福祉課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	令和5年5月15日付　職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）のうち、令和4年度時間外勤務等の要因の整理分析等調書（様式第4号）	10/19	開示		
296	岩58	10/17	岩槻区役所健康福祉部	支援課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	令和4年度時間外勤務等の要因の整理分析等調書	10/23	開示		
297	岩59	10/17	岩槻区役所健康福祉部	高齢介護課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	令和4年度時間外勤務等の要因の整理分析等調書	10/26	開示		
298	岩60	10/17	岩槻区役所健康福祉部	保険年金課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答		10/19	不開示		不存在
299	岩61	10/17	岩槻区役所健康福祉部	保健センター	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答		10/27	不開示		不存在
300	岩62	10/17	財政局北部市税事務所	個人課税課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	・財北個第596号　職員の勤務時間の適正な管理 等について（回答／様式第4号） （令和5年6月14日決裁）	10/24	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
301	岩63	10/17	財政局北部市税事務所	資産課税課	令和5年5月15日付け 総務局長（担当：人事課）からの「職員の勤務時間の適正な管理等について（通知）」に対する回答	令和4年度時間外勤務等の要因の整理分析調書	10/19	一部開示	該当職員の職名	第7条第2号
302	岩64	10/18	建設局北部建設事務所	土木管理課	10月18日イワ213号線において実施された特殊車両及び過積載の取り締まりについて、道路管理者から所轄の警察署に提出された取り締まり依頼書	「特殊車両通行に伴う指導・取締りの協力依頼について」	10/25	開示		
303	浦188	10/23	保健衛生局保健部	地域医療課	地域医療課が保有する令和5年度第1回AED等整備検討会に関するもの	・保保地第1878号　令和5年度第1回AED等整備検討会の開催について（令和5年7月4日決裁） ・保保地第2386号　さいたま市AED等整備検討会設置要領の制定について（令和5年7月26日決裁）　他	11/2	一部開示	・個人の年齢及び性別 ・所管・本庁関連課、施設区分、施設名等、備考	第7条第2号第7号
304	浦189	10/24	市民局市民生活部	市民生活安全課	公衆街路灯一斉LED化事業に関する行政情報 特定事項及び財政局から債務負担行為についての指摘事項と説明や解説 コールセンターの受付件数のわかるもの	・さいたま市公衆街路灯LED化事業ESCO契約書 ・さいたま市公衆街路灯LED化事業ESCO変更契約書 ・さいたま市特殊灯（公衆街路灯）修繕業務（R5-単価契約）業務委託契約書　他	11/7	一部開示	・法人の担当者名 ・法人の代表者印	第7条第2号第3号
305	浦190	10/24	建設局南部建設事務所	建築指導課	特定地域新築工事における落下防止棚の設置について、特定期間に特定法人に対して連絡又は指導した記録	令和4年建南建指第1716号　違反等現場調査報告書について（苦情22-05）	11/6	不開示		第10条
306	浦191	10/26	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	教学指1第4355号　令和5年10月13日付で特定された通知書の起案文書	・「令和4年3月中学校等卒業者の進路状況調査」の実施について（依頼） ・令和4年度「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」に係る書類の提出について　他	11/9	開示		
307	浦192	10/26	保健衛生局保健部	地域医療課	北部医療センター跡地の土地交換に関する行政情報	・普通財産（北部拠点事業用地）の交換に関する手続きについて（平成25年5月27日決裁） ・交換契約について（北部拠点宮原土地区画整理事業地）（平成25年12月24日決裁）　他	11/9	一部開示	・氏名・住所・印影 ・鑑定評価の実施業者に関する情報（印影）　他	第7条第2号第3号
308	岩66	10/27	建設局北部建設事務所	土木管理課	10月18日イワ213号線において実施された特殊車両及び過積載の取り締まりの結果	令和5年度　建北土第4684号　特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告 （令和5年10月19日供覧）	11/1	一部開示	・（特殊車両）検査車両一覧のうち、「車両NO」及び「運送会社名」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「運転者」　他	第7条第2号第3号
309	中74	10/30	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定市立小学校の特定事案に関し、関係した当該職員の人事記録		11/9	不開示		第7条第2号
310	浦194	11/1	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	・北部公園整備課が保有する指定管理者との年度協定書（令和4年度に限る）の指定管理料がわかるものと、月別分割払金額がわかる部分　他	荒川総合運動公園・西遊馬公園・宝来運動公園の管理に関する年度協定書（令和4年度）　他7件	11/25	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
311	浦195	11/1	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	・南部公園整備課が保有する指定管理者との年度協定書（令和4年度に限る）の指定管理料がわかるものと、月別分割払金額がわかる部分　他	・浦和総合運動場・駒場運動公園・三浦運動公園・浦和北公園の管理に関する年度協定書、変更年度協定書（令和4年度） ・沼影公園の管理に関する年度協定書変更年度協定書（令和4年度） ・令和4年度指定管理料配分(案)	11/15	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号
312	浦196	11/1	建設局建築部	建築総務課	特定法人の事前説明会報告書	令和5年建建建総第409号　事前説明会報告書／緑区三室	11/2	一部開示	担当者の氏名、施設の営業時間	第7条第2号第3号
313	浦197	11/2	市民局区政推進部		さいたま市マイナンバーカード特設交付センター分のアリーナとの契約書	特定法人とさいたま市とが締結した定期建物賃貸借契約書	12/5	一部開示	・管理技術者名 ・代表者印 ・契約期間 ・賃料 ・共益費等の諸経費 ・賃料等の支払い方法　他	第7条第2号第3号
314	大51	11/6	建設局北部建設事務所	下水道建設課	土留めを下水道工事後にさいたま市が貯砂した結果の内損傷状況とその補修方法がわかる資料 建設局北部建設事務所　下水道建設課　他	下水道事業家屋等事後調査復旧費積算業務（北建-R4-760）の建物等調査図、数量集計表、復旧説明図	11/7	一部開示	氏名	第7条第2号
315	桜5	11/8	財政局税務部	収納対策課	納税コールセンター業務委託について契約書、仕様書、令和4年度問合せ件数、未納のお知らせ件数	・業務委託契約書（令和4年6月7日締結） ・さいたま市納税コールセンター業務月報（令和4年10月～令和5年3月分）	11/16	一部開示	・受託者の担当者氏名 ・契約書における受託者の代表者印の印影	第7条第2号第3号
316	浦199	11/9	都市戦略本部デジタル改革推進部		施設予約端末の利用についての要綱等	公共施設予約システム利用端末利用規程 【別紙様式1】施設予約端末利用申込書（規程入り） 【別紙様式2】施設予約端末利用簿	11/14	開示		
317	浦200	11/9	スポーツ文化局文化部	文化振興課	プラザウエスト指定管理者について基本協定書、直近の仕様書 月次・年次報告にレストラン前のインターロックの傾きや段差、丸柱の塗装はがれ、軒板の不具合について書かれている部分	さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理に関する基本協定書及び指定管理業務仕様書	12/7	一部開示	基本協定書の相手方の印影 月次・年次報告にレストラン前のインターロックの傾きや段差、丸柱の塗装ハガレ、軒板の不具合について書かれている部分	第7条第3号不存在
318	浦201	11/10	保健衛生局保健部	地域医療課	令和5年度第1回AED等整備検討会議にあった整備実績表の特定施設に、平成19年、令和4年度に整備したことがわかるもの リース物件の返却・解約がわかるもの	・令和3年度保保地第239号　AED設置施設の一部変更通知について ・令和4年度AED設置施設一覧表	11/24	開示		
319	浦202	11/10	都市局都心整備部	都心整備課	大型映像装置試行運営事業の国と県と市の広告料減免申請に関する行政情報すべて	さいたま新都心駅前大型映像装置広告掲載料減免申込書	11/22	開示		
320	浦203	11/10	桜区役所くらし応援室		桜区役所総合案内業務委託契約書・仕様書の直近のもの	さいたま市桜区役所総合案内業務業務委託契約書	11/14	一部開示	法人の代表取締役印	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
321	浦208	11/14	都市局都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	大宮駅西口まちづくり事務所が保有する大宮駅西口ペデストリアンデッキの民間管理分の近接目視点検されたことがわかるもの、又、同デッキが建築物に該当するもの		11/22	不開示		不存在
322	浦209	11/14	建設局建築部	建築行政課	建設局が保有する大宮駅西口ペデストリアンデッキの民間管理分の近接目視点検されたことがわかるもの、又、同デッキが建築物に該当するもの	所有者等管理表	11/28	一部開示	建物所有者の氏名	第7条第2号
323	浦211	11/14	建設局北部建設事務所	土木管理課	建設局が保有する大宮駅西口ペデストリアンデッキの民間管理分の近接目視点検されたことがわかるもの、又、同デッキが建築物に該当するもの		11/24	不開示		不存在
324	中83	11/16	都市局みどり公園推進部	都市公園課	・昭和63年度中央公園基本計画説明会 ・平成5年度中央公園基本公園説明会　　他	さいたま市の公園における公民連携事業導入可能性調査等業務　報告書	12/21	不開示	さいたま市公園における公民連携事業等導入可能性調査の複合スポーツ施設に関する部分	第7条第4号 不存在
325	中88	11/16	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	平成27年度　与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの複合スポーツ施設等の整備に向けて検討した内容 以上の項目の概要がわかる資料一式	特定団体の分科会、役員会メモ 特定団体の役員会メモ	12/15	一部開示	個人の氏名及び特定の個人を識別することができる職業に関する部分	第7条第2号
326	浦210	11/20	財政局税務部	固定資産税課	令和3年1月1日時点の以下の文書 固定資産（不動産）評価事務取扱要領その他固定資産（不動産）の評価事務の取扱いが分かる文書　他	・令和3基準年度さいたま市固定資産（土地）評価事務取扱要領 ・令和3基準年度さいたま市固定資産（家屋）評価事務取扱要領 ・令和3基準年度さいたま市固定資産（家屋）評価事務取扱細則　　他	11/28	一部開示	「特に不整形地の固定資産評価事務の取扱いについて定めた文書がある場合は、当該文書」	不存在
327	浦212	11/21	市民局区政推進部		大宮市役所・大宮図書館・PFI事業と指定管理者・大宮図書館エレベーターのガラス破損についての行政情報及び同ガラスが10年保証とするもの、修繕書に関するもの　一覧で可	事故・クレーム対応 令和4年度業務報告書（四半期、年次報告）　他	12/5	一部開示	法人の代表者印、担当者名、担当者の電話番号、第三者が写っている写真	第7条第2号 第3号
328	浦213	11/22	市民局市民生活部	市民生活安全課	・街路灯LED化事業の内特殊灯修繕業務及び独立柱新設業務の工事写真、地図、完了写真等 ・ESCO契約書、街路灯の維持管理計画書の特殊灯の部分	・さいたま市特殊灯（公衆街路灯）修繕業務の施工写真のうち工事写真、完了写真 ・さいたま市独立柱（公衆街路灯）修繕業務の施工写真のうち工事写真、完了写真　　他	12/6	一部開示	・人物の顔、車両ナンバー ・法人の担当者名 ・法人の代表者印 ・個人の電話番号	第7条第2号 第3号
329	見40	11/22	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	七里駅岩槻駅間の新駅設置要望調書の中に記載された「整備計画策定」に関するすべての行政文書 策定途中の文書・会議記録・メモ含む	さいたま市（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備計画策定支援業務報告書	1/5	一部開示	報告書の内容の一部、図表の一部、図面、職員の携帯番号）、受託業者の担当者氏名・携帯番号・メールアドレス　他	第7条第2号 第3号 第4号 第5号 第7号
330	浦214	11/24	市民局市民生活部	市民生活安全課	さいたま市独立柱（公衆街路灯）新設業務 R2-見167-1～167-4 見積り、請求内訳書、請求書、支出命令書	さいたま市独立柱（公衆街路灯）新設業務支出命令書	12/8	一部開示	・法人の振込先情報、代表者印 ・見積り	第7条第3号 不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
331	浦215	11/24	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	令和4年度第8回都市経営戦略会議結果概要R4.12.26(仮)次世代型スポーツ施設基本計画(案)について等の行政情報	令和5年4月11日　市長レク資料　図4.1.1　土壌調査の試掘位置および廃棄物含有層の層厚・土量 令和5年7月25日　市長レク資料　地質調査結果　概要版	12/8	開示		
332	浦216	11/24	教育委員会事務局中央図書館	北浦和図書館	桜図書館が所蔵する「異世界転生に感謝を4」が、資料の検索にヒットしなかったことがわかる行政情報		12/1	不開示		不存在
333	浦217	11/24	市民局区政推進部		さいたま市マイナンバーカード特設交付センター 支出命令書等すべて	さいたま市マイナンバーカード特設交付センターに係る支出命令書等	12/5	一部開示	法人の口座情報、代表者印、職員番号、賃貸人並びに他区画の賃借人に不利益となる事項	第7条第2号第3号
334	浦218	11/24	市民局区政推進部		さいたま市マイナンバーカード特設交付センター改修工事に関するものすべて	マイナンバーカード特設交付センター設置運営業務、契約伺、執行伺、業務委託契約書、契約履行確認検査評定伺　他	12/5	一部開示	法人の口座情報、代表者印　他	第7条第2号第3号
335	浦219	11/24	市民局区政推進部		市区第3365　令和5年11月11日付け 特定法人への意見照会の回答のすべて　メールを含む	特定法人が提出された行政情報開示決定等に係る意見書	12/5	一部開示	特定法人とのメール	不存在
336	浦226	11/24	都市戦略本部デジタル改革推進部		さいたま市の賃貸借物件の契約書すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	契約書(件名:さいたま市新情報センター賃貸借)	12/8	一部開示	・法人の代表者印 ・技術提案書 ・データセンター内の図面 ・情報システムのネットワーク構成	第7条第3号第7号
337	浦227	11/24	市民局区政推進部		さいたま市の賃貸借物件の契約書すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	特定法人とさいたま市とが締結した定期建物賃貸借契約書	12/5	一部開示	代表者印、契約期間、賃料、損害遅延金、末尾契約要項表示(2)の金額、平面詳細図、管理技術者名等	第7条第2号第3号
338	浦228	11/24	保健衛生局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市の賃貸借物件の契約書すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	開示請求日時点で契約している医師宿舎民間住宅借上にかかる賃貸借契約書	12/18	一部開示	賃貸人の氏名、住所、仲介業者の代表者印の印影等	第7条第2号第3号
339	浦229	11/24	子ども未来局子育て未来部	保育課	さいたま市の賃貸借物件の契約書すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	建物賃貸借契約書(特定保育園)	12/8	一部開示	賃貸人の氏名、住所、印影、図面に記載のある担当者名、賃貸人のうち土地所有者の住所	第7条第2号第3号
340	浦230	11/24	建設局建築部	住宅政策課	さいたま市の賃貸借物件の契約書すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	借上住宅等賃貸借契約書	12/8	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
341	浦231	11/24	北区役所区民生活部	日進支所	さいたま市の賃貸借物件の契約書 すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	土地・建物賃貸借契約書	12/6	一部開示	法人印(実印)の印影	第7条第3号
342	浦232	11/24	大宮区役所区民生活部	区民課	さいたま市の賃貸借物件の契約書 すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	大宮駅支所定期建物賃貸借契約	12/7	一部開示	契約書のうち実印及び図面	第7条第3号
343	浦233	11/24	桜区役所区民生活部	区民課	さいたま市の賃貸借物件の契約書 すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	さいたま市西浦和駅市民の窓口建物賃貸借契約書	12/7	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号
344	浦234	11/24	南区役所区民生活部	谷田支所	さいたま市の賃貸借物件の契約書 すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	賃貸借契約書	12/6	一部開示	法人印(実印)の印影	第7条第3号
345	浦235	11/24	緑区役所区民生活部	区民課	さいたま市の賃貸借物件の契約書 すべて 直近のもの 建物に限る 今年度中に限る	さいたま市東浦和駅市民の窓口事務室賃貸借契約の更新について	12/7	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号
346	南5	11/27	建設局南部建設事務所	土木管理課	さいたま市私道の寄付に関する要綱の、第4条が適用された内容 ・今までに市としてこの4条を適用した件数(年度別) ・適用したすべての案件についての具体的な内容　他	・私道寄附受入れ要望に係る意見照会について ・私道受入れに関する要望書について ・私道寄附申請書について	1/5	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、印影	第7条第2号
347	西6	11/27	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教職員(学校で勤務するすべての職名、全校種)の懲戒処分について、2021～2022年度に処分が下されたもので、事案の概要が「体罰」「交通違反・交通事故」「性犯罪・性暴力」以外の文書　他		12/5	不開示		不存在
348	西7	11/27	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	教職員(学校で勤務するすべての職名、全校種)の懲戒処分について、2021～2022年度に処分が下されたもので、事案の概要が「体罰」「交通違反・交通事故」「性犯罪・性暴力」以外の文書　他		12/1	不開示		不存在
349	西8	11/27	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	教職員(学校で勤務するすべての職名、全校種)の懲戒処分について、2021～2022年度に処分が下されたもので、事案の概要が「体罰」「交通違反・交通事故」「性犯罪・性暴力」以外の文書　他		12/7	不開示		不存在
350	南6	11/27	建設局北部建設事務所	土木管理課	さいたま市私道の寄付に関する要綱の、第4条が適用された内容 ・今までに市としてこの4条を適用した件数(年度別) ・適用したすべての案件についての具体的な内容　他	私道寄附申請の受理及び認定申請について	1/5	一部開示	・個人の名前、住所、電話番号、生年月日、印影 ・法人の印影	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
351	浦220	11/28	市民局市民生活部	市民生活安全課	ESCO事業のうち公衆街路灯維持管理計画書	公衆街路灯維持管理計画書	12/8	一部開示	個人の電話番号	第7条第2号
352	浦221	11/28	建設局土木部	道路環境課	フォルダー名　大宮駅西口デッキに関する管理協定　道路環境課が保有する	ソニックシティビル区分所有者集会にかかる情報共有について 大宮ソニックシティビル第1回オーナー会議議事録等について 大宮駅西口空中歩廊の管理について　他	12/15	一部開示	・法人の担当者氏名、役職、住所、電話番号、メールアドレス、印影（サイン） ・職員のメールアドレス ・生産活動及び生産技術に関する情報、営業・販売活動に関する情報　　他	第7条第2号第3号
353	浦222	12/1	市民局市民生活部	市民生活安全課	市の生活安全課が保有する管理番号H3690（分西005）電気工事図面		12/15	不開示		不存在
354	浦223	12/1	都市局都市計画部	自転車まちづくり推進課	放置自転車等監視業務委託に関する令和5年度の契約書、仕様書、特記仕様書及び監視実務についてシール貼付以外の報告に関するもの	放置自転車等監視業務（北部）及び（南部）の業務委託契約書、委託仕様書、業務日報　他	12/13	一部開示	法人及び代表者印の印影 放置自転車監視員の氏名及び生年月日	第7条第2号第3号
355	浦224	12/1	教育委員会事務局中央図書館	管理課	与野図書館エレベーター修繕工事令和5年度についての行政情報及びエレベーターの部品の交換期限、保有期間について	・与野図書館エレベーター修繕 支出負担行為伺書（修繕・執行伺） ・与野図書館エレベーター修繕にかかる指名通知書について ・与野図書館エレベーター修繕 支出負担行為伺書（修繕・契約伺） 他	12/12	一部開示	参考見積書等の業者担当者の印影	第7条第2号
356	浦225	12/1	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	教育委員会が保有する給食の好き嫌い、食べ残しについての行政情報	・令和5年度さいたま市学校健康教育必携の作成について ・令和5年度さいたま市学校健康教育必携の配布について	12/22	開示		
357	北10	12/1	経済局商工観光部	労働政策課	2021年1月6日に開催した「子供の自立・就職を考えるセミナー＆個別相談」に関する資料 ・事業内容 ・事業報告 ・参加者人数、年齢	令和2年度ワークステーションさいたま運営事業報告書の2021年1月6日開催「わが子の自立・就職を考えるセミナー＆個別相談」に係る部分（参加者募集チラシ・セミナー資料）及び利用者日報	12/12	一部開示	参加者の年齢	第7条第2号
358	浦236	12/4	教育委員会事務局管理部	教育政策室	特定市立小学校プール事業業務委託等についての行政情報 教育政策室保有分	「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」資料（ブックレット）について　他	12/18	一部開示	法人担当者の氏名・所属・役職・印影・サイン・電話番号・メールアドレス 法人の口座情報、他自治体提供資料の情報、入札予定価格の算定基礎資料 他	第7条第2号第3号第5号
359	浦237	12/4	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小・中のプールに関する行政情報 設置の有無、現況、修繕について 設置年月日	特定市立中学校プールろ過配管修繕、指扇中学校プール内給水管修繕　他	12/18	一部開示	法人の担当者及び代理人の氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、所属、職歴　　他	第7条第2号第3号第5号
360	浦238	12/4	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	特定市立小・中のプールに関する行政情報 設置の有無、現況、修繕について 設置年月日	学校施設台帳（施設の配置図） 特定市立高等学校学校要覧（沿革） 令和5年度特定市立高等学校プール循環浄化装置保守点検業務の執行伺、契約伺、契約書　他	12/18	一部開示	法人の担当者名、印影等	第7条第2号第3号第5号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
361	浦239	12/4	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校のプールに関する行政情報すべて	特定市立小学校プール循環浄化装置修繕	12/18	一部開示	法人の担当者名、印影、法人の口座情報、同種のものが反復される性質の業務に係る入札予定価格及び予定価格の算定資料	第7条第2号第3号
362	浦240	12/4	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校プールについてさいたま市小・中学校管理規則第37、38、39条による行政情報	営繕工事要望書	12/18	開示		
363	浦242	12/4	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	同アーバンスポーツとしての許可について	アーバンスポーツができる場所の整備に向けた基本的な方向性について	12/18	開示		
364	浦243	12/5	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校プール配水管等不良について詳細な不具合がわかる資料 見積書等	見積書	12/18	一部開示	法人代表者の印影	第7条第3号
365	浦244	12/5	教育委員会事務局管理部	教育政策室	教育政策室のフォルダ名 水泳事業民間委託化　すべて	特定市立小学校水泳授業委託業務_支出負担行為伺書　他	12/18	一部開示	法人担当者の氏名・所属・役職・印影・サイン・電話番号・メールアドレス 法人の口座情報、他自治体提供資料の情報、入札予定価格の算定基礎資料他	第7条第2号第3号第5号
366	浦245	12/5	教育委員会事務局管理部	教育政策室	義務教育学校予定地が特定市民プールとされた経緯がわかるもの 教育政策室分のみ	・都市経営戦略会議への付議について ・令和2年度第6回（第306回）都市経営戦略会議の開催について（12/9） ・令和2年度　教管教政1093　都市経営戦略会議結果通知書	12/9	開示		
367	浦246	12/6	教育委員会事務局学校教育部	教職員給与課	教職員の単身赴任手当の額について 同上の額を教職員給与課長が改訂したことがわかる行政情報		12/14	不開示		第2条第2項
368	浦247	12/6	教育委員会事務局管理部	学校施設整備課	義務教育学校予定地が特定市民プールとされた経緯がわかるもの 学校施設管理課分のみ	教育環境整備調査業務	12/20	開示		
369	浦248	12/7	議会局議事調査部	議事課	令和5年11月28日まちづくり委員会会議録	令和5年11月28日さいたま市議会まちづくり委員会記録（速報版）	12/14	開示		
370	浦249	12/7	都市局まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	日進・指扇周辺まちづくり事務所 建物賃借物件の契約書	特定物件に係る賃貸借契約書、賃貸借変更契約書　他	12/20	一部開示	法人の担当者名、代表者印 賃料及び共益費の単価及び月額金額、敷金額	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
371	浦251	12/7	消防局総務部	消防職員課	2023年度に行われたさいたま市消防局職員に対する処分(懲戒処分、懲戒処分外双方含む)について、それぞれの概要が記された文書		12/20	不開示		不存在
372	見41	12/8	都市局都市計画部	都市計画課	東武野田線七里北側の都市計画決定の変更説明会について、変更に至る過程の資料(要望書・要望に対する回答・話し合いの資料)、地域の方への説明会案内書、当日の資料等　他	打合せ議事録/大和田、七里駅北側地区 メール地区計画条例について 議会報告資料案　七里駅北側地区／用途地域等変更について　他	12/21	一部開示	打合せの法人及びまちづくり協議会出席者名 まちづくり協議会資料の個人名	第7条第2号
373	浦252	12/11	福祉局障害福祉部	障害政策課	放課後等デイサービスにおける事故のうち死亡、行方不明に分類される事故報告書などの事故の状況がわかる資料一切(平成30年度～令和4年度)	事故報告	12/25	一部開示	事業所の名称、所在地、担当者、担当者印影、電話番号、FAX番号、利用者の氏名、住所、生年月日、性別、年齢、障害支援区分、利用者の行動記録、事故発生場所　他	第7条第2号
374	中89	12/11	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	行政情報不開示請求の発出についての検討・意思決定に関する文書一式	情報開示請求書(中74号)(令和5年11月9日決裁)	12/25	開示		
375	見42	12/13	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	(仮称)次世代型スポーツ施設の整備に向けた民間事業者に対するサウンディング型市場調査の調査実施要領等	さいたま市次世代型スポーツ施設整備等事業に関するサウンディング型市場調査について ・市場調査実施要領 ・エントリーシート	12/26	開示		
376	見43	12/13	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅北側階段下の土地の買収金額が分かる資料		12/27	不開示		不存在
377	浦255	12/18	建設局建築部	建築総務課	建築総務課が保有する令和5年12月発表分の事務処理ミスに関するもの及び同件のその後の対応がわかるもの	・建建建総第2813号　裁決書／建土土第2217号 ・建建建総第2814号　裁決書／建土土第2217号 ・建建建総第2815号　裁決書／建土土第2217号　　他	12/21	一部開示	個人の氏名、住所	第7条第2号
378	浦256	12/18	保健衛生局保健部	思い出の里市営霊園事務所	思い出の里市営霊園事務所が保有する事務処理ミス令和5年12月発表に関する行政情報	情報伝達シート 事務処理ミス等報告書	12/22	開示		
379	浦257	12/19	保健衛生局保健部	大宮聖苑管理事務所	大宮聖苑駐車場等の照明設備の不具合に関する行政情報	打ち合わせ記録簿	12/25	一部開示	事業者の出席者名	第7条第2号
380	浦258	12/19	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校のアスベスト調査に関するもの 同小学校の設計図書のうち仕様書と煙突の部分	試験結果報告書 試料採取状況写真 特定市立小学校校舎建設(建築)工事　特記仕様書　他	1/9	一部開示	設計担当者等の氏名、印影、環境計量士登録番号代表者印の印影	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
381	浦260	12/20	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定地の神社敷地を測量するに当たり、特定市立小学校学校用地図面	特定市立小学校用地測量業務に関して作成された用地実測図	1/4	一部開示	当時の地権者名	第7条第2号
382	見44	12/20	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅及び南北自由通路と七里駅北側区画整理に関する内容における東武鉄道と話をした記録		1/4	不開示	議事録	第7条第3号
383	見45	12/20	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅北側南北自由通路階段下の前の土地に関する工事の資料	・東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施工協定書 ・東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務 実施設計図	2/2	一部開示	氏名	第7条第3号
384	南7	12/22	市民局市民生活部	コミュニティ推進課	武蔵浦和コミュニティセンターの現指定管理者が市に提出した特定期間の事業計画書と収支計算書	・さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター指定管理者事業計画書の一部 ・さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの年度事業報告の一部（R3～R5）	1/11	一部開示	事業計画書及び事業報告書の一部	第7条第3号
385	浦261	12/25	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教育委員会委員への支出明細書等及び欠席届と辞表	令和5年4月3日付け辞退届 令和5年7月27日付け辞職願	12/26	一部開示	印影	第7条第1号
386	浦262	12/25	水道局給水部	水道施設建設課	設計業務の手引き	積算業務の手引き	1/4	開示		
387	見46	12/26	都市局都市計画部	交通政策課	令和4年より前の七里駅と岩槻駅の間の新駅の鉄道整備要望調書		1/10	不開示		不存在
388	浦263	12/26	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校が保有する学校施設の点検等報告及び記録	防災設備保守点検業務に係る作業開始及び終了報告書（特定市立小学校保管分） 他	1/16	一部開示	作業責任者及び作業者の氏名、印影	第7条第2号
389	浦265	12/28	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	さいたま市教育委員会発出の、学校保有の個人情報を第三者、PTA等への提供を原則禁止とする通知、文書の最新版（2017年埼玉県からの通知ではなく、2023年2月白岡市教育委員会発出の内容と同様のもの）	PTA等への個人情報の提供に係る参考資料について	1/5	開示		
390	見47	1/4	都市局みどり公園推進部	都市公園課	与野中央公園整備事業における地元まちづくり協議会等との更新がわかる資料全て	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会LP1「中央区役所周辺をはじめとした3拠点の強化」平成29年度第1回分科会 次第 他	2/16	一部開示	個人の氏名	第7条第2号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
391	浦266	1/9	福祉局障害福祉部	障害政策課	市内特定非営利活動法人との従業者資格要件(みなし資格)の協議に関する書類		1/23	不開示		不存在
392	浦267	1/9	福祉局障害福祉部	障害政策課	市内特定非営利活動法人との従業者資格要件(みなし資格)の事務執行状況がわかる書類		1/23	不開示		不存在
393	浦268	1/9	福祉局生活福祉部	監査指導課	解除派遣システムの監査及び監査後の対応に関する書類	・指定障害福祉サービス事業者等の実地指導の実施について(2月) ・実地指導の復命について ・実地検査の実施について　他	1/23	一部開示	市の実地調査に基づく処分の決定に至る過程に関わる内容	第7条第5号
394	浦275	1/9	福祉局障害福祉部	障害者総合支援センター	ビルメンテナンス(業務委託)、清掃、設備等の指名入札に関する業者数と名前、金額、入札日との分かるもの(令和4、5年度分)	見積結果表	1/22	一部開示	予定比較額、執行予定額、予定価格、比較価格	第7条第5号
395	浦276	1/9	建設局北部建設事務所	道路維持課	ビルメンテナンス(業務委託)、清掃、設備等の指名入札に関する業者数と名前、金額、入札日との分かるもの(令和4、5年度分)	入札・見積結果表	1/19	開示		
396	浦277	1/9	南区役所区民生活部	区民課	ビルメンテナンス(業務委託)、清掃、設備等の指名入札に関する業者数と名前、金額、入札日との分かるもの(令和4、5年度分)	見積結果表(令和4年度・令和5年度)	1/31	一部開示	予定比較額及び執行予定額	第7条第5号
397	浦269	1/10	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教育委員への報酬の支出がわかるもの	教育委員報酬の支出命令書	1/23	一部開示	相手方住所、電話番号、口座	第7条第2号
398	浦270	1/10	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教育委員の辞表及び辞任の申出書	令和5年12月6日付け辞職願	1/22	一部開示	印影	第7条第1号
399	浦271	1/10	総務局総務部	総務課	教育委員の辞表及び辞任の申出書	教育委員会委員から提出された辞職願	1/22	一部開示	印影	第7条第1号
400	岩72	1/10	建設局土木部	道路環境課	「さいたま市私道費用舗装等整備用助成制度」の改訂履歴が分かる関係資料	・旧市の合併時における私道舗装等整備費用助成制度の事務一元化現況調書 ・さいたま市私道舗装等整備費用助成制度要綱 改定新旧対照表	1/24	一部開示	「3.7に20年の規定がどのような理由によって規定されたか。」の行政情報	不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
401	浦272	1/11	教育委員会事務局学校教育部	大宮北高等学校	特定市立高等学校が保有する修繕工事の入札(見積合せ)契約についての行政情報	特定市立高等学校南校舎2階及び3階室内内部部品交換修繕　支出負担行為　他	1/24	一部開示	法人担当者の氏名・印鑑 法人代表者の印	第7条第2号 第3号
402	見48	1/12	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	教育委員会の不登校支援にメタバースを利活用するに至った経緯やその事業推進に関することが分かるものすべて	令和5年1月10日実施　令和5年度当初予算 編成に係る市長査定に係る資料について	1/23	開示		
403	浦273	1/12	福祉局障害福祉部	障害福祉課	2010年、2011年の重度訪問の支給量決定に関わる特定非営利活動法人とのやり取りに関する書類一式		1/22	不開示		不存在
404	浦274	1/15	福祉局障害福祉部	障害政策課	公文書に示された不利益処分が「指定取消」に至るまでの庁内検討状況が分かる全ての書類	聴聞決定予定通知、聴聞通知	1/29	不開示	通知内容	第7条第5号
405	大77	1/19	建設局南部建設事務所	建築指導課	「さいたま市建築基準法43条2項2号　許可基準」の基準5の一のイで許可同意を得た案件の許可条件が分かる図面、配置図等	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書に添付された案内図、配置図 1 建南建指許第19-012号(南区別所一丁目)　他	1/31	一部開示	代理者印、担当者氏名、設計者印	第7条第2号
406	大78	1/19	建設局北部建設事務所	建築指導課	「さいたま市建築基準法43条2項2号　許可基準」の基準5の一のイで許可同意を得た案件の許可条件が分かる図面、配置図等	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書に添付された案内図、配置図 建北建指許第21-043号(大宮区三橋三丁目)　他	1/31	開示		
407	浦278	1/19	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定市立小学校教職員の出勤簿(校長と教頭に限る)	特定市立小学校の教職員(校長と教頭に限る)の出勤簿	2/2	一部開示	休暇の区分・種類、職務専念義務免除取得理由、常勤職員の職員番号	第7条第2号
408	浦279	1/19	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	施設修繕検査員が特定市立小学校へ行ったことが分かるもの	施設修繕完了検査調書	2/2	一部開示	受注者立会人氏名	第7条第2号
409	浦281	1/19	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校のプールについてプール廃止についての消防への届出	指定消防水利撤去届	2/2	開示		
410	浦282	1/19	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	特定市立小学校のプールについてプール廃止についての消防への届出		1/31	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
411	岩74	1/22	総務局危機管理部	防災課	さいたま市の災害フローに関する関係資料(改訂履歴も含む。)	・地域防災計画(抜粋) ・各部活動マニュアル(本部班マニュアルのフロー部分抜粋) ・元荒川(中川流域)河川タイムライン	2/5	開示		
412	浦280	1/23	教育委員会事務局管理部	教育財務課	定期監査結果報告書の提出について(報告)の監査結果の契約事務の執行伺から支出命令書まで (特定市立中学校3校分)	特定市立中学校階段昇降機専用ブレーカー修繕、 特定市立中学校硝子修繕　等の支出負担行為伺書、支出命令書　他	2/5	一部開示	法人の担当者名、印影、法人の実印、口座情報	第7条第2号第3号
413	浦283	1/25	都市戦略本部未来都市推進部		地下鉄延伸計画について 「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に委託した報告書について	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から報告のあった、概算建設費、概算工期の試算結果に関する資料	2/8	一部開示	駅の構造に関する情報	第7条第4号
414	大79	1/26	水道局給水部	北部水道建設課	北部幹線1系ルート(特定区間)に伴う地質調査　金入り設計書	北部幹線1系ルート(特定区間)に伴う地質調査業務の金入り設計書(当初)	1/31	開示		
415	中99	1/29	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	(仮称)次世代型スポーツ施設に対して特定協議会や特定自治会連合会と話合いをしたすべての情報	・特定協議会での説明記録一式 ・特定自治会連合会での説明内容記録一式	2/27	一部開示	各行政情報のうち、個人情報に関する部分 特定協議会役員会の会議資料	第7条第2号第3号
416	浦284	1/29	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校 ジャンボ遊具についての行政情報及び給食室雨もれの修繕についての行政情報	特定市立小学校外103校体躯施設安全点検業務 定期点検結果報告書 写真台帳	2/8	一部開示	点検者氏名、給食室雨漏りの修繕についての行政情報	第7条第2号不存在
417	南8	1/29	選挙管理委員会事務局	選挙課	さいたま市南区選挙管理委員会 令和5年4月9日執行さいたま市議会議員選挙の特定候補者について提出された(1)公職選挙法142条10項、143条14項、149条6項、164条の2第6項の適用を受けるために提出された、一切の書類　他	・請求書(選挙運動用ポスターの作成)、請求内訳書、作成証明書、作成枚数確認申請書、作成契約届出書、作成契約書 ・請求書(選挙運動用ビラの作成)、請求内訳書、作成証明書、作成枚数確認申請書　他	2/7	一部開示	・法人の担当者氏名、候補者の住所の一部 ・法人の代表者の印影及び口座情報、候補者の印影 ・公職選挙法149条6項、164条の2第6項に基づく文書	第7条第2号第3号
418	中102	1/30	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	子供広場外管理業務(R5) 「設計金額入り設計図書」・「数量計算書」・積算根拠書」	子供広場外管理業務(R5) 金額入り設計図書一式(南部公園整備課所管分に限る)	2/1	開示		
419	中103	1/30	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	子供広場外管理業務(R4) 「設計金額入り設計図書」・「数量計算書」・積算根拠書」	子供広場外管理業務(R4) 金額入り設計図書一式(南部公園整備課所管分に限る)	2/1	開示		
420	浦285	1/31	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	通級指導教室の在籍者のわかるもの及び同教室の入室待機者数のわかるもの	通級指導教室設置教室児童生徒数の推移	2/9	一部開示	同教室の入室待機者数のわかるもの(直近)	不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
421	岩75	2/1	都市戦略本部デジタル改革推進部		貴市が「文字起こしAIレコーダー」採用始めた年月日及び採用している部局(課・係等)がわかるもの 更に採用条件及び使用条件等の規約等	・さいたま市会議録作成支援システム事業の利用申込について ・会議録作成支援システム利用概要	2/13	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号
422	浦286	2/6	水道局給水部	水道施設建設課	水道工事設計単価表	水道工事設計単価表	2/14	開示		
423	浦287	2/7	経済局農業政策部	農業環境整備課	さいたま市農業施設維持管理業務(単価契約－5)の仕様単価価格表の金入り	さいたま市農業施設維持管理業務(単価契約－5)の仕様単価価格表の金入り	2/8	開示		
424	浦288	2/7	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	令和6年度教員採用試験に関する文書	令和6年度採用 会場　さいたま市立常盤中学校 さいたま市立学校教員採用選考第1次試験実施計画【小学校教員特別選考、外部試験特別選考、特別支援教育担当教員】 他	2/20	一部開示	氏名、学校名、職名、役職に関する部分 試験役員の動きのうち、受験者の対応部分 試験役員の動きに関する部分　他	第7条第5号
425	浦289	2/8	浦和区役所区民生活部	地域商工室	特定委員会への補助金についての行政情報	さいたま市観光団体事業補助金の支出負担行為伺書(一般)、支出命令書　他	3/4	一部開示	請求者の口座情報、旅行者の氏名(実行委員会会長、委員及び公務員を除く)、個人の氏名・印影、クレジットカード番号 、法人等の代表者印(実印) 、法人等の口座情報　他	第7条第2号第3号不存在
426	岩76	2/8	保健衛生局市立病院経営部	医事課	貴市立病院における「予約制」が民法第656条及び医師法第19条第1項に抵触していないとする資料		2/16	不開示		不存在
427	岩77	2/9	議会局議事調査部	議事課	さいたま市地下鉄7号線延伸特別委員会の議事録速報版と配布資料	令和6年1月24日さいたま市議会地下鉄7号線延伸事業特別委員会記録	2/20	開示		
428	南9	2/9	福祉局障害福祉部	障害者総合支援センター	令和6年度募集の障害者ジョブコーチ(会計年度職員)の選考基準等の書類 応募者数、一次選考通過者数のわかるもの	障害者ジョブコーチ募集の結果および採用面接について	2/21	一部開示	「受付日」「氏名」「ふりがな」「性別」「年齢」「住区」「自宅電話」「携帯電話」、職員の選考内容、合否の基準等が明らかになる記載部分　他	第7条第2号第5号
429	岩78	2/13	保健衛生局保健所	保健所管理課	貴市保健所が市立病院に対して意見聴取・交換等を行った実績	さいたま市立病院の立入検査結果(通知)	2/26	不開示	さいたま市立病院の立入検査結果(通知)	第7条第5号
430	見49	2/13	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅仮跨線橋・仮駅舎・仮トイレの払下げ申請が出されている中で解体撤去を行った理由、その過程に係る全ての記録		2/27	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
431	見50	2/13	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅仮跨線橋・仮駅舎・仮トイレの払下げに関する私の提案制度に提案された全ての文書	提案依頼シート　他 七里駅仮跨線橋の払い下げについて(回答) 七里駅仮跨線橋の払い下げ及び処分方法の決定時期について(回答) 七里駅の仮駅舎と仮トイレの払い下げ及び撤去について(回答)	3/28	一部開示	氏名、住所、電話番号、住所、メールアドレス	第7条第2号
432	浦290	2/13	消防局緑消防署	美園出張所	消防局が保有する特定市立小学校プールに関する行政情報 令和5年度に限る	・水道断水届出書　美園出張所　第260号 ・指定消防水利撤去届(プール　水利番号1)について ・消防水利の指定解除(プール　水利番号1)について	2/21	開示		
433	岩79	2/15	環境局環境共生部	環境対策課	特定事業者への騒音規制法に基づく改善命令に対する改善措置完了報告にて事業者側が示した騒音の自主測定結果	・自主測定結果報告書 ・特定事業者の防音壁設置に伴う騒音調査　報告書 ・特定事業者の防音壁設置に伴う騒音調査(工事施工後)　報告書	2/26	一部開示	氏名、印影及び携帯電話番号、環境計量士の氏名、印影及び登録番号	第7条第2号
434	浦291	2/16	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	小中学校の給食調理等業務委託の仕様書、特記仕様書、令和5年度分のうち在籍児童、生徒数が最大と最小の学校分と特定市立小・中学校の4校分に限る	令和5年度にかかる特定市立小学校(在籍児童数最大)、特定市立小学校(在籍児童数最小)、特定市立中学校の各学校給食調理業務委託における仕様書及び学校別仕様書	2/28	一部開示	小中学校の給食調理等業務委託の仕様書、特記仕様書令和5年度分のうち、特定市立小学校分	不存在
435	北11	2/19	スポーツ文化局文化部	文化振興課	さいたま市プラザノースの指定管理者が作成した公募時の事業計画書一式	さいたま市地域中核施設プラザノース指定管理者指定申請書 提出書類「2　事業に関する書類」(事業計画書及び事業計画書概要版)	3/14	一部開示	個人の氏名、職歴・職能、写真 法人の金銭の出納・経理上の処理等に関する情報他	第7条第2号第3号
436	中105	2/20	水道局給水部	南部水道建設課	老第3606号布設替工事 市内消火栓設置工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	第3606号布設替工事(ゼロ債)及び市内消火栓設置(その4)工事(ゼロ債) 上記工事の業者見積及び見積結果表	2/21	一部開示	印影、企業者名、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
437	中107	2/21	水道局給水部	南部水道建設課	老第3607号布設替工事 上記工事の変更工事設計書	老第3607号布設替工事　第1回変更設計書(金入り)	2/28	開示		
438	浦292	2/26	子ども未来局子育て未来部	幼児・放課後児童課	市が保有する幼稚園など未就学児が通園する施設(公立)に関する書類 ・「いじめ」アンケート調査結果 ・「いじめ」の相談内容、対応内容 ・市が作成等した未就学児向けいじめへの対応マニュアル　他		3/4	不開示		不存在
439	浦293	2/26	子ども未来局子育て未来部	保育施設支援課	市が保有する保育園、認定こども園など未就学児が通園する施設(私立)に関する書類 ・「いじめ」アンケート調査結果 ・「いじめ」の相談内容、対応内容 ・市が作成等した未就学児向けいじめへの対応マニュアル　他	相談記録	3/7	一部開示	・周知の記録の担当者氏名、印影 ・郵便物一部遅延に関する報告書及び契約書の法人の実印印影	第7条第2号第3号
440	浦294	2/26	子ども未来局子育て未来部	保育課	市が保有する保育園など未就学児が通園する施設(公立)に関する書類 ・「いじめ」アンケート調査結果 ・「いじめ」の相談内容、対応内容 ・市が作成等した未就学児向けいじめへの対応マニュアル　他		2/29	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
441	中108	2/26	水道局給水部	南部水道建設課	老第3539号布設替工事 上記工事の変更工事設計書	老第3539号布設替工事 変更工事設計書(金入り)	2/29	開示		
442	中109	2/26	水道局給水部	南部水道建設課	老第3547号布設替工事 上記工事の変更工事設計書	老第3547号布設替工事 上記工事の第1回変更工事設計書(金入り)	2/29	開示		
443	中110	2/26	水道局給水部	北部水道建設課	老幹22号配水本管布設替工事 上記工事の変更工事設計書	老幹22号(φ500mm)配水本管布設替工事 (第1回変更設計書) 金入り工事変更設計書	3/4	開示		
444	中111	2/26	水道局給水部	北部水道建設課	老第3582号布設替工事及び市内消火栓設置工事 上記工事の変更工事設計書	老第3582号布設替工事及び市内消火栓設置(その5)工事(第1回変更設計書) 金入り工事変更設計書	3/4	開示		
445	中112	2/26	水道局給水部	北部水道建設課	老第3542号布設替工事 上記工事の変更工事設計書	老第3452号布設替工事 (第1回変更設計書)工事変更設計書(金入り)	3/4	開示		
446	浦295	2/27	都市戦略本部未来都市推進部		未来都市推進部東部地域戦略担当が保有する岩槻駅周辺のリノベーションに関する行政情報すべて	令和元年度から令和5年度 契約に係る書類、その他書類 執行伺、契約伺、支出命令書、調定伺書、一般会計予算科目認定申請書、日計表、納入通知書、評定伺、支払根拠　他	4/17	一部開示	・個人の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業、メールアドレス、経歴、略歴、保有資格、不動産情報、容姿 ・法人の担当者氏名、役職、電話番号、住所　他	第7条第2号第3号第7号
447	桜6	2/27	議会局議事調査部	議事課	2月19日(月)に開催された、令和6年2月定例会保健福祉委員会の議案外質問のうち、特定議員が質問した特定質問に関する発言(再質問等を含む)と、市執行部が行った質問に対する回答(再回答等を含む)の議事録の速報版	令和6年2月19日さいたま市議会保保健福祉委員会記録(速報版)のうち、特定委員の議案外質問の 「1 市内の斎場について(大宮・浦和) 1.斎場の運営及び利用状況等　他	3/4	開示		
448	桜7	2/29	環境局環境共生部	環境対策課	特定事業者の騒音に関するすべての文書	・公害苦情受付日報(2023/1/12、1/17、1/18、3/9対応記録分) ・公害苦情受付日報(2023/6/21、6/28、6/30、10/5対応記録分)	4/5	一部開示	・申立人の携帯電話番号 ・特定職員らに係るすべての文書	第7条第2号
449	岩81	2/29	建設局北部建設事務所	土木管理課	道路法第47条の2に基づく特手車両の交通許可の有無		3/13	不開示		不存在
450	浦296	2/29	都市戦略本部未来都市推進部		「スマートシティさいたまモデル」に関する補助金及び成果物	令和5年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金に係る審査基準について　他	3/14	一部開示	法人の担当者氏名、役職、電話番号、住所、個人の氏名、生年月日、住所、口座情報、印鑑、性別、容姿 法人の印鑑、口座情報、口座残高、事務連絡用メールアドレス　他	第7条第2号第3号第7号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
451	浦297	2/29	教育委員会事務局学校教育部	学事課	教育委員会事務局が保有する地下鉄7号線中間駅まちづくりについて小中学校に関するもの	・地下鉄7号線延伸における中間駅周辺地区土地区画整理事業に関する教育委員会内説明資料 ・関係校児童生徒数推計 ・案内図 ・転用可能教室等調査　他	3/14	一部開示	・区画整理事業予定区域内に係る学区、施行面積、学校建設の検討事項、事業スケジュールの計画年度 ・中間駅周辺地区の検討区域　　他	第7条第4号
452	浦301	2/29	都市局都市計画部	都市総務課	「スマートシティさいたまモデル」に関する補助金及び成果物	「スマートシティさいたまモデル」構築事業実績報告書（収受、決裁） 支出負担行為伺書（件名：「スマートシティさいたまモデル」構築事業補助金） 支出命令書（件名：「スマートシティさいたまモデル」構築事業補助金）	3/14	一部開示	個人の住所、氏名及び生年月日並びに法人の口座情報及び代表者印	第7条第2号第3号
453	浦300	3/5	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価、市場単価　令和5年3月版 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価（建築工事）令和5年3月版 標準単価（電気設備工事）令和5年3月版 標準単価（機械設備工事）令和5年3月版　　他	3/7	開示		
454	浦302	3/5	福祉局障害福祉部	障害政策課	福祉局が保有する特定法人に対する給料等の未払いの行政情報・廃止届	・廃止届出書 ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報・報告について	4/3	一部開示	申請者事務担当の氏名、現に当核指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名・連絡先・受給者番号・居住している市区町村　他	第7条第2号第3号
455	浦303	3/5	福祉局障害福祉部	障害福祉課	福祉局が保有する特定法人に対する給料等の未払いの行政情報・廃止届	・介護給付費・訓練等給付費等明細書 ・就労継続支援実績記録票 ・障害福祉サービス費等決定請求明細書　　他	3/28	一部開示	「受給者証番号」、「支給決定障害者等氏名」、「利用者負担上限月額」、「上限月額調整」、「決定利用者負担額」及び「給付費」 ・「受給者番号」及び「利用者氏名」 他	第7条第2号第3号
456	浦305	3/12	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	スクールダッシュボード入札結果表等及び契約書、仕様書、特記仕様書	支出負担行為伺書（工事委託等・契約伺）及び業務委託契約書	3/22	一部開示	法人担当者氏名、担当者の印影 法人、法人の代表者印の印影 証券番号、営業所、代理店／仲介人、契約者コード、てん補条件、保険金額　他	第7条第2号第3号第5号
457	浦306	3/12	財政局財政部	資産経営課	資産経営課が保有する旧中央消防署跡地に係る行政情報	行政財産の用途廃止及び処分に係る事前協議について 行政財産の用途廃止及び処分に係る事前協議について(回答) 議事録（旧中央消防署の跡地について）　　他	3/15	開示		
458	浦307	3/14	財政局財政部	財政課	財政課が保有するガバメントクラウドファンディングの手引き、ガイドブック等及びそれらに代わるもの	令和5年度クラウドファンディング型「ふるさと応援」寄附庁内公募要領	3/21	開示		
459	浦308	3/14	スポーツ文化局文化部	文化振興課	プラザウエスト指定管理者からの桜区区役所等の冷暖房機故障についての報告、故障したポンプの点検報告書等	事件・事故報告書 （事件・事故報告書添付資料） 空調設備点検報告書【前期】 （事件・事故報告書添付資料） 空調設備点検報告書【後期】 他	3/21	一部開示	個人名、印影	第7条第2号第3号
460	中120	3/14	水道局給水部	南部水道建設課	老第3300号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3300号布設替工事 見積一式、見積結果表	3/21	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、担当者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
461	中121	3/14	水道局給水部	南部水道建設課	老第3623号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3523号布設替工事 単価設定一覧≪入力表≫、見積書	3/19	一部開示	法人名、住所、連絡先、代表者印、担当者名、見積番号	第7条第3号
462	中122	3/14	水道局給水部	南部水道建設課	老第3528号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表		3/22	不開示		不存在
463	中123	3/14	水道局給水部	南部水道建設課	老第3629号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3629号布設替工事(ゼロ債) 上記工事の業者見積及び見積結果表	3/22	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
464	浦309	3/14	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	プロジェクトチームの要綱等 参加職員のわかるものと会議録等	・「さいたまSTEAMS教育」プロジェクトチームについて ・令和5年度「さいたまSTEAMS教育」プロジェクトチーム会議名簿　他	3/28	開示		
465	浦310	3/14	教育委員会事務局管理部	教育政策室	プロジェクトチームの要綱等 参加職員のわかるものと会議録等	教育環境整備検討会議設置要綱 ・プロジェクトチームの参加職員 ・プロジェクトチーム各回の次第、会議録、会議資料	4/30	一部開示	・特定エリア：提供能力、スケジュールの一部、図表の一部、図面の一部 ・武蔵浦和：協議内容の一部、児童生徒推計の一部、スケジュールの一部、図表の一部　他	第7条第2号第3号第4号第5号第7号
466	浦311	3/14	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	プロジェクトチームの要綱等 参加職員のわかるものと会議録等	さいたま市GIGAスクール構想推進本部会設置要綱	3/22	一部開示	会議録等	不存在
467	浦312	3/14	教育委員会事務局中央図書館	管理課	プロジェクトチームの要綱等 参加職員のわかるものと会議録等	さいたま市図書館専門部会設置要綱 令和5年度　図書館専門部会員 令和5年度　教生中図管1079号7 令和5年度第1回図書館電算システム専門部会会議録について　他	3/27	開示		
468	浦313	3/14	教育委員会事務局中央図書館	資料サービス課	プロジェクトチームの要綱等 参加職員のわかるものと会議録等	令和5年度　教生中図質304号　令和5年度さいたま市図書館専門部会員について 令和5年度　教生中図質2038号　令和5年度第1～第5回図書館評価専門部会の議事録について　他	3/27	一部開示	図書館評価専門部会議事録、資料案内専門部会会議録、自児・地域専門部会会議録に記載されている大宮図書館、職員の氏名、メールアドレス　他	第7条第2号第7号
469	岩82	3/15	建設局北部建設事務所	道路維持課	令和6年度に工事を行った市道イワ213号線の工事内容と企業に支払った金額と年月日の分かる関係資料	道路修繕工事(スマイルロード北部単契R5-3)における「業務内訳総括表」及び「指示書番号9番の業務内訳書とそれに関する工事書類」	3/27	一部開示	道路修繕工事(スマイルロード北部単契R5-3)における、「業務内訳総括表」及び「指示書番号9番の業務内訳書とそれに関する工事書類」	第7条第4号
470	浦314	3/19	都市局みどり公園推進部	南部公園整備課	別所沼公園内の滝・ポンプ工事について ・工事件名 ・工事期間 ・工事請負額 ・工事完成年月日	施設修繕完成通知書 (件名、履行期間、請負代金額、完成日の記載があります)	3/27	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
471	浦315	3/19	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	小中学校の体育館等床の修繕依頼について各依頼文書からの行政情報	令和6年度(2024年度)営繕工事要望書見積書	4/2	一部開示	・見積書のうち法人を特定できる情報 ・見積書のうち内訳	第7条第5号
472	浦316	3/19	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校の修学旅行の行程、費用、宿泊先、食料等がわかる行政情報	校外行事実施届	3/26	開示		
473	中124	3/19	水道局給水部	北部水道建設課	老第3561号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3561号布設替工事 見積書、見積結果表	3/29	一部開示	見積業者名、住所、電話番号、FAX番号 担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
474	浦321	3/25	建設局土木部	土木総務課	道路の区域変更に関する告示の関係図面一式		4/8	不開示		不存在
475	浦322	3/25	建設局南部建設事務所	土木管理課	市道F-363号、市道F-415号道路台帳		4/10	不開示		不存在
476	浦323	3/25	建設局南部建設事務所	土木管理課	市道F-363号物市の整理杭716申請者側において市道側に0.26m移動したという苦情物、申請者側にて移動した証明書	市有地等境界明示申請(平成8年1月16日受付同年2月2日立会)境界復元図、F-415号線路線別求積平面図、境界確定図	4/3	一部開示	作業機関担当者印影	第7条第2号
477	西9	3/25	総務局総務部	行政透明推進課	特定法人を公益認定移行するにあたって埼玉県側からさいたま市に対し、正式な公文書を公開請求　他		4/2	不開示		不存在
478	岩83	3/25	総務局総務部	行政透明推進課	さいたま市の行政情報で不開示情報と規定されている行政情報の目録等		3/28	不開示		第2条第2号
479	浦324	3/26	財政局財政部	資産経営課	資産経営課が保有する順天堂大学病院予定地に関する行政情報	・公有財産台帳(土地総括)浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業公益的施設用地(廃道部分) ・公有財産台帳(土地総括)浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業公益的施設用地	4/8	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
480	浦325	3/26	財政局財政部	資産経営課	資産経営課が保有する栃木県那須市内の市有地に関する行政情報	・公有財産台帳 ・寄附の受納について ・所有権移転登記について ・公有財産登記完了通知 ・登記完了について ・「相鉄の那須」三地区規約・規定集　他	4/8	一部開示	個人の住所、法人の代表者印、口座情報、市有地の評価額	第7条第3号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
481	大94	3/27	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	令和5年度特定市立小学校におけるスクールロイヤーへの相談に関するもの及びその決裁に関わる職員について	・スクールロイヤー等専門家チームによる学校の相談書 ・スクールロイヤー等専門家による学校の相談報告書	4/9	一部開示	事案の概要、事案の経緯、相談したい事項、相談した内容、専門家からの助言、質問事項の回答	第7条第5号
482	浦326	3/27	教育委員会事務局管理部	教育総務課	情報伝達シート等令和5年度分 新型コロナは除く	情報伝達シート　他	4/24	開示		
483	中125	3/27	水道局給水部	南部水道建設課	幹線368号配水本管布設工事及び老第3635号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	幹線368号（400㎜）配水本館布設工事（ゼロ債）及び老第3635号布設替工事（ゼロ債） 見積書及び見積結果表	4/2	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、担当者名	第7条第2号第3号
484	中126	3/27	水道局給水部	南部水道建設課	老第3568号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3568号布設替工事（ゼロ債） 見積書一式、見積比較結果表	4/3	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、担当者名	第7条第2号第3号
485	中127	3/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3584号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3584号布設替工事（ゼロ債） 見積書、見積結果表	4/2	一部開示	見積業者名、住所、電話番号、FAX番号、担当者名、個人氏名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
486	見51	3/28	市長公室秘書広報部	広聴課	七里駅の七里駅仮跨線橋・仮駅舎・仮トイレの払い下げにおける私の提案制度で提案された文書	市民からの意見・要望報告書 提案依頼シート 回答書 回答文書 電子供覧　他	3/28	一部開示	氏名、住所、電話番号、住所、メールアドレス、社会活動　他	第7条第2号
487	浦327	3/28	福祉局障害福祉部	障害者更生相談センター	障害者更生相談センターが保有する特定法人及び関係事業所に関する苦情		4/2	不開示		不存在
488	浦328	3/28	福祉局障害福祉部	障害者総合支援センター	障害者総合支援センターが保有する特定法人及び関係事業所に関する苦情		4/4	不開示		不存在
489	浦329	3/29	スポーツ文化局文化部	文化振興課	文化振興課が保有するプラザウエストに関する行政情報	収入事務受託者証 撮影連絡シート 公有財産承認依頼書 公有財産使用承諾書　他	4/12	一部開示	個人名、顔写真、個人連絡先、印影	第7条第2号第3号
490	浦330	3/29	スポーツ文化局文化部	文化振興課	プラザウエストポンプ故障について、 本年1月に故障したポンプについて、また3月に故障したポンプの修理中、完了後写真（工事写真）などの情報	事件・事故報告書（最終報） 修繕完了報告書／冷温水1次ポンプ修繕	4/12	一部開示	個人名、個人印	第7条第2号

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数179件

※【参考】不開示情報区分について
・第7条第1号　法令秘情報
・第7条第2号　個人情報
・第7条第3号　法人等情報
・第7条第4号　審議・検討等情報
・第7条第5号　事務事業執行情報
・第7条第6号　国等協力情報

２　行政情報開示決定に係る審査請求の状況

令和５年度の審査請求の件数は３０件でした。実施機関別の内訳は、市長２５件、教育長５件でした。また、取下げは０件でした。審査請求の内容については、表１－４のとおりです。

表１－４　行政情報開示決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/13	市長	3/24	浦295	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会における答申において「当審査会の権限外であるので言及しない」とあるが、審査とは別に審査条例が存在するのか、又は申請書はあるのかの開示	593	7/19				
2	4/21	市長	3/22	浦293	郵便局へ差し出すべき市民税申告書を誤って北区役所へ送付した件に関する行政情報 使送便の委託契約書等と職員向けマニュアル 郵便事務補助の委託契約書等と職員向けマニュアル	592	7/14				
3	4/24	市長	3/31	浦297	特定地の道路台帳	596	8/10				
4	5/10	市長	4/12	浦9	行政情報開示請求について 受付日は開示請求書の記入事項の確認及び担当課の特定が完了した日と改めたことがわかるもの	－	－	－	－	却下	6/23
5	6/6	市長	3/30	見34	東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について 土地買収の交渉のわかる記録の全て	598	9/19	261	3/28		
6	6/7	市長	5/22	岩5	特定地にある空き地について、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録	595	7/27	256	12/26	棄却	1/17
7	6/7	市長	5/22	岩7	特定地にある空き地について、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録	594	7/24	255	12/26	棄却	1/17
8	6/13	市長	3/30	見33	七里駅北側にあります七里の桜の木について さいたま市と市民団体と話し合ったことが書かれている記録（さいたま市区画整理協会と市民団体が話し合った記録も含む。） 開示資料の期間は令和2年2月21日から令和5年3月29日まで	599	9/19				
9	7/19	市長	6/23	見13	第2回さいたま市地域経済活性化拠点整備協議会会議議事録中、2P：防災施設中でどのような防災機能を導入すべきか庁内の関係課と協議を行う予定であると記載がある。協議内容の記録された資料他	600	10/5				
10	7/25	市長	6/30	浦58	環境対策課が保有する江川土地区画整理事業地内の盛土（汚染土壌）に関するもの	－	－	－	－	却下	9/11
11	7/28	市長	7/6	浦68	さいたま新都心駅前大型映像装置改修工事に関する行政情報 入札については、結果の一覧で可	－	－	－	－	却下	9/15

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
12	8/17	市長	7/19	浦79	西大宮駅南口駅前広場にて、火災によりプラスチック製ネットフェンスの一部が焼損した件及び暫定的に作られた「池」に関する行政情報	－	－	－	－	却下	10/11
13	9/25	教育長	8/31	浦132	指導1課の出勤簿　令和5年1月1日より直近まで						
14	10/16	教育長	8/31	浦131	教職員人事課の出勤簿　令和5年1月1日より直近まで						
15	10/16	教育長	8/31	浦133	指導2課の出勤簿　令和5年1月1日より直近まで						
16	10/3	市長	9/15	見31	区画整理支援課が組合へ行った聞き取りの内容がわかる記録の全て	602	12/28				
17	10/23	市長	10/12	浦180	令和5年浦健支002022 [取扱注意]FW令和5年度第1回AED等整備検討会の配布資料について	－	－	－	－	却下	11/27
18	10/23	市長	8/25	大32	特定法人に関する建築に関する違法建築に対する建築指導課としての行政指導に関する情報	603	1/19				
19	10/26	市長	10/2	浦166	土木総務課が保有するさいたま市浦和区仲町１丁目１２８番８仲宿弁財天に関する行政情報	－	－	－	－	却下	11/22
20	11/7	市長	9/12	見25	さいたま市与野中央公園新アリーナ 見る拠点としてさいたまブロンコスなどのプロスポーツクラブとさいたま市の話し合った記録の全て	601	12/26				
21	11/7	市長	9/12	見30	さいたま市与野中央公園新アリーナ 与野市時代の1993年策定の基本計画	605	2/1				
22	11/13	市長	10/11	浦175	大型映像装置施行運営事業の要綱及び国と県の広告料減免申請に関するもの	608	3/19				
23	11/13	市長	10/17	浦185	新都心大型映像装置について 特定団体より値下げの依頼書等及び民間広告の減免に関するもの	609	3/19				
24	11/17	市長	8/31	見23	さいたま市食肉中央卸売市場移転再整備に係る国や県との打ち合わせ記録全て	604	1/22				
25	11/22	市長	11/9	浦200	プラザウエスト指定管理者について基本協定書、直近の仕様書 月次・年次報告にレストラン前のインターロックの傾きや段差、丸柱の塗装はがれ、軒板の不具合について書かれている部分	－	－	－	－	却下	12/14
26	11/22	市長	11/2	浦197	さいたま市マイナンバーカード特設交付センター分のアリーナとの契約書	－	－	－	－	却下	12/19

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
27	1/15	市長	12/20	見44	七里駅及び南北自由通路と七里駅北側区画整理に関する内容における東武鉄道と話をした記録	609	3/22				
28	3/1	市長	2/8	浦289	特定委員会への補助金についての行政情報						
29	1/18	教育長	10/29	中74	特定市立小学校の特定事案に関し、関係した当該職員の人事記録						
30	3/21	教育長	2/7	浦288	令和6年度教員採用試験に関する文書						

Ⅲ　情報公開コーナー

１　情報公開コーナーの概要

⑴　情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、保有個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

⑵　情報公開コーナーの利用状況

令和５年度の情報公開コーナーの利用状況は、表１－５のとおりです。

表１－５

	利　用　状　況
利用者数	８１，６８６人
情報公開コーナー稼動日数	２４３日
一日あたりの利用者数	約３３６人

⑶　行政資料の利用状況

令和５年度の行政資料の配架数は、統計書、市議会資料、さいたま市の財政など、７３７冊です。

行政資料利用状況は、表１－６のとおりです。

表１－６

	利　用　状　況
貸出冊数	２９１冊
有償刊行物頒布冊数	１，４０４冊

⑷　複写機の利用状況

令和５年度の複写機の利用枚数は、１１０，９７８枚です。

２　情報提供の実施状況

⑴　情報の提供に関する報告件数

平成２２年４月１日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。令和５年度に提供した件数は１，２２９件でした。

⑵　提供義務情報の状況

令和５年度の提供義務情報の提供件数は表１－７のとおりです。

（提供義務情報）

第２条　所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第７条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。

⑴　総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画

⑵　都市経営戦略会議の会議資料及び会議録

⑶　主要事業の予算編成過程

⑷　市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答

⑸　身近な道路整備の要望への対応状況

⑹　パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容

⑺　広聴事業に関する対応状況

⑻　市長の交際費の執行状況

⑼　さいたま市外郭団体指導要綱（平成１７年３月２２日決裁）の対象となる外郭団体の経営状況

⑽　さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成２２年８月２６日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表１－７

	⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	合計
件数（件）	12	12	5	0	0	48	8	12	0	492（※）	589

※詳細は 215 ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

⑶　提供推進情報の状況

令和５年度の提供推進情報の提供件数は、表１－８のとおりです。

（提供推進情報）
第３条　所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第７条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的に提供するものとする。
⑴　条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの
⑵　主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報
⑶　環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報
⑷　前条各号に類すると所管課長が認める情報
⑸　前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表１－８

	⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	合計
件数(件)	0	5	7	149	479	640

⑷　提供の方法

令和５年度の提供の方法の状況は、表１－９のとおりです。

（提供の方法）
第４条　所管課長は、前２条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一以上の方法を選択して行うものとする。
⑴　市ホームページへの掲載
⑵　市が発行する広報紙への掲載
⑶　報道機関への提供
⑷　さいたま市区役所情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への行政資料（さいたま市区役所情報公開コーナーの設置及び運営に関する要綱第２条第２号に規定する行政資料をいう。以下同じ。）の配置
⑸　担当課窓口における提供
⑹　前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表１－９

	⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹
件数(件)	692	16	106	1,229	129	131

◆　個人情報保護制度　◆

Ⅰ　個人情報保護制度のあらまし

１　個人情報保護制度の意義と必要性

個人情報は、情報技術の発展とともに社会的な利用価値が高まる一方で、不適切な取り扱いに起因する個人情報の漏えい等を防ぐため、適正な管理を行うことが求められています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。

そうした中、一方で市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

こうしたことから、本市では市が保有する個人に関する情報について適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う個人情報保護制度の確立を図ることとしました。そして、合併前の旧市の個人情報保護条例を引き継ぐかたちで、平成１３年５月１日付けで「さいたま市個人情報保護条例」を制定し、個人情報保護制度の運用を行ってきました。

２　個人情報保護法制の一元化

これまでの我が国における個人情報保護法制は、本市も含めた地方公共団体による条例というかたちで国よりも先行して導入され、その後、国において民間事業者等を対象とした「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５８号。）を制定しました。

このため、我が国における個人情報保護法制は、対象ごとに別々の法律又は条例によって規律されることとなり、解釈運用も総務省や各地方公共団体等が別々に行っているという状況でした。

このことが、近年の社会全体のデジタル化に伴う「個人情報保護」と「官民の枠を超えたデータ流通」の両立のための弊害となっている要因であるとされ、令和３年５月の国会におけるデジタル改革関連法の成立により、個人情報保護法の改正が行われました。（以下、この改正された個人情報保護法を「改正個人情報保護法」という。）

改正個人情報保護法の施行により、まずは令和４年４月１日付けで、国の行政機関や独立行政法人等が個人情報保護法の適用を受けることとなり、続いて令和５年４月１日付けで、本市を含めた全ての地方公共団体も個人情報保護法の適用を受けることとなりました。

このことを受けて、本市では個人情報保護法の施行に必要な事項を規定する条例として、今までの「さいたま市個人情報保護条例」を「さいたま市個人情報の保護に関する

法律施行条例」（以下「個人情報保護法施行条例」という。）へ全部改正することとしました。

3　個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例の概要

⑴　制度の目的

個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項、また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

⑵　実施機関

改正個人情報保護法において、行政機関等の定義が規定されており、地方公共団体については、議会を除く地方公共団体の機関とされています。

また、個人情報保護法施行条例において、法の規定に合わせて個人情報保護制度を実施する機関（以下「実施機関」という。）の定義を設けており、具体的には議会を除く市のすべての機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者）を対象としています。

⑶　個人情報の定義

ア　「個人情報」の定義（個人情報保護法第２条第１項）

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

１　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

２　個人識別符号が含まれるもの

イ　「保有個人情報」の定義（個人情報保護法第６０条第１項）

個人情報保護法において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいいます。ただし、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関等が保有しているものに記録されているものに限られます。

⑷ 個人情報の適正な取扱いの確保

ア　個人情報の保有の制限等（個人情報保護法第６１条ほか）

(ｱ) 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

(ｲ) 実施機関は、(ｱ)で特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

(ｳ) 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。

イ　個人情報取扱事務の届出（個人情報保護法施行条例第３条）

(ｱ) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。

(ｲ) 市長は、届出があったときは、届出事項をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ｳ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。

(ｴ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ　利用及び提供の制限（個人情報保護法第６９条及び第７０条）

実施機関は、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

また、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対して、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとします。

エ　安全管理措置（個人情報保護法第６６条）

実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

⑸ 自己情報の開示請求権等の保障

ア　開示請求

(ｱ)　個人情報の開示を請求できる者

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、行政情報に記録された自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(ｲ)　開示請求の受付

開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ｳ)　個人情報の開示義務

実施機関は、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

a　個人に関する情報

b　法人等に関する情報

c　国の安全等に関する情報

d　公共の安全等に関する情報

e　審議、検討又は協議に関する情報

f　事務又は事業に関する情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

a　裁量的開示

保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示することができます。

b　個人情報の存否に関する情報

開示請求に係る保有個人情報があるかないかを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときは、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

c　部分開示

保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、その部分を黒塗りする等により区分し、残りの部分を開示します。

イ　開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(ｱ)　決定

a　開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

b　不開示決定

(ｲ)　決定の期限

開示請求があった日の翌日から１４日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるときは、例外として延長することができます。

(ｳ)　第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(ｴ)　開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、保有個人情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ　訂正請求

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報について、内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができます。

エ　利用停止請求

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報が、次のいずれかに該当すると思料するときは、次の措置を請求することができます。

(ｱ) 個人情報保護法の規定に違反して利用されているとき

…　当該保有個人情報の利用の停止

(ｲ) 個人情報保護法の規定に違反して保有等がされているとき

…　当該保有個人情報の消去

(ｳ) 個人情報保護法の規定に違反して提供されているとき

…　当該保有個人情報の提供の停止

オ　審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

カ　苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

⑹ 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

⑺ 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

Ⅱ　個人情報保護制度の運用状況

１　保有個人情報開示等の実施状況概要

令和５年度の処理件数は、表２－２のとおり開示請求が２０２件で、処理区分の内訳は、開示が３４件、一部開示が１２７件、不開示が３９件でした。開示請求の内容は、戸籍謄本、住民票の交付申請書等が１０５件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表２－３のとおりです。

表２－１　保有個人情報開示請求等件数

	件　数
開　示　請　求	２０２
訂　正　請　求	０
利用停止請求	０
合　　計	２０２

表２－２　保有個人情報開示請求等内容及び処理状況

	開示請求		訂正請求		利用停止請求	
請求件数	２０２		０		０	
処理件数	２００		０		０	
処理状況	開示	３４	訂正	０	停止	０
	一部開示	１２７	一部訂正	０	一部停止	０
	不開示	３９	不訂正	０	不利用停止	０

表２－３　保有個人情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
1	北2	4/14	市民局市民生活部	消費生活総合センター	さいたま市消費生活総合センターにおける、特定日における請求者からの相談受付記録	消費生活相談情報（情報番号特定）	4/27	一部開示	事業者の担当者名	第78条第2号
2	浦2	4/14	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	特定期間の請求者の子に関するものすべて	・児童いじめ事案調査報告書 ・いじめの原因の分析 ・「心と生活のアンケート」 ・面談確認シート ・「人間関係プログラム」に係る調査他	4/28	一部開示	請求者の子及びその保護者以外に係る情報	第78条第2号
3	浦3	4/14	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定期間の請求者の子に関するものすべて	小学校児童指導要録　様式Ⅰ（学籍に関する記録） 小学校児童指導要録　様式Ⅱ（指導に関する記録） 出席簿	4/28	一部開示	本人以外の児童の氏名及び出欠状況	第78条第2号
4	浦4	4/14	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	特定期間の請求者の子に関するものすべて	・令和3年度スクールカウンセラー業務報告書（3月25日作成） ・令和3年度 長期欠席に係る状況調査（年間データ） ・令和4年度 長期欠席に係る状況調査（年間データ）	4/28	一部開示	該当児童以外の児童に係る情報	第78条第2号
5	浦5	4/14	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	特定期間の請求者の子に関するものすべて	・児童生徒健康診断票（一般） ・児童生徒健康診断票（歯・口腔） ・緊急連絡票（小学校用） ・保健調査票	4/28	開示		
6	南2	5/17	南区役所健康福祉部	保健センター	請求者の子の母子健康カードに記載された請求者との相談記録（生後から現在）	請求者の子の母子健康カードに記載された請求者との相談記録（特定期間）	5/31	一部開示	第三者に関する情報、対応者の考えとなる部分	第78条第2号第6号
7	浦7	5/25	総務局総務部	行政透明推進課	請求者が提出した審査請求書（特定日付）に関するもの	・総総行透第238号　行政情報開示請求（浦9）に係る決定について（令和5年4月25日決裁） ・総総行透第458号　行政情報開示請求（浦9）に係る決定の取消し及び再決定について（令和5年5月19日決裁）	6/7	開示		
8	浦8	5/25	総務局総務部	総務課	請求者が提出した審査請求書（特定日付）に関するもの	・審査請求書（令和5年5月10日収受総務課第343号）及び添付資料 ・行政情報開示請求書(写)（令和5年4月12日収受行政透明推進課第133号） ・行政情報開示決定通知書(写)（令和5年4月25日付総総行透第238号）他	6/7	開示		
9	浦9	5/29	総務局総務部	総務課	・特定日に実施した口頭意見陳述の内容を録音したテープ ・口頭意見陳述聴取結果記録書 ・口頭意見陳述実施時の審査庁側、処分庁側の出席者、所属、氏名	・令和5年5月23日（火）午後3時30分より実施した口頭意見陳述の内容を録音した録音データ ・口頭意見陳述出席者一覧	6/12	一部開示	口頭意見陳述聴取結果記録書	不存在
10	南5	6/13	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	さいたま市南部児童相談所 請求者の子に関する相談内容	さいたま市南部児童相談所における請求者の子の相談記録	6/23	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第78条第7号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
11	見6	6/15	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	特定日に発生した請求者の子にかかる児童生徒事故報告書	特定期間の児童生徒事故報告書	6/15	一部開示	児童生徒事故報告書に記載された、第三者の個人情報（氏名、年齢、性別、現住所）	第78条第2号
12	浦10	6/27	総務局総務部	総務課	請求者が提出した審査請求書（特定日付）に関するもの	・審査請求書及び添付資料（令和5年5月10日収受総務課第343号） ・行政情報開示請求書(写)（令和5年4月12日収受行政透明推進課第133号） ・行政情報開示決定通知書(写)（令和5年4月25日付総総行透第238号）他	7/7	開示		
13	浦11	6/27	総務局総務部	行政透明推進課	請求者が提出した審査請求書（特定日付）に関するもの	・総総行透第238号 「行政情報開示請求（浦9）に係る決定について」（令和5年4月25日決裁） ・総総行透第458号 「保有個人情報開示請求（浦7）に係る決定について」（令和5年6月7日決裁） 他	7/7	開示		
14	浦12	6/27	都市局まちづくり推進部	浦和西部まちづくり事務所	請求者が浦和西部まちづくり事務所所長あてに教えた電話番号		7/11	不開示		不存在
15	浦14	7/18	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定日時に行った口頭意見陳述時に処分庁より説明のあった証明図面2件分　他	特定日付けで請求者よりあった審査請求に伴う弁明書に対し、特定日付けで請求者より提出された反論書に添付された図面のうちの2枚	7/24	開示		
16	浦15	7/18	総務局総務部	総務課	総総総第877号による特定日時に行った口頭意見陳述時録音テープ他	特定日時より実施した口頭意見陳述の内容を録音した録音データ	7/21	開示		
17	北8	7/26	市民局市民生活部	消費生活総合センター	特定日におけるさいたま市消費生活総合センターに提出した請求者からの相談受付記録（添付資料のみ）	消費生活相談情報	8/2	開示		
18	浦16	7/31	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定測量会社が平成8年1月16日付けで市有地等境界明示申請用として平成7年10月13日測量物、申請書、備考6項境界明示する上で参考となる申請地の実測図、古地図及び地図等　他		8/7	不開示		不存在
19	浦17	8/7	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	教育委員会指導2課が所有する特定市立中学校の請求者の子に関係する文書等の資料全て	・基本調査報告書（特定日付） ・令和3年度いじめに係る状況報告 ・令和4年度いじめに係る状況報告 ・令和5年度いじめに係る状況報告	8/17	開示		
20	岩4	8/18	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	請求者の子の取扱経過記録	請求者の子に関する取扱経過記録	9/1	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が関係機関等より取得した情報及び開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第2号第7号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
21	浦21	8/25	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	・請求者の子に係る事案に関係する報告や情報 ・特定市立中学校が教育委員会へ、又は教育委員会が報告をした資料などの全て	・基本調査報告書 ・令和3年度いじめに係る状況報告 ・令和4年度いじめに係る状況報告 ・令和5年度いじめに係る状況報告	9/11	開示		
22	見8	8/30	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	請求者に係る特定期間の就学支援委員会審議資料	教学特第1019号 令和2年度 就学支援委員会審議資料（第1期）資料1　27ページ （令和2年9月23日決裁）	9/7	開示		
23	南11	8/31	福祉局長寿応援部	介護保険課	特定介護保険事業者の請求者に係る介護事故報告書	介護保険事業者等事故報告書	9/12	一部開示	連絡先、事故報告書の記載者職種及び記載者氏名	第78条第2号第3号
24	南12	8/31	消防局緑消防署	消防1課	特定介護保険事業者の請求者に係る救急活動記録票	特定日付け救急活動記録票	9/12	一部開示	救急活動記録票の、事故概要を聴取した者及び救急搬送時に同乗した者の氏	第78条第2号
25	南13	9/4	西区役所健康福祉部	福祉課	医療移送費申請書類及び支給に係る書類	・生活保護法による保護変更申請書（医療移送費）及び受診確認書 ・医療機関への確認書（特定期間分）及び各月通院状況表（特定期間分）　他	10/13	一部開示	・氏名、印影 ・生活福祉課架電内容　他	第78条第2号
26	見11	9/4	見沼区役所健康福祉部	福祉課	特定期間の請求者の家庭訪問の記録	各月通院状況表（平成30年8月分～令和5年8月分）	9/11	一部開示	・開示請求者の健康を害するおそれがある情報 ・開示請求者以外の個人に関する情報 ・事務又は事業に関する情報	第78条第1号第2号第7号
27	南14	9/11	福祉局生活福祉部	生活福祉課	生活福祉課保護係の職員が西区福祉課の職員に対して行った、請求者の相談内容の照会及び回答記録について	西区福祉課への伝達記録	9/20	開示		
28	南15	9/11	総務局人事部	人事課	人事課から西区職員へ行った請求者の相談記録のすべての開示 特にメールでのやりとりについて（令和5年1月～現在まで）	特定日の問合せ報告書	10/24	一部開示	問合せ報告書の「措置」欄の記載のうち、所管課からの連絡、報告の内容に係る部分	第78条第7号
29	南16	9/11	総務局人事部	人事課	人事課から南区職員へ行った請求者の相談記録のすべての開示 特にメールでのやりとりについて（平成28年4月～現在まで）		9/25	不開示		不存在
30	南17	9/11	南区役所健康福祉部	福祉課	南区職員から人事課、区長及び総務課へ行った請求者の相談記録のすべての開示 特にメールでのやりとりについて（平成28年4月～現在まで）		9/14	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
31	南18	9/11	西区役所健康福祉部	福祉課	西区福祉課が生活保護法医療券及び医療移送費及び経過について（令和5年1月から現在まで）医師が手術及び装具等の加療するべき診断書があるにも関わらず認めないことについて、決裁資料、会議打合せ等の記録資料について		10/19	不開示		不存在
32	南19	9/11	西区役所健康福祉部	福祉課	西区福祉課が生活保護法による保護変更申請書（医療移送費）に係り、申請書未記入について決定した会議及び打合せ記録について		10/1	不開示		不存在
33	南20	9/11	西区役所健康福祉部	福祉課	西区福祉課における請求者に係る医師の診断書及びタクシー利用について決定した会議及び打合せ記録について		10/19	不開示		不存在
34	南21	9/11	西区役所健康福祉部	福祉課	・西区福祉課が保護決定した特定時期から現在までの決定に至った会議及び打合せ記録について ・西区福祉課が決定した医療移送費と経路についての資料	・生活保護法による保護変更申請書（医療移送費）及び受診確認書 ・医療機関への確認書（特定期間受付分）及び各月通院状況表（特定期間分） 他	10/19	一部開示	・氏名、印影 ・生活福祉課架電内容 他	第78条第2号第7号
35	南22	9/11	西区役所健康福祉部	福祉課	西区福祉課が生活保護法医療券の発行に係り居住地の表示について決定した特定期間の会議及び打合せ記録について		10/19	不開示		不存在
36	岩6	9/13	教育委員会事務局生涯学習部	文化財保護課	請求者に関する用地交渉記録簿	用地交渉記録簿（特定日実施）	9/26	一部開示	・特定日の請求者に関する用地交渉記録簿2件 ・上記2件を除く請求者に関する用地交渉記録が存在する場合にはそれら全て	不存在
37	大7	9/20	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定日の特定市立小学校における請求者の子に係る不適切指導について、調査記録など関連するもの一切	・体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票 ・聴き取り記録 ・事情聴取について ・体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票への回答について	10/4	一部開示	・教諭氏名 ・てんまつ書のうち、リード文、場所、職種、事故者氏名、年齢、性別、事故の具体的な事実、事故の原因、事故発生後の措置、事故についての教育公務員としての見解 他	第78条第2号第7号
38	浦24	9/26	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	特定時期以降の児童相談所との相談内容記録		10/6	不開示		不存在
39	大9	9/27	大宮区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の介護保険要介護（区分変更）新鋭に係る認定調査書及び主治医意見書の写し（最新のもの）	請求者の認定調査票、主治医意見書	10/10	一部開示	主治医意見書の医師印影	第78条第2号
40	南23	10/2	南区役所健康福祉部	福祉課	南区福祉課へ人事課、行政透明推進課及び特定職員からの請求者本人の相談記録について		10/6	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
41	浦27	10/10	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ政策室	特定日付に関する行政情報及び同文書の決裁日が分かるログ等及び同課の特定期間の発信簿	・特定日決裁の行政情報開示請求決定について ・文書収受発送簿	10/24	一部開示	・行政情報の決裁日がわかるログ等 ・開示請求者以外の氏名及びメールアドレス	不存在 第78条第2号
42	南24	10/16	西区役所健康福祉部	福祉課	西区役所福祉課が特定期間に行った請求者に関する決裁文書全て	・保護決定調書（特定期間決裁） ・調査報告書（特定期間決裁） ・通院移送費点検表 ・ケース検討表・検討結果表（特定日分）	10/26	一部開示	・氏名、印影 ・検討結果表　他	第78条 第2号 第7号
43	西4	10/20	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	請求者の子に関する大宮西警察署からの通告書	当該児童に関する大宮西警察署からの児童通告書	11/6	一部開示	児童通告書における発出日、宛名、発出名、児童・保護者以外の取得した情報、児童の福祉を害するおそれのある情報、開示請求者以外の個人に関する情報	第78条 第1号 第2号 第7号
44	北13	10/25	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	特定日付けの請求者の支弁区分を決定した計算資料	令和5年度特別支援教育就学奨励費収入額・需要額調書別紙	11/6	開示		
45	大11	11/10	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	特定時期の特定市立小学校の請求者に係る児童・生徒事故報告書		11/21	不開示		不存在
46	南27	11/13	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者の子の特定期間の取扱経過記録	取扱経過記録	11/27	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第78条 第7号
47	緑8	11/15	保健衛生局市立病院経営部	情報管理室	特定の診療録のうち、電子情報部分の更新履歴		11/24	不開示		不存在
48	浦30	11/28	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	特定期間のさいたま市児童相談所及びさいたま市北部児童相談所が保有する請求者本人との面接記録	当該児童に関する取扱経過記録及び調査・面接記録　等	12/21	一部開示	児童以外の個人の氏名、聴取した内容。関係機関または児童相談所における事務又は業務に関する情報	第78条 第2号 第7号
49	南28	11/30	南区役所健康福祉部	支援課	手帳申請時に提出した精神障害者保健福祉手帳診断書	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	12/8	開示		
50	緑11	12/13	保健衛生局市立病院経営部	情報管理室	特定の診療録のうち、電子情報部分の更新履歴		12/26	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
51	北16	12/18	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	委任者からさいたま市又は教育委員会に請求された特定市立小学校の植栽管理に伴う損害賠償に係る書類等	樹木剪定願（特定市立小学校） 樹木剪定（特定市立小学校） 学校施設等の事故報告にかかる住民への報告について（特定市立小学校） 市民からの問い合わせへの回答について（特定市立小学校）	12/22	一部開示	特定法人の担当者の氏名 特定法人の銀行口座の店名・種別・口座番号 特定法人の代表者印 自動車会社の担当者の氏名 委任者の同居人の氏名・メールアドレス 学校施設管理課の担当者のメールアドレス 他	第78条第2号第3号第7号
52	緑12	12/19	消防局南消防署	東浦和出張所	委任者の特定日の救急活動記録表	救急活動記録票　2事案分	1/2	開示		
53	南30	12/21	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	特定日に受理した請求者の子に関する事案の対応記録一式	該当者の受付処理票	12/28	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号
54	南31	12/21	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者について児童相談所が扱う全ての文書	該当者の受付処理票	12/28	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号
55	北17	12/22	保健衛生局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	新型コロナワクチン予診票	請求者の新型コロナワクチン接種の予診票	12/28	開示		
56	中5	12/28	消防局中央消防署	消防2課	特定日時に請求者の子が自宅から特定病院に救急搬送された際の記録	救急活動記録票	1/6	開示		
57	緑13	1/4	緑区役所健康福祉部	高齢介護課	委任者の特定期間の介護保険に関する負担分（本人分、市負担分両方）の資料	施設サービスに係る給付実績一覧	1/9	開示		
58	南33	1/9	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者の子の取扱経過記録全て	受付処理票	1/23	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号
59	見12	1/18	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	北部児童相談所における子に関する記録	取扱経過記録、指導措置決定通知書、調査・面接記録	1/26	開示		
60	見13	1/18	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	北部児童相談所における子に関する記録	取扱経過記録	1/26	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
61	南35	1/23	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	子の相談記録	子の相談記録	1/30	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号
62	浦34	1/24	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	子の相談記録	子の相談記録	1/30	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号
63	西5	1/26	消防局北消防署	植竹出張所	救急搬送記録	救急活動記録票	2/1	一部開示	問合せ医療機関	第78条第3号
64	桜3	2/5	桜区役所健康福祉部	保健センター	産院での1ヶ月健診の内容 産院と本市保健センターとのやり取り	・医療機関から見沼区保健センターへ報告記録の写し ・産婦健診助成券の写し ・医療機関が作成した記録の写し	2/16	一部開示	・支援の必要性を検討するための内容 ・第3者の個人名	第78条第1号第2号
65	南37	2/7	財政局南部市税事務所	資産課税課	当該担当課から発信された電子メールの内容及び送信手続がさいたま市文書管理規則に基づいたものであることが確認できる文書等	納税義務者からの問い合わせについて	2/20	開示		
66	南38	2/7	財政局南部市税事務所	資産課税課	当該担当課から固定資産税課へメール及び電話により報告した内容	固定資産税課への送付メール	2/20	開示		
67	見14	2/7	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	子に関する北部児童相談所と請求者との記録	請求者の子に関する北部児童相談所と請求書との取扱経過記録	3/15	開示		
68	見15	2/7	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	子に関する北部児童相談所と請求者との記録	請求者の子に関する北部児童相談所と請求書との取扱経過記録	3/15	開示		
69	見16	2/7	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	子に関する北部児童相談所の記録	請求者の子に関する北部児童相談所と請求書との取扱経過記録	3/15	開示		
70	見17	2/7	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	子に関する北部児童相談所の記録	請求者の子に関する北部児童相談所と請求書との取扱経過記録	3/15	開示		

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
71	浦35	2/8	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	特定市立小学校でいじめ認定された被害児童(子)と加害児童に関する記録	・対応の時系列 ・生徒指導委員会　本件に係る部分 ・特定市立小学校　いじめ対策委員会臨時部会　第1回～第39回 ・聴き取り記録 ・令和5年度いじめに係る状況報告	2/22	一部開示	請求者の子及びその保護者以外に係る情報	第78条第2号
72	中7	2/8	中央区役所健康福祉部	支援課	令和6年度さいたま市放課後児童クラブ選考における申請者の選考内容がわかる書類、さいたま市の規程、選考基準　他	申請者の令和6年度放課後児童クラブ入室申込書 令和6年度　1次入室選考結果一覧(全体) さいたま市立放課後児童クラブ事務取扱要領	2/19	一部開示	学年ごとの入室状況、その点数内訳、入室可能な方の点数、落ちた方の点数、最高点最低点	第78条第2号
73	大17	2/13	大宮区役所健康福祉部	高齢介護課	親族の介護保険要介護認定・要支援認定に関する認定調査票等	委任者の認定調査票,主治医意見書,認定情報,認定審査会議事録	2/20	一部開示	認定調査票の調査員氏名,調査員連絡先、主治医意見書の医師印影、認定審査会議事録(審査会別)の合議体名、審査員名　他	第78条第2号第6号
74	大18	2/13	見沼区役所健康福祉部	高齢介護課	親族の介護保険要介護認定・要支援認定に関する認定調査票等	委任者の認定調査票,主治医意見書,認定情報,認定審査会議事録	2/16	一部開示	主治医意見書の医師印影、認定審査会議事録(審査会別)の第三者の市町村、被保険者番号、被保険者氏名、被保険者区分、認定審査会議事録(審査会別)の合議体名、審査員名他	第78条第2号第6号
75	南39	2/14	財政局南部市税事務所	資産課税課	特定日時に請求者から発信した説明を求める電子メールに対し回答が拒絶されている。このため課税庁としての説明責任に鑑み、当該拒絶が正当な理由に基づいてなされたものであることが確認できる記録等		2/27	不開示		不存在
76	西6	2/22	西区役所健康福祉部	福祉課	委任者に関する生活保護のケース記録のすべて	・収入報告書 ・資産申告書 ・扶養届書 ・生活保護法による保護変更申請書 ・保護決定調書 ・生活保護法による保護申請に係る書類	4/3	一部開示	・扶養届書 ・保護台帳 ・訪問計画基礎台帳 ・生活保護法第29条の規定に基づく調査(回答)	第78条第2号
77	南40	2/26	財政局南部市税事務所	資産課税課	従前に担当課から提供された「16m前後」を判定する際に用いた航空写真等の写真、図面等が判読しずらいので、判読できるもの		3/8	不開示		不存在
78	南41	2/26	財政局南部市税事務所	資産課税課	従前に担当課に情報提供を要望した際に、経緯に関する一切の記録が残っていないとされたが、その「一切の記録」の文書の件名		3/8	不開示		不存在
79	南42	2/26	財政局南部市税事務所	資産課税課	従前に担当課から提供された「28m前後」を判定する際に用いた航空写真等の写真、図面等が判読しずらいので、判読できるもの		3/8	不開示		不存在
80	浦36	2/27	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者の子に係る南部児童相談所が保有する記録(期間特定)	請求者に係る南部児童相談所が保有する記録(期間特定)	3/7	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所7が第3者や関係機関等より取得した情報	第78条第7号

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
81	岩14	2/28	保健衛生局保健所	保健所管理課	開示請求者が特定医療機関を受診した際の事項について、保健所が当該病院に対して行った監査・指導等の報告に関する資料	医療安全相談記録	3/1	一部開示	請求者以外の特定の個人を識別できる情報 法人やその他の団体を識別できる情報	第78条 第2号 第3号
82	南43	3/15	子ども未来局子ども家庭総合センター	総務課	さいたま市なんでも子供相談窓口に電話相談した請求者の相談記録	子ども家庭総合センター　なんでも子ども相談窓口　相談記録	3/19	開示		
83	南44	3/15	子ども未来局子ども家庭総合センター	総務課	さいたま市なんでも子供相談窓口に電話相談した請求者の子の相談記録	子ども家庭総合センター　なんでも子ども相談窓口　相談記録	3/19	開示		
84	南45	3/15	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	南部児童相談所での請求者の記録	南部児童相談所での請求者の子の相談記録	3/27	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条 第7号
85	南46	3/15	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	南部児童相談所での請求者の子の記録	南部児童相談所での請求者の子の相談記録	3/27	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第78条 第7号
86	大24	3/15	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	北部児童相談所での請求者の記録	北部児童相談所と請求者との記録	4/25	一部開示	請求者以外の者の記録	第78条 第2号 第3号 第7号
87	南47	3/18	財政局南部市税事務所	資産課税課	南部市税事務所資産課税課から発信された電子メール「宅地の距離等について17」「1」中「28m」と判定した際に用いた評価図（紙面）		3/27	不開示		不存在
88	南48	3/18	財政局南部市税事務所	資産課税課	南部市税事務所資産課税課から発信された電子メール「宅地の距離等について19」中「間口・奥行距離の積が登記地積と合わない」とあるが、合わない場合でも正しいともの確認できる事例、論文等		3/27	不開示		不存在
89	南49	3/18	財政局税務部	固定資産税課	令和6年材税固第1864号測量について（回答）「2について」中の「登記所から通知に添付されている地積測量図等」		3/27	不開示		不存在

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した保有個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
90	南50	3/21	南区役所健康福祉部	福祉課	請求者に係る令和5年度中民生との情報		3/28	不開示		不存在
91	南51	3/21	南区役所健康福祉部	福祉課	請求者に係る特定期間の記録	面接記録票、開始記録票、ケース記録票及び病状報告書	4/4	一部開示	面接記録票の「面接員の所見」欄 ケース記録票の「担当員の所見」「病状調査について」他	第78条第7号
92	北24	3/27	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	請求者の子の指導要録抄本	小学校児童指導要録　様式Ⅰ（学籍に関する記録）	3/27	開示		
93	大25	3/27	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	令和5年度特定市立小学校におけるスクールロイヤーへの相談に関するもの及びその決裁に関わる職員について	平成4年度　児童生徒事故報告書	4/9	一部開示	児童生徒事故報告書に記載された、第三者の個人情報	第78条第2号
94	大26	3/28	大宮区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の介護認定された際の資料（認定調査票、主治医意見書及び認定審査会議事録）	請求者の父の認定調査票、主治医意見書、認定審査会議事録（審査会別）	4/2	一部開示	・認定調査票の調査員氏名 ・主治医意見書の医師印影 ・認定審査会議事録（審査会別）の合議体名、審査員名　他	第78条第2号第6号
95	浦37	3/29	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	請求者の指導要録、指導に関する記録	請求者本人の指導要録指導に関する記録 特定市立中学校	4/15	開示		
96	浦38	3/29	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	請求者本人の指導要録、指導に関する記録	請求者本人の指導要録指導に関する記録 特定市立中学校	4/15	開示		

※　上記の他、戸籍謄本、住民票の交付申請書等に関する開示請求処理件数104件

※【参考】不開示情報区分について
・第78条第1号　本人の生命・財産等を害するおそれがある情報
・第78条第2号　開示請求者以外の個人に関する情報
・第78条第3号　法人等に関する情報
・第78条第6号　審議・検討等情報
・第78条第7号　事務事業執行情報

２　保有個人情報開示等決定に係る審査請求の状況

令和５年度の審査請求の件数は５件でした。実施機関別の内訳は、市長４件、教育長１件でした。取下げは０件でした。また、審査請求の内容については、表２－４のとおりです。

表２－４　保有個人情報開示等決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示等請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/13	市長	3/24	個浦54	・さいたま市長、審議会への届出書による承諾書 ・道路測定図（特定番号）、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳 ・特定日に地権者に立会を求めた書類の証明書	590	7/13				
2	4/13	市長	3/24	個浦55	・特定地の申請書一式 ・特定会社への委託書 ・市境界整理杭（特定番号）を道路側に移動した証明物	591	7/13				
3	5/22	教育長	1/19	個見22	特定中学校の請求者の子に対するいじめに関する文書、その他本件に関係ありと思料される一切の文書	597	9/5	260	3/1		
4	11/30	市長	11/13	個緑8	特定の診療録のうち、電子情報部分の更新履歴	606	2/26				
5	12/29	市長	12/12	個緑11	特定の診療録のうち、電子情報部分の更新履歴	610	3/22				

◆　情報公開・個人情報保護審査会　◆

Ⅰ　情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

１　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実効あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関からの諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表３－１　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期２年（令和３年１０月２２日から令和５年１０月２１日まで）

役　　職	氏　　名	備　　考
会長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委員	伊　藤　一　枝	弁護士
委員	塚　田　小百合	弁護士
委員	水　口　　匠	弁護士

任期２年（令和５年１０月２２日から令和７年１０月２１日まで）

役　　職	氏　　名	備　　考
会長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委員	中　澤　和　美	弁護士
委員	水　口　　匠	弁護士
委員	龍　　由紀子	弁護士

２　開催状況

令和５年度の審査会の開催回数は、１２回でした。

表３－２　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和5年4月20日（木）	⑴ 諮問第５７５号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５８１号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第５７６号、５７７号、５７８号、５７９号の審議（答申案） ⑷ 諮問第４３６号の審議（新規） ⑸ 諮問第４３８号、４３９号の審議（新規）
2	令和5年5月18日（木）	⑴ 諮問第４３６号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第４３８号、４３９号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第５８０号の審議（答申案） ⑷ 諮問第５８１号、５８２号の審議（答申案） ⑸ 諮問第４４３号の審議（新規） ⑹ 諮問第５８３号の審議（新規）

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
3	令和5年6月15日（木）	⑴ 諮問第５８３号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第４４３号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第４３８号、４３９号の審議（答申案） ⑷ 諮問第５７５号の審議（答申案） ⑸ 諮問第５８５号の審議（新規） ⑹ 諮問第５８６号の審議（新規）
4	令和5年7月13日（木）	⑴ 諮問第５８５号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５８６号の審議（継続審議） ⑶ 諮問第４３６号の審議（答申案） ⑷ 諮問第４４４号の審議（新規） ⑸ 諮問第５８８号の審議（新規）
5	令和5年8月3日（木）	⑴ 諮問第５８３号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５８８号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第４４３号の審議（答申案） ⑷ 諮問第４４５号、４４６号、４４７号の審議（新規）
6	令和5年9月21日（木）	⑴ 諮問第５８８号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第４４５号、４４６号、４４７号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第５８３号の審議（答申案） ⑷ 諮問第５８５号の審議（答申案） ⑸ 諮問第５８６号の審議（答申案） ⑹ 諮問第５９４号、５９５号の審議（新規）
7	令和5年10月19日（木）	⑴ 諮問第５９４号、５９５号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第４４４号の審議（答申案） ⑶ 諮問第５８８号の審議（答申案） ⑷ 諮問第５８７号の審議（新規）
8	令和5年11月16日(火)	⑴ 諮問第５８７号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第４４５号、４４６号、４４７号の審議（答申案） ⑶ 諮問第５８４号の審議（新規） ⑷ 諮問第５８９号の審議（新規） ⑸ 諮問第５９７号の審議（新規）
9	令和5年12月21日（木）	⑴ 諮問第５９７号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５９４号、５９５号の審議（答申案） ⑶ 諮問第５９８号の審議（新規） ⑷ 諮問第４５１号の審議（新規）
10	令和6年1月18日（木）	⑴ 諮問第５９８号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５８７号の審議（答申案） ⑶ 諮問第５８９号の審議（答申案） ⑷ 諮問第４５１号の審議（答申案） ⑸ 諮問第５９０号、５９１号の審議（新規） ⑹ 諮問第４５７号の審議（新規）

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
11	令和6年2月15日（木）	⑴ 諮問第５９０号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５９１号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） ⑶ 諮問第５９０号、５９１号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑷ 諮問第５９７号の審議（答申案）
12	令和6年3月21日（木）	⑴ 諮問第４５７号の審議（実施機関の口頭意見陳述） ⑵ 諮問第５９８号の審議（答申案） ⑶ 諮問第６０３号の審議（新規） ⑷ 諮問第４５９号、４６０号、４６２号、４６３号、４６５号、４６６号、４７５号、４７７号の審議（新規）

表３－３　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会　審議内容一覧（諮問番号順）

諮問番号	内　　容
第４３６号	環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できないことがわかる行政情報の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４３８号	東西交通大宮ルート検討調査等について　・ルート案等について検討したことがわかるもの　平成１３年～２５年度　・４つのモデルルートと称するもの。の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４３９号	東西交通大宮ルートの４つのモデルルートと称するものの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４４３号	平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告についての行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４４４号	南建道路安全対策課職員が現場を巡回（点検、打合せ等）した記録　アスファルトの検査について、(高低差）検査のチェックリストの行政情報開示決定に対する審査請求
第４４５号	平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については、継続して指導しているとの説明がありました。の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４４６号	平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については、継続して指導しているとの説明がありました。の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４４７号	平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については、継続して指導しているとの説明がありました。の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４５１号	給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成２８年度分）の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４５７号	スポーツ振興課が所有する指定管理者との協定書（契約書）及び報告書（年次）直近のものの行政情報一部開示決定に対する審査請求

諮問番号	内　　容
第４５９号	行政情報開示請求書　浦５６９の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分がわかるもの並びに意見を聴取したことがわかるものの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４６０号	行政情報開示請求書　浦５７３の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分がわかるもの並びに意見を聴取したことがわかるものの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４６２号	行政情報開示請求書　浦５７６の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分がわかるもの並びに意見を聴取したことがわかるものの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４６３号	行政情報開示請求書　浦５６６の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分がわかるもの並びに意見を聴取したことがわかるものの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第４６５号	行政情報開示請求書　平成２８年度浦５７３に関して、その者の意見を聴取したことがわかるものの行政情報開示決定に対する審査請求
第４６６号	行政情報開示請求書　平成２８年度浦５６９に関して、その者の意見を聴取したことがわかるものの行政情報開示決定に対する審査請求
第４７５号	行政情報開示請求書　平成２８年度浦５６６に関して、その者の意見を聴取したことがわかるものの行政情報開示決定に対する審査請求
第４７７号	行政情報開示請求書　平成２８年度浦５７６に関して、その者の意見を聴取したことがわかるものの行政情報開示決定に対する審査請求
第５７５号	個人情報一部開示決定通知書（子子北児第９９０号／令和２年９月２４日）で開示された個人情報でＰ１０／１８に記載された内容の不訂正等決定に対する審査請求
第５７６号	「審査請求人の対応に関する経過」の、２（１）８月２７日「８月後半に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載について訂正を求めます。の不訂正等決定に対する審査請求
第５７７号	令和２年３月２７日付さいたま市教育委員会からの文書「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載について訂正を求めます。保護者はこのような意向を説明していません。事実と異なるため訂正を求めます。の不訂正等決定に対する審査請求

諮問番号	内　　容
第５７８号	令和３年８月２７付回答８に、「質問事項３にて回答のとおりです」と記載されていますが、質問３と質問８は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。同時に質問８に対する回答を求めます。の不訂正等決定に対する審査請求
第５７９号	令和３年８月２７日付回答４に、「平成３１年度（令和元年度）（７）１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。の不訂正等決定に対する審査請求
第５８０号	令和元年度から令和４年度６月２４日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則１０条による事故報告書に関係する資料の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第５８１号	・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第５８２号	さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第５８３号	さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前の開示を請求する。の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５８４号	平成３０年１１月頃に岩槻区役所に提出された平成３１年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書に添付された診断書の個人情報不開示決定に対する審査請求
第５８５号	さいたま市立病院神経内科入院（特定期間）の診療録が、令和３年７月８日に同院から開示された。その診療録全２２５枚のうちの３４、１１６、１１７、１１８、１３０頁の更新履歴。入カ・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。の個人情報不開示決定に対する審査請求
第５８６号	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、建南土第２１１３号による意見陳述の実施、令和４年１０月２０日（木）の結果、実施機関の処分は妥当であるとの裁決、ただし用水路巾がない裁決の場合は、ない証明書への署名、捺印物の請求人への後日のトラブル防止のため提供すること、当日立合者、行政透明推進課職員了解済み、図面、文書への署名、捺印の開示要求します。の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５８７号	（さいたま市立病院の資料開示請求ではありません）さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院（西病棟）神経内科５階特定入院患者の看護実習記録の全て（特定担当教員）の個人情報不開示決定に対する審査請求

諮問番号	内　　容
第５８８号	さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区２３－１号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報　①ＪＲとの協議の有無及びその内容が分かる資料　②東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料　③道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料　④区２３－１号線に交差する、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５８９号	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、さ情報審査答申第２２８号、令和４年１１月１８日付、答申書中、３ページ下段調査審議の経過表中③令和４年９月１５日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの、開示提供願います。行政透明推進課情報提供係の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５９０号	２０．さいたま市長、審議会への届出書による承諾書の開示、個人保護条例５条による。２１．道路測量図Ｆ－３６５号、道路台帳による道路線を変更と記入のある道路台帳の開示。２２．平成７年１０月１２日審査請求人に立合を求めた書類の証明書の開示。の個人情報不開示決定に対する審査請求
第５９１号	１９．審査請求人は杭の同意者とされた、個人の件利により特定地申請書の一式の開示求めます。２０．委託、測量会社への委託書の開示請求いたします。２１．審査請求人側で市境界整理杭を道路側に移動した証明物の開示。の個人情報不開示決定に対する審査請求
第５９４号	特定地にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５９５号	特定地にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。の行政情報不開示決定に対する審査請求
第５９７号	・さいたま市立特定中学校の審査請求人の子に対するいじめに関る文書　・その他本件に関係ありと思料される一切の文書の個人情報一部開示決定に対する審査請求
第５９８号	東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について　昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約１年が経ちますので決定しているのでしょう。土地買収の交渉のわかる記録の全て開示願います。の行政情報不開示決定に対する審査請求
第６０３号	特定法人に関する建築に関する違法建築に対する建築指導課としての行政指導に関する情報の行政情報不開示決定に対する審査請求

さ情審査答申第２３５号
令和５年４月２７日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「「審査請求人の対応に関する経過」の、２⑴特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載（以下「本件対象個人情報」という。）について訂正を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和３年１０月２６日付け教学教人第２４２６号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

１　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

⑴　本件処分の内容及び理由

令和３年９月３０日付けで、審査請求人より、「審査請求人の対応に関

する経過」の、２⑴特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載について、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和３年１月２７日付弁護士法第２３条の２に基づく照会に対する回答（審査請求人の対応に関する経過）」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は「保護者は特定日に担任教諭と面談をしたので、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかったという記載は事実と異なっている」「特定日に担任と面談をした証拠が連絡帳に残っている」と主張している。

教職員人事課では、「⑴　本件処分の内容及び理由」で述べたとおり、「令和３年１月２７日付弁護士法第２３条の２に基づく照会に対する回答（審査請求人の対応に関する経過）」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているという報告を受けている。また、連絡帳に記載のある「昨日はお時間をいただきありがとうございました」という表記については、担任と保護者の立ち話であったと報告を受けているため、当該個人情報を訂正しなかった。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、「審査請求人の対応に関する経過」の、２⑴特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」の部分である。

実施機関は、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているため、本件対象行政情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、学校の認識は矛盾しているのに、実施機関は学校の認識を本件対象個人情報を訂正しない理由にしている、として本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求はできない、と解されている。

⑵　審査請求人は、特定日の連絡帳（以下「当該連絡帳」という。）記載のとおり、保護者は、特定日に担任教諭と面談しているので、「面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった」との記載は事実と異なる旨主張し、実施機関は、当該連絡帳の表記については、担任と保護者の立ち話であったと報告を受けている、学校は保護者から、「いえ、いいです」という回答を得たと認識しているという報告を受けている、と弁明する。

すなわち、審査請求人の保護者と担任教諭との会話に関しては、審査請求人と学校との間でその評価、認識が異なっているのであり、また、保護者の意向についての記載も学校の認識である、とのことであるので、本件対象個人情報は評価、判断等の主観的に判断される事項に該当し、客観的に正誤の判定が可能な事項ではないということになる。

よって、本件対象個人情報は条例第２４条第１項に規定する「事実」に該当しないので、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑶　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２４日	諮問の受理（諮問第５７６号）
②	令和　５年　１月１９日	審議
③	令和　５年　２月１６日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　４月２０日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２３６号
令和５年４月２７日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「令和２年３月２７日付さいたま市教育委員会からの文書中の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載（以下「本件対象個人情報」という。）について訂正を求めます。保護者はこのような意向を説明していません。事実と異なるため訂正を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１月２１日付け教学教人第３２８１号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

１　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

⑴　本件処分の内容及び理由

令和３年１２月２７日付けで、審査請求人より、令和２年３月２７日付さいたま市教育委員会からの文書「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載について、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和２年３月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、教育委員会としては、「アンケートを実施しなくてよい」という保護者の意向を確認したとの認識であったため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は「アンケートによる再調査は実施しなくてよいという意向を示していない。教育委員会のアンケートは実施しなくてよいという保護者の意向を確認したという記載は事実と異なっている」と主張している。

教職員人事課では、上記⑴で述べたとおり、「令和２年３月２７日付審査請求人代理人宛回答文書」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、「アンケートを実施しなくてよい。審査請求人にとってマイナスになることはやりたくない」という保護者の意向を確認したという認識であるため、当該個人情報を訂正しなかった。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した「審査請求人代理人宛回答文書の、４頁２～３行目記載の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」の部分である。

実施機関は、アンケートを実施しなくてよいという保護者の意向を確認したという認識であるため、本件対象個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、保護者はアンケートを実施しなくてよいという意向を説明しておらず、結論が出ないまま会議は終了となったため、本件対象個人情報は事実と異なる、として本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録

された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求はできない、と解されている。

⑵　審査請求人は、審査請求の理由中で、父親は、その会議で何回も「お父さんアンケートはどうしますか。」と聞かれたが、当初の説明と話が違うことに戸惑い、その場で結論を出せる状況ではなく、そうこうしているうちに結論が出ないまま会議が終了になった旨述べ、また、反論書で、アンケートなど実施したい親などいるはずもなく、アンケートは実施したくない、ただ、事実が認められないのであれば、実施する必要があるのではないかということをこの会議内で保護者は発言し、結論を出せない状態でいると、職員が会議を終了させた、と述べている。

他方、実施機関は、「アンケートを実施しなくてよい。審査請求人にとってマイナスになることはやりたくない」という保護者の意向を確認したという認識であると弁明している。

⑶　以上のことからも明らかなように、審査請求人が訂正を求める個人情報は、実施機関が審査請求人の保護者からそのような内容の説明を受けたと判断、認識したというものであり、審査請求人は、そのような内容の説明はしていない、事実と齟齬していると認識しているというものである。

すなわち、本件対象個人情報である審査請求人の保護者と実施機関の会議内容、結果に関する認識が、双方で異なっているということである。本件対象個人情報は主観的に評価、判断された事項であり、客観的に正誤の判定が可能な事項ではないということである。

よって、本件対象個人情報は条例第２４条第１項に規定する「事実」に該当しないので、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑷　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２４日	諮問の受理（諮問第５７７号）
②	令和　５年　１月１９日	審議
③	令和　５年　２月１６日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　４月２０日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２３７号
令和５年４月２７日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「令和３年８月２７日付回答８に、「質問事項３にて回答のとおりです（以下「本件対象個人情報」という。）」と記載されていますが、質問３と質問８は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。同時に質問８に対する回答を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１月２１日付け教学教人第３２８２号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

１　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

⑴　本件処分の内容及び理由

令和３年１２月２７日付けで、審査請求人より、「令和３年８月２７日付回答８に「質問事項３にて回答のとおりです」と記載されていますが、

質問３と質問８は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。」「同時に質問８に対する回答を求めます。」という内容の、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、当該文書は、令和３年７月７日付「ご連絡」にて依頼のあった質問事項に対する学校としての回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は「質問３で聞いているのは個別指導計画を作成しなかった理由である」「質問８で聞いているのは保護者が質問しているのに、説明しなかった理由である,」「会議で保護者が面と向かって質問したのに、なぜ知っていることを誰も答えなかったのか、質問８ではその理由を聞いている」と主張している。

教職員人事課では、「⑴　本件処分の内容及び理由」で述べたとおり、令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、当該文書は学校としての回答であり、回答そのものに含まれる個人情報に誤りがあると認められないため、当該個人情報を訂正しなかった。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した令和３年８月２７日付け審査請求人代理人宛回答文書の別紙「質問事項への回答について」の、「８　質問事項３にて回答のとおりです。」の部分である。

実施機関は、依頼のあった質問事項に対する学校としての回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、質問３と質問８は、質問内容が全く異なるのに、「質問事項３にて回答のとおりです」と回答してきたことは、意図的に不都合なことを回答しないようにしているものと考えられるため、当初の回答を訂正すべきである。同時に質問８に対する回答を求める、として本件対象個人情報の訂正を求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

また、条例第２５条第１項は、「訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。⑴　氏名及び住所　⑵　訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項　⑶　訂正等を求める内容及び根拠　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が定める事項」と規定している。

⑵　審査請求人は、審査請求の理由中において、①保護者が審査請求人の特性をどのように伝えればいいのか学校側に直接聞いたにもかかわらず、引継ぎを受けて知っていることを保護者に説明しないのは、隠ぺい、不作為であり、安全配慮義務違反に当たると考えている。当初「質問事項３にて回答のとおりです」と回答してきたことは、このような不都合なことがあったためと考えているため審査請求します。②再回答は、審査請求人の特性の伝え方を質問したのに、引継ぎを受けて知っていた個別の指導計画のことを説明しなかった理由を未だに当該学校が回答していない。知っていることを聞かれているのに回答しないのは、隠ぺいしているというのだと考えています。と主張している。

⑶　上記のように、審査請求人は審査請求した理由について縷々主張しているが、本件対象個人情報のどの箇所をどのように訂正するのか、その内容について具体的に主張していない。また、審査請求の趣旨においては、「同時に質問８に対する回答を求めます」と主張するだけであり、どのような内容に個人情報を訂正するのかについては述べられていない。

すなわち、本件審査請求は、訂正等を求める内容が明示されていない請求である。

よって、本件対象個人情報を不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑷　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２４日	諮問の受理（諮問第５７８号）
②	令和　５年　１月１９日	審議
③	令和　５年　２月１６日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　４月２０日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２３８号
令和５年４月２７日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「令和３年８月２７日付回答４に、「平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。（以下「本件対象個人情報」という。）」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１月２１日付け教学教人第３２８３号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

１　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

⑴　本件処分の内容及び理由

令和３年１２月２７日付けで、審査請求人より、「令和３年８月２７日付回答４に、「平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。」という内容で、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、学校として、ドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は「保護者が質問しているのは具体的な連携内容である」「具体的な連携内容について回答を求める」「ドクターの助言を活かさなかったから特定日の出来事が起こった」と主張している。

教職員人事課では、⑴で述べたとおり、「令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、学校としてドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、当該個人情報を訂正しなかった。なお、助言の具体的な内容については、「令和３年１月２７日付「弁護士法第２３条の２に基づく照会」に対する回答のうち、『審査請求人の対応に関する経過』２　平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日」に記載されている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の、４記載中の「平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」の部分である。

実施機関は、学校としてドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、本件対象個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、共有だけして何もしないことは、公務員としてやらなければならないことをしていない不作為、学校の管理者、責任者として当然配慮

すべきことに配慮していない安全配慮義務違反に該当し、実質的に連携していないと考えられるとして、本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

また、条例第２５条第１項は、「訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。⑴　氏名及び住所　⑵　訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項　⑶　訂正等を求める内容及び根拠　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が定める事項」と規定している。

⑵　審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件対象個人情報には「具体的な連携内容が全く回答されていないので、訂正を求めます。同時に具体的な連携内容について回答を求めます。」と主張し、さらに反論として、「子どもに対して具体的に何をしたのかが記載されていないため、訂正を求めます。」と主張している。審査請求人は、本件対象個人情報のどの箇所をどのように訂正するのかを具体的に主張していない。

したがって、本件審査請求は、訂正等を求める内容が明示されていない請求であるということになるため、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑶　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２４日	諮問の受理（諮問第５７９号）
②	令和　５年　１月１９日	審議
③	令和　５年　２月１６日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　４月２０日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２３９号
令和５年５月２５日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「令和元年度から令和４年度６月２４日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則第１０条による事故報告に関する資料」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年７月８日付け教学指２第７３５号により、さいたま教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、行政情報一部開示決定通知書別紙開示しない部分及び理由②開示しないもののうち対象文書の事故者の氏名、年齢、性別、学年等を除く部分を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

平成２８年１２月２１日付け３文科初第１２６１号「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）が文部科学省よりさいたま市教育委員会教育長に対して発達されていると承知しています。同指針では、事故発生の未然防止のための取組、事故発生後の取組、調査の実施、

再発防止策の策定・実施、被害児童生徒等の保護者への支援などについて示されおり、この中では、事後事例の共有や再発防止策の策定・実施についても具体的に示されています。一方、今回の一部開示決定では、学校の対応、関係者への対応、再発防等についても、非開示にされています。これでは、事故事例の共有や再発防止策についての検証ができません。再発防止策の策定・実施のためにも、事故者に関する部分を除いては開示する必要があると認識します。

また、開示しない部分及び理由②について、条例第７条第２号に該当するとする決定の妥当性について慎重な審査をお願いしたいと存じます。

一部開示された文書は、ほとんどの部分が不開示であり、審査請求人には何が書かれているのか、その内容が不明です。条例第７条第２号に該当して不開示であると主張している実施機関の判断が審査会から見ても本当に妥当なのか判断していただきたいと存じます。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人より「令和元年度から令和４年度６月２４日現在までの特定小中学校の児童生徒事故報告書」について行政情報の開示請求を受け、当該行政情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがあると認められると判断し、一部開示を決定した。

２　審査請求人は、「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故発生の未然防止のための取組、事故発生後の取組、調査の実施、再発防止策の策定のための検証の必要性を主張しているが、事故の内容等から個人の特定につながる可能性を多く含む情報に関しては、条例第７条第２号に該当するため非開示とした。なお、事故発生後の取組、調査の実施等を学校が適切に行えるよう教育委員会所管課が指導・支援し、事故事例の共有や再発防止策についても講じている。

第４ 審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた文書は、「令和元年度から令和４年度６月２４日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則第１０条による事故報告に関係する資料」である。

実施機関は、本件開示請求に対して４校分８件の文書を特定し、条例第７条第２号に係る部分を不開示とする一部開示決定を行った。

それに対して審査請求人は、当該不開示部分のうち事故者の氏名、年齢、性別、学年等を除く部分を開示するよう求めている。

２　本件処分の当否について

本件処分で「特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがある」として不開示とされたのは、特定小中学校の、令和元年度から令和４年度６月２４日までの生徒事故報告書または児童生徒事故報告書に記載された情報を指すものである。

当審査会でその内容を見分したところ、これらの情報はいずれも事故の日時、場所、事故の種別や態様、さらには事故後の教員の対応や関係者とのやりとりなどといった、各事故の事実経緯が具体的かつ詳細に記載されているものであり、たとえ氏名、年齢、性別、学年等を除いたとしても、その情報が開示されると、他の情報と照合することによって被害児童生徒を識別しうる可能性が高くなるものまたは個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、条例第７条第２号に該当することを理由に本件対象行政情報を一部開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２５日	諮問の受理（諮問第５８０号）
②	令和　４年１２月１５日	審議
③	令和　５年　１月１９日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和　５年　５月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４０号
令和５年５月２５日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１２月２日付けで貴職から受けた、「・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１０月１１日付け市秘秘第５３７号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の全部を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、条例第７条２号に該当し特定の個人が認識できる個人に関する情報のため開示しないとあるが、黒塗りの部分のうち「市議会議員」「県議会議員」と書かれた者は選挙で選ばれた公職者であり、条例にある「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に適用される対象ではないと考えます。よって、不開示とした「県議会議員」「市議会議員」の名前は少なくとも公開されることを求めます。

⑵　弁明書記載事実の認否

弁明書２頁の「当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、」の部分は認める。しかし、「さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない」は認められない。市が関わらないイベントにおいての首長クラスへの表敬訪問は、普通の市民が望んでも簡単にできるものではなく、市議や県議の紹介・仲介がなければ実現しないことが一般的には多いと考えられる。今回のイベントはまさにその代表例であり、複数の県議・市議が実行委員会に名を連ねているからこそ、表敬訪問が実現したと考えるべきで、広義の意味で市民からの付託に応えて活動する市議・県議らがその地位に基づき事務を遂行したからこそ、２０１９年以来ずっと表敬訪問が続いてきたと考えるのが自然である。

よって、不開示部分のうち市議・県議の名前は広義の「職務の遂行に係わる情報」であり、開示されるべき対象である。

⑶　審査請求人の反論

処分庁は、当該情報が職務の遂行に係る情報とはいえず、不開示情報から除かれるものではないと主張する。しかしながら、１で述べたように広義の職務の遂行に係わる情報であるからこそ、公開されるべき情報である。それは他県の事例を見ても明らかである。添付書類３つは今年９月のニュース番組の一部映像の静止画である。内容は岡山県内で２０２１年に今回とまったく同じような形で「ピースロード」のイベントが開かれ、その実行委員会に現職の国会議員や県議、市議らが名を連ねていたという内容だった。放送局は自治体への情報公開請求でこの資料を入手したと報じており、画像では国会議員、県議、市議は実名で公開されたことが分かる。

民間人らしき人物は黒塗りだが、一公務員の国立大学教授まで公開されている。これは、自治体側が公務員や公職者・公人の活動を開示することは公の利益になると判断して公開したと考えられ、全国的に施行されている情報公開条例の趣旨を考えても妥当な判断だといえる。だが、さいたま市では同じ趣旨での情報公開請求に対し、条例第７条２号の個人情報保護を理由に不開示とした。⑵でも述べた根拠と合わせ、非常に恣意的な判断だと言わざるをえない。

また、今年９月１３日の９月定例市議会一般質問で、この黒塗り部分の問題を最初に指摘した市議が、「例えば私が表敬訪問を市長に申し込み、その資料に私の名前があった場合、第三者がその資料を請求した場合も、私の名前を黒塗りにするのか」と尋ねたところ、市長公室長が「その都度、判断させていただきたいと思います」と答弁している。市側が情報公開請求に対する開示・不開示の判断を恣意的かつ曖昧に運用していることを

認めているようなもので、今回の請求に対して不開示とした理由も同様に恣意的で曖昧だと指摘せざるをえない。

⑷　よって⑵、⑶の理由から、市議会議員・県議会議員の氏名を開示することを改めて求めます。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和４年９月１６日付けで、審査請求人より、「「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書すべて（市長公室秘書課が所管）」について、行政情報開示請求書が提出された。

秘書課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を特定した。また、特定した文書の一部に記載されていた実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断し、条例第７条第２号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「実施機関が開示しなかった部分のうち「市議会議員」「県議会議員」と書かれた者は選挙で選ばれた公職者であり、条例にある「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に適用される対象ではないと考えます。よって、不開示とした「県議会議員」「市議会議員」の名前は少なくとも公開されることを求めます。」と主張している。

条例第７条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないと規定している。

同条第２号は、個人に関する情報の不開示情報の要件について、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号ア～ウに掲げる情報を除く）と規定している。

同号ウは、個人に関する情報の不開示情報から除かれる要件について、当該個人が公務員（国家公務員法及び地方公務員法に規定するすべての公務

員をいい、地方議会の議員など特別職も含む）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものと規定している。

秘書課では、上記１で述べたとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を行政情報として特定した。

条例第７条第２号ウにある「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報である。

本文書にある「Peace Road 2022 in Japan 埼玉」及び「Peace Road 2021 in Japan 埼玉」の実行委員を務め、表敬訪問をお願いすることについては、当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない。すなわち、当該情報は「職務の遂行に係る情報」とはいえず、個人に関する不開示情報から除かれるものではない。

以上より、当該特定文書中の実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、かつ公務員の者の情報については、その職務の遂行に係る情報とはいえないため、該当部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和４年９月１６日に開示請求を行った「・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）」である。

実施機関は、本件対象行政情報として・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」を特定し、条例第７条第２号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象行政情報の全部を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　本件審査請求は条例第７条第２号本文又は同号ウの規定に基づいて不開示となった情報の開示を求めるものである。

⑵　条例第７条本文は開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないことを、同条第２号本文は特定の個人を識別することができることとなる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人識別情報」という。）を開示しなければならない情報から除くことを、同号ウは当該個人が公務員（国家公務員（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものは開示しなければならないことを規定している。

以下、本件審査請求に係る条例第７条第２号本文、又は同号ウの規定により実施機関が不開示とした情報についてそれぞれに不開示決定の当否について考察する。

⑶　条例第７条第２号本文の規定に基づく不開示決定の当否について

実施機関による行政情報一部開示決定は、「・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」の依頼書に係る、いずれも埼玉実行委員会の常任顧問、実行委員長、共同実行委員長、副実行委員長、実行委員及び連絡先の氏名、肩書の一部、電話番号及びメールアドレスを不開示とする内容である。氏名、電話番号及びメールアドレスは個人識別情報であることは疑義のないところであり、また不開示になっている常任顧問及び共同実行委員長である当人の肩書が開示となれば当該肩書から特定の個人が特定されることになる。したがって、これら情報を不開示としたことは妥当である。

⑷　条例第７条第２号ウの規定に基づく不開示決定の当否について

審査請求人は埼玉実行委員会を構成する埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の肩書が記載されている特定の個人の氏名の開示を求めている。同号ウの規定では公務員の職務の遂行に係る情報であることが同ウに規定する情報が開示される要件である。しかし、本件において開示請求される情報は議員の公務としての職務の遂行に係る情報でなく、それぞれの議員が個人として依頼書に議員としての肩書を記載して提出されたと考えるべきで、議員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは異なるものであり、これら情報を不開示としたことは妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前

記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１２月　２日	諮問の受理（諮問第５８１号）
②	令和　５年　２月１６日	審議
③	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　４月２０日	審査請求人からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　５月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４１号
令和５年５月２５日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１２月２１日付けで貴職から受けた、「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年９月２０日付け市秘秘第４４９号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、特定団体に関係していた埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　本件は以下の理由で、審査請求人の求める対象文書は、開示されなければならない。

⑵　本件は、カルト集団である特定団体に関する事案であり、本件対象者等は、このカルト集団に関係を持っていた議員等であり、県議会議員にしろ市議会議員にしろ公人であり、氏名は開示されなければならない。

⑶　特定団体に付いては、過去に霊感商法等が問題となり、信者に対する過度な献金等で，殺人事件にまで発展しており、そんな団体に一般人ではなく、議員が関係していたとなると言語道断であり、そういった議員は野放しには出来ない。

こういった議員等は、県政にしろ市政にしろ特定団体の意向に沿った政治を行う可能性があり、極めて危険である。

よって、有権者等の次回選挙に於ての判断材料になる為、氏名は開示されなくてはならない。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和４年９月５日付けで、審査請求人より、「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）」について、行政情報開示請求書が提出された。

秘書課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を特定した。また、特定した文書の一部に記載されていた実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断し、条例第７条第２号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件は、カルト集団である特定団体に関する事案であり、本件対象者等は、このカルト集団に関係を持っていた議員等であり、県議会議員にしろ市議会議員にしろ公人であり、氏名は開示されなければならない。特定団体に付いては、過去に霊感商法等が問題となり、信者に対する過度な献金等で，殺人事件にまで発展しており、そんな団体に一般人ではなく、議員が関係していたとなると言語道断であり、そういった議員は野放しには出来ない。こういった議員等は、県政にしろ市政にしろ特定団体の意向に沿った政治を行う可能性があり、極めて危険である。よって、有権者等の次回選挙に於ての判断材料になる為、氏名は開示されなくてはならない。」と主張している。

条例第７条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないと規定している。

同条第２号は、個人に関する情報の不開示情報の要件について、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号ア～ウに掲げる情報を除く）と規定している。

同号ウは、個人に関する情報の不開示情報から除かれる要件について、当該個人が公務員（国家公務員法及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいい、地方議会の議員など特別職も含む）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものと規定している。

秘書課では、上記１で述べたとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を行政情報として特定した。

条例第７条第２号ウにある「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報である。

本文書にある「Peace Road 2022 in Japan 埼玉」及び「Peace Road 2021 in Japan 埼玉」の実行委員を務め、表敬訪問をお願いすることについては、当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない。すなわち、当該情報は「職務の遂行に係る情報」とはいえず、個人に関する不開示情報から除かれるものではない。

以上より、当該特定文書中の実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、かつ公務員の者の情報については、その職務の遂行に係る情報とはいえないため、該当部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和４年９月４日に開示請求を行った「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）」である。

実施機関は、本件対象行政情報として・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」を特定し、条例第７条第２号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が不開示とした部分のうち、埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を開示するよう求めるとして審査請求を行った

ものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例は第７条第２号本文の規定において、特定の個人を識別することができるものを、本件審査請求では当該公務員の氏名となるが、開示しなければならない情報から除いている。

⑵　条例は、第７条第２号ウに、当該個人が公務員（国家公務員（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものは開示しなければならないことを規定している。

⑶　審査請求人は埼玉実行委員会を構成する埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の肩書が記載されている特定の個人の氏名の開示を求めている。同号ウの規定では公務員の職務の遂行に係る情報であることが同ウに規定する情報が開示される要件である。しかし、本件において開示請求される情報は議員の公務としての職務の遂行に係る情報でなく、それぞれの議員が個人として依頼書に議員としての肩書を記載して提出されたと考えるべきで、議員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは異なるものである。

⑷　したがって、審査請求人が開示を求める埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を不開示としたことは妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１２月２１日	諮問の受理（諮問第５８２号）
②	令和　５年　２月１６日	審議
③	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　５月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４２号
令和５年６月２０日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１１月２８日付けで貴職から受けた、「東西交通大宮ルート検討調査等について　・ルート案等について検討したことがわかるもの　平成１３～２５年度　・４つのモデルルートと称するもの（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年９月２６日付け都都計交第１４４１号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、検討ルートの図面及び表現の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第４号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

詳細な図面（例として１／２５，０００の地図）等とは思えず、具体的なルートがわからない。用地買収の参考になる資料とは思えません。又、一部ルート図及び表現はすでに公表されています。（例　国等から）

議会答弁に「東西交通大宮ルート」では４つのルートを検討しているとあ

る。１つ目は大宮から浦和美園へのルートである事はわかったが、その他、３つのルートについて情報開示してほしい。

地図にてルートを示すことができないのであれば、替わる形で説明ができるのではないか。

他国の失敗（タイ・パープルライン）があるので注意して事業をするべきである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人が開示請求を行った「東西交通大宮ルート検討調査等について　・ルート案等について検討したことがわかるもの　平成１３～２５年度　・４つのモデルルートと称するもの」について、実施機関が作成・保管している文書の中から特定した、平成１３年から２０年度、平成２５年度に東西交通大宮ルート等について調査した報告書及び、平成２６年度公共交通施策検討調査業務報告書のうち、４つのモデルルートの選定に関する部分を一部開示した。

２　不開示とした東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現については、さいたま市内部及びさいたま市と国等との審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、関係市民等に対して、不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第４号に基づき行政情報一部開示決定とした。

３　次に、不開示理由の不立証との主張については、検討等しているルートを公にすることにより、そのルート上及び周辺の土地を所有している者や土地の購入を検討している者等に対して影響を与えることは明らかであり、当該部分について不開示とした。また、今回の決定により保護される利益と不開示とした情報を開示する公益上の必要性を比較し、不確定情報であり今後さらなる精査により内容が変更される可能性のある情報を開示することに当該保護すべき利益を上回る公益の必要性があるとは認められないと判断した。

４　不開示とした部分は、図面や表現を分析することによりルートを特定できる可能性が高い資料となっている。また、一部ルートが国から公表されているが、不開示とした部分と比べ精度の低い図であり、そのことにより現在検討しているルート等を公表する理由にはならない。

５　以上のことから、本件の決定処分について、取り消しする理由がない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年８月２６日に開示請求を行った「東西交通大宮ルート検討調査等について　・ルート案等について検討したことがわかるもの　平成１３～２５年度　・４つのモデルルートと称するもの」である。

実施機関はこのうち、「ルート案等について検討したことがわかるもの」について、平成１３年度より検討及び調査が行われてきた実績について記された１２件の文書を特定し、また、「４つのモデルルートと称するもの」については、「平成２６年度公共交通施策検討調査業務報告書」を特定し、特定したすべての文書から東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、当該情報は開示の公益性が高く、条例第７条第４号に該当しないという主張から、不開示とした検討ルートの図面及び表現の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関は、不開示とした部分は審議・検討又は協議中の不確定情報であり、開示することにより市民等に不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると主張している。

⑵　本件開示請求があった平成２８年８月当時は、交通政策審議会の答申を受けた提案を行うために、４つの具体的なモデルルートの検討が行われていた時期であり、実施機関が不開示とした情報は、まさに何も確定していない内容のものであることが認められる。

⑶　一方、歴史的に鉄道をはじめとする公共交通機関が新たに整備された場合、その沿線に様々な産業が集まったり、駅には駅前を中心として都市機能が生まれたりするなど、都市の形成や発展に大きく影響してきたことが認められる。さらに、これにともなって地価の上昇なども生じ、周辺土地の所有者、ひいては市民全体にも影響が生じることが想定されるところである。

⑷　このような事情を考慮すると、モデルルートの検討中という段階であり、いまだ何ら確定していない情報であるにもかかわらず、これが実施機関によって開示されることになれば、この情報により無用な憶測を生むなどして、市民等に不当に混乱を生じさせるおそれが認められる。

したがって、実施機関が検討ルートの図面及び表現を条例第７条第４号

に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１１月２８日	諮問の受理（諮問第４３８号）
②	令和　５年　　４月２０日	審議
③	令和　５年　　５月１８日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　　６月１５日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４３号
令和５年６月２０日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１１月２８日付けで貴職から受けた、「東西交通大宮ルートの４つのモデルルートと称するもの（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年９月２６日付け都都計交第１４４２号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、検討ルートの図面及び表現の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第４号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

詳細な図面（例として１／２５，０００の地図）等とは思えず、具体的なルートがわからない。用地買収の参考になる資料とは思えません。又、一部ルート図及び表現はすでに公表されています。（例　国等から）

議会答弁に「東西交通大宮ルート」では４つのルートを検討しているとある。１つ目は大宮から浦和美園へのルートである事はわかったが、その他、

３つのルートについて情報開示してほしい。

地図にてルートを示すことができないのであれば、替わる形で説明ができるのではないか。

他国の失敗（タイ・パープルライン）があるので注意して事業をするべきである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人が開示請求を行った「東西交通大宮ルートの４つのモデルルートと称するもの」について、実施機関が作成・保管している文書の中から特定した、平成２６年度公共交通施策検討調査業務報告書のうち、４つのモデルルートの選定に関する部分を一部開示した。

２　不開示とした東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現については、さいたま市内部及びさいたま市と国等との審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、関係市民等に対して、不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第４号に基づき行政情報一部開示決定とした。

３　次に、不開示理由の不立証との主張については、検討等しているルートを公にすることにより、そのルート上及び周辺の土地を所有している者や土地の購入を検討している者等に対して影響を与えることは明らかであり、当該部分について不開示とした。また、今回の決定により保護される利益と不開示とした情報を開示する公益上の必要性を比較し、不確定情報であり今後さらなる精査により内容が変更される可能性のある情報を開示することに当該保護すべき利益を上回る公益の必要性があるとは認められないと判断した。

４　不開示とした部分は、図面や表現を分析することによりルートを特定できる可能性が高い資料となっている。また、一部ルートが国から公表されているが、不開示とした部分と比べ精度の低い図であり、そのことにより現在検討しているルート等を公表する理由にはならない。

５　以上のことから、本件の決定処分について、取り消しする理由がない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年９月１２日に開示請求を

行った「東西交通大宮ルートの４つのモデルルートと称するもの」である。

実施機関は「平成２６年度公共交通施策検討調査業務報告書」を特定し、東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、当該情報は開示の公益性が高く、条例第７条第４号に該当しないという主張から、不開示とした検討ルートの図面及び表現の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関は、不開示とした部分は審議・検討又は協議中の不確定情報であり、開示することにより市民等に不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると主張している。

⑵　本件開示請求があった平成２８年９月当時は、交通政策審議会の答申を受けた提案を行うために、４つの具体的なモデルルートの検討が行われていた時期であり、実施機関が不開示とした情報は、まさに何も確定していない内容のものであることが認められる。

⑶　一方、歴史的に鉄道をはじめとする公共交通機関が新たに整備された場合、その沿線に様々な産業が集まったり、駅には駅前を中心として都市機能が生まれたりするなど、都市の形成や発展に大きく影響してきたことが認められる。さらに、これにともなって地価の上昇なども生じ、周辺土地の所有者、ひいては市民全体にも影響が生じることが想定されるところである。

⑷　このような事情を考慮すると、モデルルートの検討中という段階であり、いまだ何ら確定していない情報であるにもかかわらず、これが実施機関によって開示されることになれば、この情報により無用な憶測を生むなどして、市民等に不当に混乱を生じさせるおそれが認められる。

したがって、実施機関が検討ルートの図面及び表現を条例第７条第４号に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１１月２８日	諮問の受理（諮問第４３９号）
②	令和　５年　　４月２０日	審議
③	令和　５年　　５月１８日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　　６月１５日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４４号
令和５年６月２０日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年９月２２日付けで貴職から受けた、「個人情報一部開示決定通知書（子子北児第９９０号／令和２年９月２４日）で開示された個人情報でＰ１０／１８に記載された内容（＊１の黄色部分）」（以下「本件対象個人情報」という。）の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和２年１０月２６日付け子子北児第１１９９号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

審査請求人が訂正を求めた個人情報は、北部児童相談所が外部機関から受けた連絡内容を審査請求人に伝えた旨を記載したものであり、記載内容に誤りはないため、不訂正決定処分としたものである。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、北部児童相談所が「○○○」ことに対し、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」ことが事実に基づかないため訂正を求めると主張しているが、本記録の北部児童相談所が外部機関から聞き取った内容を審査請求人に伝えたことを記載したものであり、北部児童相談所が作成した取扱経過記録における外部機関からの聞き取り内容の記載に誤りはないため、不訂正としたものである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象個人情報について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、北部児童相談所が作成した「取扱経過記録」中の「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の部分である。

実施機関は、外部機関から受けた連絡内容を審査請求人に伝えた旨を記載したものであり、記載内容に誤りはないため、本件対象個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、事実に基づかない理由であるとして、本件処分を取り消し、本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求はできない、と解されている。

⑵　本件対象個人情報は、北部児童相談所の担当者が特定日に、電話で審査請求人（保護者）に伝えた、外部機関からの連絡で聞いた内容であり、北部児童相談所が受けた外部機関からの連絡で「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と外部機関が伝えた、と北部児童相談所の担当者が認識した内容である。

すなわち、本件対象個人情報は、主観的に評価、判断された事項であり、客観的に正誤の判定が可能な事項ではないということになる。

よって、本件対象個人情報は条例第２４条第１項に規定する「事実」に該当しないので、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑶　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するも

のではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年　９月２６日	諮問の受理（諮問第５７５号）
②	令和　４年１２月１５日	審議
③	令和　５年　４月２０日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　６月１５日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４５号
令和５年７月１９日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１１月２１日付けで貴職から受けた、「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年８月１５日付け環施環施第１２４０号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、報告書の独自技術と称する部分の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第３号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

多くの部分で黒くマスキングがされている文書が開示された。何も出さないということか。単価を出さないで委託料を支払っているということは認められない。支出命令の文書開示請求を出したらどうするのか。その先のことまで考えて開示しているのか。支出差し止めを求めることになる。

開示された場合、知見と経験に基づく高度な技術が模倣されるとあるが、さいたま市で委託費を払って勉強させているのではないか。金額の根拠を出さない。説明責任を果たしていない。高値、安定により業者に儲けさせるのか。ＰＦＩをやめたほうが良いのではないか。弁明書を請願文書に付けて来年２月議会に提出することになる。ＰＦＩなんて冗談じゃない。これから厳しい追及を始める。支出命令書の情報公開を請求することもできる。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　本審査請求に係る処分の内容は、平成２８年８月２日付けで開示請求のあった「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」のうち「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報」の一つとして特定した「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」に関するものである。

そのうち一部不開示情報として決定した項目については、以下のとおりである。

①３頁表２掘起しごみ成分中、参考他自治体①及び他自治体②のデータ
②５頁（３）掘起しごみ混合方法の本文及び図６ごみピット攪拌方法
③５頁表３主要操業条件中、掘起し混合割合、コークス比、石灰石比の設定の狙いの本文
④６頁表４期間データ（１号炉）中の掘起しごみ混合割合、各種原単位
⑤６頁表５期間データ（２号炉）中の掘起しごみ混合割合、各種原単位
⑥７頁表６試験データ（１、２号炉平均）中の掘起しごみ混合割合、各種原単位
⑦７頁（１）操業実績　２）コークス、３）石灰石、４）その他の本文
⑧１１頁Ⅱ．掘起しごみ提案単価　１．試験結果に基づく単価（１）検討条件のうち、第２項から第６項までの本文
⑨１１頁表９掘起しごみ提案単価中、換算単価の費目別内訳及び総額
⑩１２頁表１０もえるごみ提案単価中、換算単価の費目別内訳
⑪１２頁表１１し尿汚泥提案単価中、換算単価の費目別内訳
⑫１２頁表１２破砕不燃提案単価中、換算単価の費目別内訳
⑬１３頁表１３ストーカ主灰中、換算単価の費目別内訳
⑭１４頁表１４掘起しごみ提案単価中、改定率及び換算単価の費目別内訳並びに総額

⑮１４頁表１５もえるごみ中、改定率及び換算単価の費目別内訳
⑯１４頁表１６し尿汚泥中、改定率及び換算単価の費目別内訳
⑰１５頁表１７破砕不燃中、改定率及び換算単価の費目別内訳
⑱１５頁表１８ストーカ主灰中、改定率及び換算単価の費目別内訳

２　さいたま市桜環境センターは、民間の専門的ノウハウを積極的に取り入れて、設計（Ｄｅｓｉｇｎ）、建設（Ｂｕｉｌｄ）及び維持管理運営（Ｏｐｅｒａｔｅ）を民間事業者に一括して委ねるＤＢＯ方式という公設民営方式を採用しており、ごみの処理費用については「さいたま市新クリーンセンター（桜環境センター）整備事業維持管理・運営業務委託契約書」において、ごみの種類ごとに単価を定め、搬入量に応じた対価を支払うこととなっている。掘起しごみの処理試験・単価算出業務は、河川整備事業に伴い発生する掘起しごみについて、桜環境センターで焼却・溶融処理するために当該廃棄物を処理した際の焼却施設に与える影響（掘起しごみそのものの性状の確認、処理に伴い発生する排ガスや飛灰等に与える影響）を調査検討するほか、用役等の使用量をもとに、「掘起しごみ」の単価を算出することを目的としている。

３　本審査請求に係る「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」は、当該委託業務において、受託業者であり桜環境センターの維持管理運営会社である株式会社エコパークさいたま及びプラントメーカーである新日鉄住金エンジニアリング株式会社が作成した文書であり、当該行政情報において記載されている参考値としての他自治体における掘起しごみ成分、掘起しごみ混合割合、ごみピット攪拌方法及び操業実績並びに各種条件については、当該プラントメーカー等が長年に亘るガス化溶融炉操業の中で培った維持管理ノウハウであり、品質の保持及び長期安定操業を実現させる重要な技術ノウハウに基づくものである。

４　また、当該行政情報中のごみの種類毎の用役・資材の費用や使用量は、処理ごみ質と連動し変動するものであり、その関連性もプラントメーカー等の技術ノウハウに基づくものである。物価指標に基づく改定率の設定においても、プラントメーカー等が多数のＰＦＩ型事業の運営経験で蓄積した調達価格と各種公的指標との連動データを踏まえ、数多くある公的指標の中から最適な指標を設定しており、同様のノウハウとして判断している。そのため、掘起しごみ成分、掘起しごみ混合割合、ごみピットの攪拌方法及び操業実績並びに各種条件、ごみの種類毎の用役・資材の費用や使用量といった上記のノウハウを総合的に積み上げて算出される掘起しごみの単価は、同様のノウハウとして判断している。

５　これらの技術的ノウハウ、維持管理ノウハウが開示された場合、廃棄物処

理施設市場、特に、深い知見と経験に基づく高度な技術が必要とされ、未だ対応可能な企業が少ない掘起しごみの処理事業市場における競合他社が模倣することにより、当該プラントメーカー等の優位性は喪失し、競争力が著しく損なわれることが容易に想定できるとともに、用役・資材の費用及び当該プラントメーカー等の見積価格である掘起しごみの単価が他社の知るところになった場合は、直接的に入札金額を推定することも可能となり、競争上の地位が不利となり、当該プラントメーカー等の利益が著しく損なわれることになるものと考えられる。これらの理由により「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」のうち上記①から⑱については、条例第７条第３号に該当するため開示しない部分とした。

６　「本件不開示情報（報告書の独自技術と称する部分）を開示せよ」との主張について

審査請求人は、「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」について本件不開示情報は条例第７条第３号に該当しないとの理由から本件不開示情報（報告書の独自技術と称する部分）を開示せよと主張しているが、前述したとおり、本件行政情報は条例第７条第３号に該当するものと考えている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、請求内容の前段である委託業務に係る文書９件を特定し、条例第７条第２号及び第３号に該当する部分を除いて開示し、また、請求内容の後段については、文書が存在しないことを理由に開示しないとする本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、特定された情報のうち「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」について、実施機関が法人の独自技術に関する情報であることから条例第７条第３号に該当するとして不開示とした部分は、開示の公益性が高く不開示情報にあたらないと主張し、本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関は、「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」における法人の独自技術に関する情報（前記第３の１記載の①から⑱）について、条例第７条第３号に該当するとして、開示しない部

分とした。この報告書は、掘起しごみの処理業務の受託業者であり桜環境センターの維持管理運営会社である株式会社エコパークさいたま及びプラントメーカーである新日鉄住金エンジニアリング株式会社（以下、「プラントメーカー等」という。）が作成した文書であり、その内容は、参考として他自治体における掘起しごみ成分、掘起しごみ混合方法、ごみピット攪拌方法及び混合割合等操業条件並びに操業実績を記載したデータであり、プラントメーカー等が長年に亘るガス化溶融炉操業の中で培った維持管理ノウハウ、技術ノウハウであると考えられる。

また、ごみの種類毎の用役、資材の費用や使用量は、処理するごみ質と連動し変動するものであり、その関連性もプラントメーカー等の技術ノウハウであると考えられる。

これらのプラントメーカー等の独自のノウハウに基づいて掘起しごみの提案単価が算出されている。

⑵　もし、これらのプラントメーカー等独自の維持管理ノウハウ、技術ノウハウが開示された場合、廃棄物処理施設市場、とりわけ、未だ対応可能な企業が少ない掘起しゴミの処理事業市場において競合する他社が模倣することにより、当該プラントメーカー等の優位性や競争力が著しく損なわれることが想定される。

また、用役、資材の費用及び当該プラントメーカー等の掘起しゴミ提案単価等が他社に知られる場合には、入札金額の推定も可能になり、当該プラントメーカー等の競争上の地位が不利となり、その利益が著しく損なわれると言える。

⑶　したがって、「７　掘起しごみ処理試験結果報告書（平成２７年８月１０日受理）」における前記第３の１記載の①から⑱については、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第７条第３号に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１１月２１日	諮問の受理（諮問第４３６号）
②	令和　５年　　４月２０日	審議
③	令和　５年　　５月１８日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　　７月１３日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４６号
令和５年８月１０日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１２月９日付けで貴職から受けた、「平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年７月５日付け保福生第１０９６号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした情報の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第２号に該当しない。

不開示理由の不立証。

昨年度はケース番号、収入を得たものの続柄・年齢、告訴・告発等だけが不開示であったが、今回は全部が黒塗りとなっている。弁明書１頁目の４「しかし、例えば生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第７８条をめぐる訴訟が提起されている場合、裁判所において閲覧が可能な情報や裁判の傍聴により得られる情報等、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別され得る可能性がある。」とあるが、裁

判は原則公開されているものであり、これを不開示の理由とすることとは関係がない。また、昨年度公開している情報を、他の情報と照合しても特定の個人を識別することはできないものであり、処分庁の不開示とする判断には納得がいかない。

弁明書２頁目「しかしながら、不開示情報の該当の判断の時点は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、過去と同等の内容の開示請求があったとしても、その都度判断しなければならず、過去に開示した情報が、別の時点においても当然に開示する情報に該当するわけではない。」とあるが、その都度判断を変えるのは行政の連続性を損なうものであり、一課長の判断でしていいものか疑問がある。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本開示請求に係る行政情報について、実施機関として「保福生第８７６号平成２８年６月１６日決裁「平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」」の１件を特定した。特定した行政情報のうち、「「平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告　２．法第６３条及び法第７８条の適用状況（平成２７年度）（２）―ア法第７８条の適用状況（市部）」のうち、ケース番号、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、収入を得た者、発見の契機、不正の内容、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）」を、条例第７条第２号に該当するため開示しない部分とした。

２　開示しない部分のうち、ケース番号については、生活保護受給世帯に対し各々に付与されている番号であり、特定の個人を直接識別することができる個人に関する情報である。開示しない部分のうち、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、収入を得た者、発見の契機、不正の内容、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）については、個人に関する情報であるが、当該情報のみをもって特定の個人を識別することは困難であると思われる。しかし、例えば当該法第７８条をめぐる訴訟が提起されている場合、裁判所において閲覧が可能な情報や裁判の傍聴により得られる情報等、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別され得る可能性がある。

３　生活保護の受給に関することは、生活保護受給者にとって、他人に知られたくない個人情報の最たるものと考えられることから、開示によって回復

困難な損害を与えるおそれがあることを考慮したものである。以上のことから、本件の開示しない部分の情報は、特定の個人が識別できる個人に関する情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであり、条例第７条第２号に該当するため、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めるものである。

４　審査請求人の「以前は別紙の通りに開示されていた。開始年月をはじめ同様に開示せよ。」との主張について

審査請求人が開示を求める主張をしている法第７８条の適用状況については、平成２６年度の適用状況について、平成２７年５月１日付けで審査請求人から開示請求があった。開示請求時において、生活福祉課と各区福祉課との間において協議・精査中の情報であり、厚生労働省に報告する前の決裁手続の途上にあるもので、その内容が未成熟であることから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあったため、平成２７年５月１５日付けで、行政情報不開示決定を行った。

その後、厚生労働省への報告が終了したため、平成２７年６月１１日付けで、審査請求人に情報提供を行った。その際、ケース番号、収入を得た者、発見の契機のうち続柄、関係先記載部分、不正の内容のうち続柄、勤務先、関係先、就労内容記載部分、措置状況のうち告訴・告発等について情報提供しないこととしたが、審査請求人は本件についても同等の内容による開示を求めているものと考えられる。

しかしながら、不開示情報の該当の判断の時点は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、過去と同等の内容の開示請求があったとしても、その都度判断しなければならず、過去に開示した情報が、別の時点においても当然に開示する情報に該当するわけではない。

平成２７年６月１１日付けで審査請求人に情報提供を行った際には、法第７８条の適用状況のうち、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、発見の契機（続柄、関係先記載部分を除く）、不正の内容（続柄、勤務先、関係先、就労内容記載部分を除く）、ケース診断会議、措置状況（告訴・告発等を除く）については、当該情報のみをもって特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別されるおそれがないものと当時は判断した。

本件の行政情報一部開示決定にあたっては、法第７８条の徴収決定に対し訴訟が提起される可能性を考慮し、開示しない部分は、特定の個人が識別できる個人に関する情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報に該当すると今回は判断したもの

であり、決定は妥当であると考える。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた本件対象行政情報は、「平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」である。

実施機関は、本件対象行政情報として平成２８年６月１６日決裁「平成２７年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」を特定し、条例第７条第２号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、昨年度実施機関から情報提供を受けた内容と同様に開示せよ、として本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関は、本件対象行政情報「２．法第６３条及び法第７８条の適用状況（平成２７年度）⑵－ア　法第７８条の適用状況（市部）」のうち、ケース番号、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間（開始、終了）、不正受給月数、収入を得た者（続柄、年齢）、発見の契機（種類、具体的内容）、不正の内容（種類、具体的内容、暴力団関係）、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）を条例第７条第２号に該当するとして不開示とした。

⑵　審査請求人は、昨年度実施機関から情報提供を受けた時は、ケース番号、収入を得た者の続柄・年齢、告訴・告発等だけが不開示であり、昨年度公開している情報を他の情報と照合しても特定の個人を識別することはできないものであり、本件不開示の理由は納得がいかない、条例第７条第２号に該当しないと主張している。

⑶　実施機関の説明によると、昨年度審査請求人に情報提供を行った際には、開示した情報のみをもって特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別されるおそれがないものと判断したが、本件行政情報開示請求時には、昨年度情報提供した情報が他の情報と照合された結果、個人の特定に至るような想定外の事案が発生していたことから、本件に関しては不開示としたとのことである。

⑷　上記のとおり、実施機関は昨年度情報提供時には予想し得なかったが、情報提供した情報は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであった。審査請求人は、以前と同様に開示せよと主張するが、実施機関は、公開をめぐり以前には予想し得なかった事情の変化が起こったことから、その変化に鑑み情報開示の範囲を変

更したものであり、実施機関のその判断に不合理な点はない。

よって、条例第７条第２号に該当するとして一部開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１２月　９日	諮問の受理（諮問第４４３号）
②	令和　５年　５月１８日	審議
③	令和　５年　６月１５日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　８月　３日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４７号
令和５年９月２６日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年１月２６日付けで貴職から受けた、「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前（以下「本件対象行政情報」という。）の開示を請求する。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年９月１日付け子子南児第２２３４号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　憲法９４条により、自治体の条例制定権は「法律の範囲内」で認められており、自治法１４条１項でも「法令に違反しない限りにおいて」で認められている。法令に違反する不開示処分は裁量逸脱濫用である。

⑵　児童福祉法第１２条の３の８項は、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない旨規定する。

児童相談所運営指針は児童福祉法に基づき、医師（精神科医、小児科医）の職務内容について、⑴　診察、医学的診断等による子どもの診断　⑵

子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導　⑶　医学的治療　⑷　脳波測定、理学療法等の指示及び監督　⑸　児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導　⑹　一時保護している子どもの健康管理　⑺　医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整、旨規定する。

上記法律により、児童相談所には医師の配置が義務付けられている。また上記指針により、医師の職務内容は保護者、医療機関等の児童相談所外部と関わることが前提とされているから、不開示処分は上記法令と指針の趣旨に違反する。

⑶　地方公務員法３条１項は、地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける旨規定する。地方公務員法３条は、特別職は、次に掲げる職とする。３号、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職、旨規定する。地方公務員法４条２項は、この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない旨規定する。

上記条項の通り、嘱託医は地方公務員の非常勤特別職であり、地方公務員法は適用されない。

⑷　条例７条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない旨規定する。同条５号は不開示情報として、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、オ　市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ、旨規定する。

これまでに医師に不当な圧力が加えられた事例は知られておらず、そのおそれを推認させる具体的事実はない。嘱託医名の開示が児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するものとは言えないから、嘱託医名は不開示情報に該当しない。

⑸　よって、実施機関は条例の適用を誤り、不開示情報に該当しないから、

審査請求に係る処分を取消し、行政情報の開示を求める。

⑹　小児科嘱託医名を非公開としなければならない法律上の根拠はない。東京地方裁判所も処分庁に対して述べた通り、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを推認させる具体的事実がない。

⑺　処分庁は小児科嘱託医への圧力や干渉等の可能性を不開示理由として挙げた。しかし審査請求人は医療法人の理事の役職にあり、その可能性を推認させる具体的事実もない。

医師は医師法により診断書交付義務と説明義務を負っており、患者とその法定代理人によるある程度の干渉は許容されている。また厚生労働省の児童相談所運営指針は嘱託医による助言、医療機関との連絡等を定めており、処分庁が小児科嘱託医と保護者、関係機関と直接対応する業務を行っていないことは指針違反である。

⑻　処分庁は一時保護の事例を不開示理由として挙げた。

しかし本件では一時保護は実施されていないから理由にならない。

処分庁は警察の３度の虐待通告に対し、法令指針に違反して医学診断、助言、親権停止手続、一時保護等の必要な措置を取らずに放置した。東京地方裁判所はこの不作為について、現在、半ば強制的に処分庁が保管する記録の取調べを行っている。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和４年８月１８日付けで、審査請求人より「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前の開示を請求する。」との、行政情報開示請求書が提出された。

南部児童相談所は、一時保護所を設置し、北部児童相談所及び南部児童相談所管内の児童を受入れている。一時保護所の住所や電話番号及び内線は非公開としており、職員録などに記載していない。

南部児童相談所は、一時保護所に小児科嘱託医師１名を置く。小児科嘱託医師は、地方公務員法第３条第３項第３号に規定する特別職非常勤職員であり、職員録には氏名の記載はされていない。また、保護者や関係機関と直接対応する業務を行っていない。

北部児童相談所及び南部児童相談所は、必要に応じ一時保護を実施しなければならない。しかし、一時保護所入所児童の保護者と一時保護の実施について、対立するケースも存在する。審査請求や裁判に発展した場合もあるが、保護者から「入所児童を返せ。」と強い要求を受けた場合もある。

そのような中、小児科嘱託医師の氏名を開示すると、不満のある保護者から小児科嘱託医師への、一時保護所の住所や入所児童の情報開示、入所児童への口止めの要求など、圧力や干渉等の影響を受けることも考えられる。

よって、児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第７条第５号に該当することを理由として不開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

⑴　裁量逸脱乱用について

審査請求人が主張する憲法９４条は、自治体の条例制定権について規定しており、本件処分とは関係ない。

⑵　児童福祉法及び児童相談所運営指針の趣旨に違反することについて

上記１で述べたとおり。

⑶　嘱託医の地方公務員法不適用について

審査請求人が主張する地方公務員法第３条及び第４条は、特別職及び特別職の地方公務員法不適用について規定しており、条例が判断基準となる本件処分とは関係ない。

⑷　児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当するものとは言えないことについて

上記１で述べたとおり。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和４年８月１８日付けで開示請求を行った「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前」を特定し、条例第７条第５号に該当するとして不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

審査請求人の主張は、要するに、さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医師の名前の開示は、条例第７条第５号に規定する当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないとするものである。

以下に考察する。

本事案においてさいたま市南部児童相談所の一時保護所に小児科嘱託医

師１名が置かれ、当該嘱託医師は保護者や関係機関と直接対応する業務は行っておらず、また職員録には氏名の掲載はされていないことが認められる。

また、児童相談所に置かれる医師の業務の一として一時保護の実施に関しては、児童相談所と一時保護所入所児童の保護者が対立するケースも存在し、保護者から入所児童を返せと強い要求があった事例も認められる。

そのような事実が認められる中、小児科嘱託医師の氏名の開示は、児童の一時保護に不満のある保護者から小児科嘱託医への一時保護所の住所や入所児童の情報開示、入所児童への口止めの要求などの圧力や干渉等が、現実に起こるべく真に憂慮されるものである。

したがって、実施機関が当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれあるとして、条例第７条第５号の規定に基づき本件対象行政情報の不開示決定を行ったことは妥当である。

審査請求人のその余の主張はいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　１月３０日	諮問の受理（諮問第５８３号）
②	令和　５年　５月１８日	審議
③	令和　５年　６月１５日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　８月　３日	審査請求人からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　９月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４８号
令和５年９月２６日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年４月１２日付けで貴職から受けた、「さいたま市立病院神経内科入院（特定期間）の診療録が、令和３年７月８日に同院から開示された。その診療録全２２５枚のうちの３４、１１６、１１７、１１８、１３０頁の更新履歴。入力・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年１月３１日付け保病経情第１９２２号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の全部を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　「開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないため」と開示しない理由にあるが、該当する診療録全５枚は、いわゆる電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがない。ゆえに、資料開示（プリントアウト）は容易である。

仮に、当該５枚の更新前の記録が削除されていたとしても、サーバーやハードディスクがある限り復元は可能で、「リハビリ開始日に関するもの」の資料開示（プリントアウト）も容易である。

実施機関が不開示とした当該文書の内容は、「更新履歴の開示」に関しては虚偽といわざるを得ない。

⑵　「特定期間については紙媒体で管理しており、」とあるが、そうとはいえない理由を述べる。

ア　さいたま市立病院は巨大病院であり、情報処理は「紙媒体で管理して」いたのではなく、サーバーを介して管理されていたと考えられるから。

イ　神経内科のパソコンが、個人所有のノートパソコンのようにそれだけで完結したとは考えられず、会計・放射線・薬剤部等にサーバーを介して管理され繋がっていたと考えられるから。

ウ　１３０・１３１頁は一般用経過表（１２３～１５９頁）の内の二枚である。

出力日時は自動入力と推察でき、他はキーボードから十数名が各人入力しており、「紙媒体で管理して」いたとはいえないから。

エ　「紙媒体で管理して」いた形跡が、すくなくとも３４・１１６・１３０・１３１頁には見当たらないから。

⑶　「当時文書を作成した端末のハードディスクなどは電子カルテ導入時に破棄しており、存在しないため」とあるが、仮に「ハードディスクなどは破棄して」いたとしても、これまでの情報（データー）はサーバーに残っている。サーバーをも入れ替えたならそれまでの情報も継続されて、その入れ替えの形跡まで残るはずである。対象文書の情報は存在しており、それらの開示は容易である。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和３年７月８日にさいたま市立病院から当市訴訟代理人経由でさいたま地方裁判所へ提出した診療録２２５枚の内３４、１１６、１１７、１１８、１３０頁の更新履歴について、該当頁を確認したところ、追記（更新履歴）がなかったことから、不開示としたものである。

２　審査請求人の「電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがない」ことへの主張について

審査請求人は、入院の診療録について、電子カルテのため更新履歴が存在しないはずがないと主張しているが、さいたま市立病院は平成２５年から電子カルテを導入しており、対象者の入院期間である特定期間については、紙媒体で管理しており、当時文書を作成した端末のハードディスクなどは

電子カルテ導入時に破棄しており存在しないため、不開示としたものである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象個人情報は、審査請求人が令和５年１月１７日に開示請求を行った「さいたま市立病院神経内科入院（特定期間）の診療録が、令和３年７月８日に同院から開示された。その診療録全２２５枚のうちの３４、１１６、１１７、１１８、１３０頁の更新履歴。入力・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。」である。

実施機関は、開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないためとして、不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象個人情報の全部を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関の説明によれば、本件対象個人情報の対象者の入院期間は特定期間であり、一方、さいたま市立病院が電子カルテを導入したのは平成２５年からであることから、対象者の入院期間は紙媒体で管理していたため、電子カルテは存在しておらず、電子カルテの更新履歴もないとのことである。

この点、審査請求人は、さいたま市立病院が「紙媒体で管理していたとはいえない」理由として、対象者の診療録中、特に３４・１１６・１３０・１３１頁をあげている。

３４頁は、リハビリテーション科の様式で、入力システムに必要事項を入力後に印刷し、紙媒体で保管し、必要に応じて手書きしていたとのことである。３４頁右上の出力日は、リハビリテーション依頼日と一致しており、実施機関の説明に不合理な点はない。また、１１６頁も同様に、病院独自の書式であり、入力システム上で必要事項を入力後に印刷し、紙媒体でカルテに綴り、必要があれば手書きで追記するが、必要がなければ追記はないという実施機関の説明に不合理な点はない。１３０・１３１頁の一般用経過表は、当時使用されていたオーダリングシステムで、オーダーのあった内容や実施した内容、患者を観察した様子等を複数人の看護師等がそれぞれシステム上で入力し、入力後に印刷して紙媒体で保管しており、右上の出力日時は、入力が終わった後の印刷時を示すものと言え、実施機関の説明に不合理な点はない。その他、審査請求人の本件対象個人情報が電子カルテであったはずであり、その更新履歴があるはずだとの主張を裏付けるような事情は見当たらない。

⑵　また、対象者の入院当時に文書を作成した端末のハードディスクなどについて、実施機関は、平成２５年の電子カルテ導入時に破棄しており、存在しないと説明している。この実施機関の説明に不合理な点はないが、審査請求人は、さらに「ハードディスクなどは破棄して」いたとしても、これまでの情報はサーバーに残っているはずであり、サーバーを入れ替えたならそれまでの情報も継続されて、その入れ替えの形跡まで残るはずであるから、対象文書の情報は存在していると主張している。

この点、３４頁及び１１６頁は、先に述べたとおり、システムに入力後、紙に出力し、紙を原本として紙媒体で保管するため、作成したデータの元のデータというのは残していない。１１７頁及び１１８頁は、もともと紙をコピーして利用していたものであり、そもそもデータというものがない。これに対し、１３０頁及び１３１頁については、オーダリングシステムの一部であるため、電子カルテ移行後もデータは移行されているが、その内容は変わらない。紙媒体で管理していた当時、オーダリングシステムに入力後、紙に出力し、紙媒体で保管していたものと全く同じであり、更新履歴というものはない。これら実施機関の説明は、審査請求人が添付した資料の説明として、何ら不合理な点は認められない。

⑶　したがって、本件対象個人情報が、実施機関に存在しないとして、不開示とした本件処分は妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　４月１３日	諮問の受理（諮問第５８５号）
②	令和　５年　６月１５日	審議
③	令和　５年　７月１３日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　９月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２４９号
令和５年９月２６日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年４月１９日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、建南土第２１１３号による意見陳述の実施、令和４年１０月２０日（木）の結果、実施機関の処分は妥当であるとの裁決、ただし用水路巾がない裁決の場合は、ない証明書への署名、捺印物の請求人への後日のトラブル防止のため提供すること、当日立合者、行政透明推進課職員了解済み、図面、文書への署名、捺印の開示要求します。（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年２月１０日付け建南土第２２１２号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、妥当の裁決は水路巾、長さの記入物ないとの決定、補正により、開示による行政情報の名称、内容、と図面、文書への署名、捺印求めたが請求者は、水路、巾、長さの記入物わかるが、行政のいう水路、巾、長さのない図面、文書に付ては請求者は知らない行政が保有証明され決裁が出た、開示すべき物補正を求めるは、誤りである。

２　審査請求の理由

⑴　実施機関の不開示物、水路巾、長さは一般公開提供に記入されているが、今回の請求者による調べで提供物、開示請求提供物で明であり、実施機関のいう浦和南部土地改良区施設の引継申請関綴書には水路地積表はあるが、巾、長さの記入がないが、添付図面には、水路巾、長さの記入あり、その他書面は添付なし

請求者は書面、図面、に水路巾記入設計図保有物あり、又実施機関は改

良区より引継立場というが、請求者保有書面には改良区書類作時より参加している、旧浦和市建設部が文蔵排水路は改修予定である、他記載あり、引継側は誤りである水路の巾、長さの記入ないという図面、書面の開示。

⑵　処分庁は請求者に水路巾なしの図面、文書、への署名、捺印の開示要求しているが水路巾なしと、弁明書に記入したのは処分庁で、請求者、水路巾あり証明物提出処分庁はない、図面、文書、を知らずに不開示決定書を定出したか、請求者求られても知らない。行政が行った物、行政内にて調べればよい。

⑶　処分庁は土地改良区よりの引継は引継立場であって、引継書の開示は２回開したと請求者も２回の開示を求たが、書面がない、たらない連絡した。文書なく中実なし、書面が不足している。調査係りの開示した引継書は正本ではない、正本は県立文書館にて閲覧開示している、調査すれば水路巾が記入した書類その他一式記入あり。

⑷　証明文書、は県立文書館の保管、物一般に閲覧行っている、又ネット上でも閲覧、開示の案内を行っている。昭和４２年土地改良課８８４類名浦和南部・出羽土地改良区１９６７６号。昭和４８年土地改良課３２６類名浦和南部土地改良区の認可２７２３８号の２冊あり

⑸　請求者は本の提出はできません、県立文書館へ行き正本と行政の引継書とチェックしてみては、請求者が開示求めてる内容がわかります。確認願ます。

⑹　請求者が求ている開示請求は全部開示可能で不開示決定解消します。是非閲覧願います。又審査庁も閲覧下さい。審査請求件数が軽減します。

⑺　開示可能となり解決します、請求者も１件落着です。

⑻　補正依頼書は審査請求人に到達しており、確認している。審査請求人に補正を依頼すること自体が間違っている。審査請求人が答える立場ではない。行政内で調べればよい。補正について、処分庁と連絡はとっていない。以前脅しをかけられたから、処分庁とは会話を拒否している。

⑼　市は書類を開示せず隠している。永久保存のあるはずの書類がない。以前開示された引継書に抜けている書類がある。県の文書館の正本と別物である。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和５年１月１９日付けで、審査請求人より行政情報開示請求書が提出された。

提出された行政情報開示請求書の「開示請求に係る行政情報の名称又は

内容」欄には、令和４年３月１５日に審査請求人が提起、令和４年１１月２８日に裁決した審査請求に係る事項と思われる内容が記載されており、「図面、文書への署名、捺印の開示要求します」と結ばれていた。記載内容から、開示請求に係る行政情報を特定することができなかったため、令和５年１月２５日付けで、審査請求人宛「行政情報開示請求補正依頼書」を送付し、開示請求に係る「図面、文書」とは何を指すのか、「署名、捺印」とは誰の署名、捺印を指すのかを、書面（補正書）により令和５年２月８日までに明示するよう依頼した。

しかし、補正期限を経過しても補正書の提出がなく、開示請求に係る行政情報を特定することができないため、行政情報不開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書「４　審査請求の趣旨」にて「開示すべき物補正を求めるは、誤りである」と主張している。

しかし、上記１で述べたとおり、提出された行政情報開示請求書の記載内容から、開示すべき行政情報を特定することは困難である。そのため、相当の期限を定めて補正を依頼したが、審査請求人は応じなかった。従って、開示請求に係る行政情報を特定することができなかった。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求について、令和５年１月１９日に審査請求人から提出された行政情報開示請求書に記載された事項からは、開示請求に係る行政情報を特定することができず、審査請求人に対して、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第２項に基づく補正依頼により相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、補正期日までに回答がなかったため不開示決定を行った。審査請求人は、開示すべき物に補正を求めるのは誤りであるとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

２　条例の行政情報開示請求に対する基本的な考え方

条例は、市民の知る権利の保障の観点から、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としている（条例第１条）。

そして、行政情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項

を記載した開示請求書を提出しなければならないとしている（条例第６条第１項第２号）。これは実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政情報を他の行政情報と識別した上で、請求対象の行政情報の存否や不開示情報の有無の調査・判断を適切に行うことができるようにするためである。

そのため、開示請求書の記載内容では開示請求者が求める行政情報を特定できないと認められるときは、開示請求書に形式上の不備があるして、実施機関は相当の期間を定めてその補正を求めることができるとされている（条例第６条第２項）。

３　本件処分の当否について

本件において、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からは、開示請求に係る行政情報を特定することができないと認められる。

また、実施機関は令和５年１月２５日付けで、審査請求人宛に行政情報開示請求補正依頼書を送付し、同年２月８日までに補正をするよう審査請求人に依頼した。なお、この補正依頼書では、「「図面、文書」とは何を指すのか、また、「署名、捺印」とは誰の署名、捺印を指すのか書面によって明示してください」などと、補正の参考となるよう、必要な説明がなされていた。

それにもかかわらず、審査請求人は期限を経過しても補正に応じておらず、開示請求に係る行政情報を特定することができないままとなったために、行政情報不開示決定を行ったのであって、本件処分は妥当である。

４　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　４月１９日	諮問の受理（諮問第５８６号）
②	令和　５年　６月１５日	審議
③	令和　５年　７月１３日	審議
④	令和　５年　９月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２５０号
令和５年１１月２２日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１２月１３日付けで貴職から受けた、「南建道路安全対策課職員が現場を巡回（点検、打合せ等）した記録。アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年５月１９日付け建南道安第４３８号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、アスファルトの検査について記述された文書の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

特定され開示した「土木工事施工管理基準」には、アスファルト（舗装）の検査について記述がありません。よって再度特定し開示せよ。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1　審査請求人から、実施機関が発注した歩道環境改良工事（一般国道４６３号）その２は、歩行者等の通行量も多い現場であることから、アスファルト舗装に段差が生じた場合、転倒する可能性があるのではないかと指摘を受けた。その後審査請求人は、平成２８年４月１５日に「アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」（以下「アスファルトの高低差検査チェックリスト」という。）について行政情報開示請求を行った。

2　アスファルト舗装の高低差の管理・確認については、本市が発注する土木工事について適用される工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とした土木工事施工管理基準に基づき行われている。また受注者が土木工事施工管理基準に基づき管理した出来形や品質の成果に対して、発注者（市）は検査を行っている。

3　審査請求人が求めているアスファルトの高低差検査チェックリストそのものは存在しないが、当該文書に代わるものとして、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）の一般舗装工の部分（以下「土木工事施工管理基準」という。）を特定し、平成２８年５月１９日（建南道安第４３８号）に行政情報開示決定を通知した。

4　アスファルト舗装は、通常、表層、基層及び上層路盤、下層路盤から構成されており、土木施工管理基準ではアスファルト舗装の下層路盤工において「高さ」の規格値を、上層路盤工、基層工、表層工では「厚さ」の規格値をそれぞれ定めている。これは、アスファルト舗装の下部となる下層路盤で「高さ」の管理を行い、それより上部となる上層路盤、基層、表層は「厚さ」の管理を行うことでアスファルト舗装の高低管理を行っている。

5　以上から審査請求人が主張している「特定され開示した土木工事施工管理基準には、アスファルト（舗装）の検査について記述がありません。よって再度特定し開示せよ」に対して、処分庁が特定した行政情報の他に、アスファルト舗装の（高低差）検査についての行政情報は存在していないため、実施機関が行った処分は妥当である。

第４　審査会の判断の理由

1　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年４月１５日に開示請求を行った「南建道路安全対策課職員が現場を巡回（点検、打合せ等）した記録。アスファルトの検査について、（高低差）検査のチェックリスト」である。

実施機関は、「施工プロセス」チェックリストと「土木工事施工管理基準」を特定して開示決定した。

審査請求人は、開示された「土木工事施工管理基準」にはアスファルト（舗装）の検査について記述がないので再度特定し開示せよと主張して審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

実施機関は、土木工事施工管理基準に基づき、アスファルト舗装の下部となる下層路盤で「高さ」の管理を行い、それより上部となる上層路盤、基層、表層は「厚さ」の管理を行うことでアスファルト舗装の高低管理を行っている、アスファルトの高低差のチェックリストそのものは存在しないと主張している。

当審査会で実施機関が特定した「土木工事施工管理基準」を見分したところ、アスファルト舗装工の測定項目、規格値、測定基準及び測定箇所がそれぞれ定められており、下層路盤工部分には「高さ」「厚さ」の規格値、上層路盤工、基層工、表層工部分には「厚さ」の規格値が規定されており、実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しなかった。実施機関は保有する対象行政情報の全てを開示していると認められる。本件審査請求は審査請求の利益がない請求である。

よって、審査請求人は、行攻不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４条第１項に規定する「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」に該当せず、本件審査請求は、不服申立の適格を欠く者の行った不適法な請求であるので、却下されるべきである。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１２月１３日	諮問の受理（諮問第４４４号）
②	令和　５年　　７月１３日	審議
③	令和　５年　１０月１９日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２５１号
令和５年１１月２２日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１２月１９日付けで貴職から受けた、「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年５月２６日付け建北建指第３１０号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「指導経過書」のうち社会的信用等の低下を及ぼす部分以外の開示と、平成１５年以降の現在までの文書の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第２号、第３号、第５号に該当しない。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

何故か平成１４年までの部分までしか開示されていません。現在までの文書を特定し開示せよ。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人より、「平成１４年度以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報」との行政情報開示請求を受けたことから、処分庁は、建築基準法における過去の違反建築物に関する各種調書について、一部開示を行った。

２　違反建築物を指導した記録（以下「指導経過書」という。）内の対応経過を記入した欄（以下「対応経過欄」という。）の中には、個人または法人等の建物所有者等または通報者と市職員とのやり取りの記録が残されている。

対応経過欄の中でこれらの行動を表現する部分を公開してしまうと、違反の通報や指導の連絡、違反現場への訪問や指導内容の日時ならびに回数などの情報が含まれることから、通報者や周囲の住民が知り得る情報との照らし合わせにより、違反物件を特定されるおそれがあるものと考えられる。

このことから、建物所有者等が個人である場合には、対応経過欄は、条例第７条第２号により個人に関する情報に該当するものと考えられる。

また、建物所有者等が法人等である場合には、当該法人等が特定行政庁（建築基準法第２条第３５号で定義）から建築基準法令違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになり、行政指導を受けたこと自体が公にされるだけで、信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において不利な扱いを受けるおそれがある。このことから、建物所有者等が法人等である場合には、対応経過欄は、条例第７条第３号アに該当するものと考えられる。

これらの理由により、指導経過書内の対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

３　条例第７条第５号の情報は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがある等、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定めている。

指導経過書内の対応経過欄に記録された情報は、前述２のとおりであるが、違反建築物の是正指導において、電話の有無や来訪した等の記録の部分を公開することが前提となれば、第三者が是正指導の傾向をつかむことができるため、不信感や誤解を与え、十分な情報提供を得ることができなくなり、今後の行政指導に影響が出ると考えられる。

また、対応経過欄の内容が開示されると、行政指導の裁量による判断事例が公になってしまうことで、行政処分の対象とならないまでの違反が繰り返されるおそれがあり、事務の適切な遂行に支障が出ることになる。

このことから、対応経過欄の情報は、条例第７条第５号アの情報に該当し、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

４　「本件不開示情報「指導経過書」等のうち、社会的信用等の低下を及ぼす部分以外を開示せよ。（「～電話した」「～来庁した」「～現場にて」などなど）」との主張について

審査請求人は、このことについて、条例第７条各号に該当しないと主張しているが、上記２、３の理由のため、不開示としたものである。

５　「平成１４年までの部分しか開示されておらず、現在まで違反指導をしている文書を特定していない。誤った文書特定の蝦疵により、本件処分は無効である。」との主張について

審査請求人は、このことについて、現在まで違反指導をしている文書を特定していないとしているが、平成１４年度以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年度以降も指導が継続されている物件の指導経過書について、一部開示している。

よって、開示請求のあった情報については、条例第７条各号の不開示部分を除き、すべて開示しており、審査請求人の主張は認められない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年４月２７日に開示請求を行った「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」である。

これに対して実施機関は、保有している情報を特定し、条例第７条第２号、第３号ア、または第５号アに該当する部分を除いて開示した。

審査請求人はこの決定に対して、不開示とした部分は条例第７条第２号、第３号、または第５号に該当しない、また、平成１４年までの部分までしか開示されていないと主張し、不開示とした部分の開示と、１５年以降に継続して指導した文書について開示を求めて審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　指導経過書内の対応経過欄には、個人または法人等の建物所有者、または通報者と市職員とのやり取りが記載されており、開示されると、建物所

有者が個人である場合には、そこに記録されている内容と通報者や周囲の住民が知り得る情報とを照らし合わせることにより、違反物件を特定され建物所有者が識別されるおそれがあるといえる。

⑵　また、建物所有者が法人等である場合には、当該法人等が建築基準法違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになることで信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

⑶　さらに、違反建築物の是正指導に関する事務は、市の検査、取締りに係る事務に関するものであるところ、対応経過欄の内容が開示されることになれば、是正指導の傾向や行政指導の裁量などが公に知れ渡ることになり、これにより十分な情報提供を得ることができなくなったり、行政処分の対象とならない程度の違反が増えるなど、事務の適切な遂行に支障が生じるおそれも認められる。

⑷　以上より、対応経過欄が条例第７条第２号、第３号ア、または第５号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

⑸　なお、審査請求人の、「平成１４年までの部分しか開示されていない」との主張については、平成１４年以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年以降も指導が継続されている物件の指導経過書を、不開示部分を除いて開示していることから、この部分の審査請求人の主張も認められない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１２月２０日	諮問の受理（諮問第４４５号）
②	令和　５年　　８月　３日	審議
③	令和　５年　　９月２１日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　１１月１６日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５２号
令和５年１１月２２日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１２月１９日付けで貴職から受けた、「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年５月２６日付け建建建行第３３０号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした部分の開示と、平成１５年以降の現在までの文書の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条第２号、第３号、第５号に該当しない。

不開示理由の不立証。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

現在まで継続して指導していることがわかる行政情報を請求していながら、不適正な都合の良い御理解をいただき、文書も平成１４年度までとした。

現在までの文書を開示せよ。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人より、「平成１４年度以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報」との行政情報開示請求を受けたことから、処分庁は、建築基準法における過去の違反建築物に関する各種調書について、一部開示を行った。

２　違反建築物を指導した記録（以下「指導経過書」という。）内の対応経過を記入した欄（以下「対応経過欄」という。）の中には、個人または法人等の建物所有者等または通報者と市職員とのやり取りの記録が残されている。

対応経過欄の中でこれらの行動を表現する部分を公開してしまうと、違反の通報や指導の連絡、違反現場への訪問や指導内容の日時ならびに回数などの情報が含まれることから、通報者や周囲の住民が知り得る情報との照らし合わせにより、違反物件を特定されるおそれがあるものと考えられる。

このことから、建物所有者等が個人である場合には、対応経過欄は、条例第７条第２号により個人に関する情報に該当するものと考えられる。

また、建物所有者等が法人等である場合には、当該法人等が特定行政庁（建築基準法第２条第３５号で定義）から建築基準法令違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになり、行政指導を受けたこと自体が公にされるだけで、信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において不利な扱いを受けるおそれがある。このことから、建物所有者等が法人等である場合には、対応経過欄は、条例第７条第３号アに該当するものと考えられる。

これらの理由により、指導経過書内の対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

３　条例第７条第５号の情報は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがある等、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定めている。

指導経過書内の対応経過欄に記録された情報は、前述２のとおりであるが、違反建築物の是正指導において、電話の有無や来訪した等の記録の部分を公開することが前提となれば、第三者が是正指導の傾向をつかむことが

できるため、不信感や誤解を与え、十分な情報提供を得ることができなくなり、今後の行政指導に影響が出ると考えられる。

また、対応経過欄の内容が開示されると、行政指導の裁量による判断事例が公になってしまうことで、行政処分の対象とならないまでの違反が繰り返されるおそれがあり、事務の適切な遂行に支障が出ることになる。

このことから、対応経過欄の情報は、条例第７条第５号アの情報に該当し、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

４　「本件不開示情報「指導経過書」等のうち、社会的信用等の低下を及ぼす部分以外を開示せよ。（「～電話した」「～来庁した」「～現場にて」などなど）」との主張について

審査請求人は、このことについて、条例第７条各号に該当しないと主張しているが、上記２、３の理由のため、不開示としたものである。

５　「平成１４年までの部分しか開示されておらず、現在まで違反指導をしている文書を特定していない。誤った文書特定の蝦疵により、本件処分は無効である。」との主張について

審査請求人は、このことについて、現在まで違反指導をしている文書を特定していないとしているが、平成１４年度以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年度以降も指導が継続されている物件の指導経過書について、一部開示している。

よって、開示請求のあった情報については、条例第７条各号の不開示部分を除き、すべて開示しており、審査請求人の主張は認められない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年４月２７日に開示請求を行った「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」である。

これに対して実施機関は、保有している情報を特定し、条例第７条第２号、第３号ア、または第５号アに該当する部分を除いて開示した。

審査請求人はこの決定に対して、不開示とした部分は条例第７条第２号、第３号、または第５号に該当しない、また、平成１４年までの部分までしか開示されていないと主張し、不開示とした部分の開示と、１５年以降に継続して指導した文書について開示を求めて審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　指導経過書内の対応経過欄には、個人または法人等の建物所有者、または通報者と市職員とのやり取りが記載されており、開示されると、建物所有者が個人である場合には、そこに記録されている内容と通報者や周囲の住民が知り得る情報とを照らし合わせることにより、違反物件を特定され建物所有者が識別されるおそれがあるといえる。

⑵　また、建物所有者が法人等である場合には、当該法人等が建築基準法違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになることで信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

⑶　さらに、違反建築物の是正指導に関する事務は、市の検査、取締りに係る事務に関するものであるところ、対応経過欄の内容が開示されることになれば、是正指導の傾向や行政指導の裁量などが公に知れ渡ることになり、これにより十分な情報提供を得ることができなくなったり、行政処分の対象とならない程度の違反が増えるなど、事務の適切な遂行に支障が生じるおそれも認められる。

⑷　以上より、対応経過欄が条例第７条第２号、第３号ア、または第５号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

⑸　なお、審査請求人の、「平成１４年までの部分しか開示されていない」との主張については、平成１４年以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年以降も指導が継続されている物件の指導経過書を、不開示部分を除いて開示していることから、この部分の審査請求人の主張も認められない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１２月２０日	諮問の受理（諮問第４４６号）
②	令和　５年　　８月　３日	審議
③	令和　５年　　９月２１日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　１１月１６日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５３号
令和５年１１月２２日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２８年１２月１９日付けで貴職から受けた、「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年５月２６日付け建南建指第４３６号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「指導経過書」のうち社会的信用等の低下を及ぼす部分以外の開示と、平成１５年以降の現在までの文書の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第７条に該当しない。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

何故か平成１４年までの部分までしか開示されていません。現在までの文書を特定し開示せよ。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

１　審査請求人より、「平成１４年度以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報」との行政情報開示請求を受けたことから、処分庁は、建築基準法における過去の違反建築物に関する各種調書について、一部開示を行った。

２　違反建築物を指導した記録（以下「指導経過書」という。）内の対応経過を記入した欄（以下「対応経過欄」という。）の中には、個人または法人等の建物所有者等または通報者と市職員とのやり取りの記録が残されている。

対応経過欄の中でこれらの行動を表現する部分を公開してしまうと、違反の通報や指導の連絡、違反現場への訪問や指導内容の日時ならびに回数などの情報が含まれることから、通報者や周囲の住民が知り得る情報との照らし合わせにより、違反物件を特定されるおそれがあるものと考えられる。

このことから、建物所有者等が個人である場合には、対応経過欄は、条例第７条第２号により個人に関する情報に該当するものと考えられる。

また、建物所有者等が法人等である場合には、当該法人等が特定行政庁（建築基準法第２条第３５号で定義）から建築基準法令違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになり、行政指導を受けたこと自体が公にされるだけで、信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において不利な扱いを受けるおそれがある。このことから、建物所有者等が法人等である場合には、対応経過欄は、条例第７条第３号アに該当するものと考えられる。

これらの理由により、指導経過書内の対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

３　条例第７条第５号の情報は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがある等、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定めている。

指導経過書内の対応経過欄に記録された情報は、前述２のとおりであるが、違反建築物の是正指導において、電話の有無や来訪した等の記録の部分を公開することが前提となれば、第三者が是正指導の傾向をつかむことができるため、不信感や誤解を与え、十分な情報提供を得ることができなくなり、今後の行政指導に影響が出ると考えられる。

また、対応経過欄の内容が開示されると、行政指導の裁量による判断事例が公になってしまうことで、行政処分の対象とならないまでの違反が繰り返されるおそれがあり、事務の適切な遂行に支障が出ることになる。

このことから、対応経過欄の情報は、条例第７条第５号アの情報に該当し、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

４　「本件不開示情報「指導経過書」等のうち、社会的信用等の低下を及ぼす部分以外を開示せよ。（「～電話した」「～来庁した」「～現場にて」などなど）」との主張について

審査請求人は、このことについて、条例第７条各号に該当しないと主張しているが、上記２、３の理由のため、不開示としたものである。

５　「平成１４年までの部分しか開示されておらず、現在まで違反指導をしている文書を特定していない。誤った文書特定の蝦疵により、本件処分は無効である。」との主張について

審査請求人は、このことについて、現在まで違反指導をしている文書を特定していないとしているが、平成１４年度以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年度以降も指導が継続されている物件の指導経過書について、一部開示している。

よって、開示請求のあった情報については、条例第７条各号の不開示部分を除き、すべて開示しており、審査請求人の主張は認められない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年４月２７日に開示請求を行った「平成１４年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」である。

これに対して実施機関は、保有している情報を特定し、条例第７条第２号、第３号ア、または第５号アに該当する部分を除いて開示した。

審査請求人はこの決定に対して、不開示とした部分は条例第７条第２号、第３号、または第５号に該当しない、また、平成１４年までの部分までしか開示されていないと主張し、不開示とした部分の開示と、１５年以降に継続して指導した文書について開示を求めて審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　指導経過書内の対応経過欄には、個人または法人等の建物所有者、または通報者と市職員とのやり取りが記載されており、開示されると、建物所

有者が個人である場合には、そこに記録されている内容と通報者や周囲の住民が知り得る情報とを照らし合わせることにより、違反物件を特定され建物所有者が識別されるおそれがあるといえる。

⑵　また、建物所有者が法人等である場合には、当該法人等が建築基準法違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになることで信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

⑶　さらに、違反建築物の是正指導に関する事務は、市の検査、取締りに係る事務に関するものであるところ、対応経過欄の内容が開示されることになれば、是正指導の傾向や行政指導の裁量などが公に知れ渡ることになり、これにより十分な情報提供を得ることができなくなったり、行政処分の対象とならない程度の違反が増えるなど、事務の適切な遂行に支障が生じるおそれも認められる。

⑷　以上より、対応経過欄が条例第７条第２号、第３号、または第５号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

⑸　なお、審査請求人の、「平成１４年までの部分しか開示されていない」との主張については、平成１４年以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成１５年以降も指導が継続されている物件の指導経過書を、不開示部分を除いて開示していることから、この部分の審査請求人の主張も認められない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第１のとおり、答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２８年　１２月２０日	諮問の受理（諮問第４４７号）
②	令和　５年　　８月　３日	審議
③	令和　５年　　９月２１日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　１１月１６日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５４号
令和５年１１月２２日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年５月２６日付けで貴職から受けた、「さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区２３－１号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報　①　ＪＲとの協議の有無及びその内容が分かる資料　②　東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料　③　道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料　④　区２３－１号線に交差する、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１２月１日付け都都心大西第２７９８号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、再調査の上対象となる文書を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　情報不開示の理由とされる「東西連絡道路についての各者との協議記録がなく、存在しない」「区２３－１号線の最終的な姿が決定しておらず、存在しない」との回答により、東口側に抜ける為には必須となる各者との

事前協議も無く、どのような形で実現するかの検討も無いまま予定地の位置や幅員が根拠無く決定されることがあり得るのかとの疑問が生じる。

当該区画整理事業では平面の道路図面が作成されている以上は何らかの根拠に基づくものであると考えられる。

⑵　第四土地区画整理事業においては、事業区画内の地権者に対して宅地の減歩を行っており、減歩の緩和措置を行った狭小地を所有する地権者は清算金が徴収される事となります。

減歩率や清算金の算出には当然、路線価指数が影響するが、東西連絡道路予定地とされる土地がその計画においてＪＲや東口との協議が無く、道路としての姿が確認できる資料、検討の過程の資料も無いとなると、そもそも実現性の無い計画であったのではないかという疑義と、減歩の算出根拠の妥当性に対する疑義が生じます。

そして、現在の道路平面図が東西を結ぶ道路となり得る根拠についても、ＪＲや東口との協議が無い状態でありながらどの様な根拠でその位置や幅員が決定されたのかについても疑問が生じます。

⑶　また、当該地には「東西連絡道は作られずにＪＲの敷地内にバスターミナルを作るためのアクセス道となる」「東口へは抜けずに新都心方面に繋がる」「道路にはならずにフェンスで囲われる」といった複数の噂も存在し、それぞれはどこからかの口頭説明によるものと認識されています。

⑷　加えて、東西連絡道路予定地が道路として拡幅された事で隣接地の容積率が上がり高層マンションが建設されましたが、このマンションを購入した住民は、購入時の重要事項説明において目前の道路は東口に抜ける計画であるとの説明を受けており、将来的な利便性を考慮して購入している方も少なくありません。

そしてこれは、西口当該地周辺だけでなく東口においても同じで「西へ抜ける道路が出来るから便利になる」との認識でマンションを購入している方も実際にいます。

さらに当該地区南側の上落合地区では、東西連絡道路として横たわる土地が道路として整備されなかった場合、南北方向に交差する道路が遮断され、駅へ行く為には迂回しなくてはならなくなるのではないかという事も懸念されています。

⑸　区画整理事業はあと数年で完了する段階にあり、現時点でＪＲや東口との協議も東口の用地確保もなされていないのであれば連絡道路建設は現実的には不可能であると思われ、現時点で市民に対しての説明は行われておらず代替案についても示されていない状態です。

上記の理由と懸念される社会的影響の大きさから、地権者はもとより地域住民にとって不利益とならない為にも、また区画整理事業として問

題を残さず完了する為にも適切な審査が必要であると考えます。

⑹　弁明書の５における「「①　ＪＲとの協議の有無及びその内容が分かる資料」及び「②　東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料」については各者との協議記録が存在しないため。」の記載事実については不知、「「③　道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料」「④　区２３－１号線に交差する、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料」については区２３－１号線の道路設計の詳細が決定しておらず、存在しない」の記載事実は否認する。

理由は、当区画整理事業は平成３年頃より計画検討され平成５年には都市計画決定、そして平成７年に区画整理事業の決定、その過程においては大宮市建設局による測量調査や検討が行われている。この３０年の間には複数回の事業変更も行われており、平成２３年の事業変更説明には「立体交差部については別途事業」としながらも東西連絡道計画が存在し続けている事を示している。即ち、東西連絡道路の計画が変更されていないままこの長きにわたり検討の経緯が確認できる資料が全く事業者に共有されていないとは考えにくいからである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和４年１１月１９日付けで行政情報開示請求のあった行政情報については、その存在が確認されなかったため、行政情報不開示決定処分としたもの。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「再調査の上対象となる文書を開示するよう求めます。」と主張している。

行政情報開示請求のあった行政情報のうち、「①　ＪＲとの協議の有無及びその内容が分かる資料」及び「②　東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料」については各者との協議記録が存在しないため。また、「③　道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料」及び「④　区２３－１号線に交差する、 区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料」については、区２３－１号線の道路設計の詳細が決定しておらず、存在しないことから行政情報不開示決定処分としたものである。

なお、審査請求人が述べている、減歩率や東西連絡道路としての位置づけについては、当該土地区画整理事業の事業計画により定められている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和４年１１月１９日に開示請求を行った「さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区２３－１号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報　①　ＪＲとの協議の有無及びその内容が分かる資料　②　東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料　③　道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料　④　区２３－１号線に交差する、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

本件対象行政情報は、さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業の施行に関連するものである。当該土地区画整理事業は平成７年に事業決定され、現在も施行中である。この間において、当該土地区画整理事業の施行地区である大宮駅西口地区とＪＲの線路敷を挟んで大宮駅東口地区を結ぶ（仮称）大宮駅南・東西連絡道路（以下「東西連絡道路」という。）の建設が検討されてきた経過がある。審査請求人の求める４つの行政情報はこの検討経過に関わるものである。

①　ＪＲとの協議の有無及びその内容の分かる資料について

東西連絡道路は当該土地区画整理事業において区画街路２３－１号線として示されている構造物である。これを大宮駅東口地区と結ぶ連絡道路として整備するにあたり、法律上の手続き（都市計画決定）に入っていく予定であった。しかしながら都市計画決定は難しい状況になり、現在に至っている。そうした状況で、ＪＲとの協議は行っておらず、それに関する資料は存在しないとの実施機関の説明である。

②　東口側との協議の有無及びその内容の分かる資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で実施機関は東口側との協議は行っておらず、それに関する資料も存在しないとの実施機関の説明である。

③　道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で東西連絡道路の道路設計の詳細が決定しておらず最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面等の資料は存在しないとの実施機関の説明である。

④　区２３－１号線に交差する、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かが分かる資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で東西連絡道路の道路設計の詳細が決定しておらず、区８－１２号線、区６－９号線、区６－７号線が交差点として残るか否かの資料は存在しないとの実施機関の説明である。

以上、実施機関の説明であるが、当審査会としてはその説明に疑義を挟む余地はなく、①，②、③及び④について審査請求人の求める行政情報は存在しないと判断せざるを得ない。

なお、審査請求人は口頭意見陳述において、東西連絡道路の帰趨について深い憂慮を示し、発言されたが、これについては当審査会の判断に及ぶところではない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　５月２６日	諮問の受理（諮問第５８８号）
②	令和　５年　７月１３日	審議
③	令和　５年　８月　３日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　９月２１日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和　５年１０月１９日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２５５号
令和５年１２月２６日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年７月２４日付けで貴職から受けた、「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年６月２日付け環環環総第６５８号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示しうる対象文書のすべての開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　実施機関は、「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」ため、条例第１０条を根拠に不開示決定としたところですが、土地所有者の氏名等の情報は法務局で何人でも同じ結果を入手できるものであり、これは条例第７条第２号（ウ）に規定する「法令の規定又は慣行として公にされている情報」に該当するものと思料いたします。同様の理由で川崎市情報公開・個人情報保護審査会は「情報を開示すべき」と諮問しております。（平成２２年６月１１日

２２川情個第２４号)。

また、実施機関は、条例第１１条第２項の規定により開示しないことを決定した旨通知していますが、開示しないとした根拠は条例第１０条であり、同条は「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に「当該行政情報の存否を明らかにしないで」「当該開示請求を拒否することができる。」規定であることから、開示しない根拠としては不適当と考えます。

条例第１０条にもとづく処分であれば、不開示と決定した時点で、実施機関が理由としている「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」こととなり、不開示とした理由にはなりません。

なお、審査請求人は、開示請求以前から実施機関に対して当該空き地の件を相談しており、その際実施機関は審査請求人あてのメールにおいて「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」と回答しており、このメールの回答の時点で「空き地の所有者に連絡をすること」を明らかにしております。仮に当該行政情報が条例第１０条に該当するものだとすると、メールにおいて「当該行政情報の存否情報」を開示していることとなり、不開示決定とした理由との整合性が取れません。

以上の理由から、当該文書を不開示とする理由はなく、実施機関は条例の解釈・適用を誤っているものと考え、審査請求するものです。

⑵　処分庁は、審査請求人の開示請求した行政情報は「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」であり、これは「土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報」のため、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあることから「不開示情報」に該当し、また「当該情報の有無を開示するだけ」で「不開示情報を開示することとなる」ため、当該開示請求を拒否したものとしている。

この点について、審査請求人が開示請求した行政情報は「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」ではなく、それらを含めた当該空き地の「個人情報以外の一切の記録」である。処分庁も認めるように審査請求人は、当該空き地について処分庁にメールで連絡をしているところであるが、当然のことながらこのメールも「一切の記録」に含まれるはずである。このメールには、審査請求人の個人情

報は記載されているものの、土地の所有者に情報の記載は一切なく、またメールの内容を処分庁が主張するように「他の情報と照合」したところで特定の個人を認識することは不可能である。また、仮に個人情報に該当する情報が含まれていたとしても該当部分をマスキングして一部開示すればよく、全面的に不開示あるいは拒否することに合理的な理由はない。

ところで、行政指導文書の開示をめぐっては、千葉県や山口県で先例があり、どちらも処分庁の主張に沿った形で「存否を公にすることで風評被害や信用低下による取引停止等の不利益を受けるおそれがある」ため「存否の回答を拒否することは妥当」との答申が出ている。両事例ともに法人（事業者）が相手の事例であり、本事例とは異なることもあると思われるが、処分庁が本件で主張する「公にすることによって個人の権利利益を害するおそれ」が具体的にどのような権利利益の侵害のおそれを想定しているのか明らかでない以上、この主張に対して肯定も否定もできない。「公にすることによって個人の権利利益を害するおそれ」とは具体的にどのような事態を指すのか、存否の回答を拒否する以上は、処分庁は審査請求人に対して明確に提示されたい。少なくとも法人の場合とは事情が異なるのではないか。

また、仮に「行政指導等の来歴に関する個人情報」に関する行政情報について回答を拒否することに理由があったとしても、たとえば上述の審査請求人が送付したメールや当該空き地の管理簿等までも「行政指導等の来歴に関する個人情報」に含めることは妥当ではない。仮に管理簿のようなものがある（またはない）事実を審査請求人が知ったところで、そのある（またはない）事実と「他の情報」をどのように照合すれば「特定の個人」が識別しうるのか、まったくわかりかねる。管理簿がある事実と「他の情報」を照合した結果特定の個人が認識できたとすれば、それはその「他の情報」自体が個人情報に他ならない。

審査請求人が、本開示請求において知りたいのは土地の所有者についてでも所有者の個人情報でもなく「所有者または当該空き地に対して、処分庁がどのように考えどのようなアプローチをしてきたか」の記録である。個人情報等の理由で開示できない情報があることは審査請求人も理解しているものの、上述のように一部開示できうる情報はあるものと考えることから、処分庁の弁明に対し反論するものである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和５年５月２２日付けで、審査請求人より、「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。」について、行政情報開示請求書が提出された。

環境総務課では、岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録の開示請求に対しては、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができ、当該行政情報の存否を答えるだけで、個人情報を開示することとなり、個人の権利利益を侵害するため、と判断し、さいたま市情報公開条例第１０条に該当することを理由として不開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

⑴　「不開示決定の対象情報」について

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「実施機関は、「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」ため、条例第１０条を根拠に不開示決定としたところですが、土地所有者の氏名等の情報は法務局で何人でも同じ結果を入手できるものであり、これは条例第７条第２号（ウ）に規定する「法令の規定又は慣行として公にされている情報」に該当するものと思料いたします。同様の理由で川崎市情報公開・個人情報保護審査会は「情報を開示すべき」と諮問しております（平成２２年６月１１日　２２川情個第２４号）。」と主張している。

イ　処分庁の見解

不開示決定の対象情報は土地所有者の氏名等の法務局で何人でも同じ結果を入手できる情報ではなく、審査請求人から情報開示請求のあった「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」の情報についてである。

⑵　「不開示決定の根拠について」

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「実施機関は、条例第１１条第２項の規定により開示しないことを決定した旨通知していますが、開示しないとした根拠は条例第１０条であり、同条は「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に「当該行政情報の存否を明らかにしないで」「当該開示請求を拒否する

ことができる。」規定であることから、開示しない根拠としては不適当と考えます。条例第１０条にもとづく処分であれば、不開示と決定した時点で、実施機関が理由としている「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」こととなり、不開示とした理由にはなりません。」と主張している。

イ　条例第１０条の趣旨

条例第１０条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。本条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報がある又はないと答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

ウ　条例第１１条第２項の趣旨

条例第１１条は、実施機関は開示請求に対して、開示又は不開示の決定をしなければならない旨及び通知をしなければならない旨を定めたものである。同条第２項において「開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。」とされており、開示しない旨の決定には、条例第１０条により当該開示請求を拒否するときも含まれている。

エ　条例第１０条及び第１１条第２項の趣旨を踏まえた処分庁の見解

請求人が開示請求を求めた「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」は、土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報であり、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示情報（条例第７条第２号）に該当する。また当該情報は、その存在の有無を開示するだけで、不開示情報を開示することとなるため、条例第１０条により当該開示請求を拒否し、条例第１１条第２項により不開示の決定及び通知をしたものである。

⑶　「メールの内容との整合性について」

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「審査請求人は、開示請求以前から実施機関に対して当該空き地の件を相談しており、その際実施機関は審査請求人あてのメールにおいて「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、

適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」と回答しており、このメールの回答の時点で「空き地の所有者に連絡をすること」を明らかにしております。仮に当該行政情報が条例第１０条に該当するものだとすると、メールにおいて「当該行政情報の存否情報」を開示していることとなり、不開示決定とした理由との整合性がとれません。以上の理由から、当該文書を不開示とする理由はなく、実施機関は条例の解釈・適用を誤っているものと考え、審査請求するものです。」と主張している。

イ　行政情報開示請求制度の趣旨

行政情報開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示等の判断を行うものである。

ウ　行政情報開示請求制度の趣旨を踏まえた処分庁の見解

審査請求人の指摘する「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」の一文は、処分庁が審査請求人から、空き地の雑草や木の繁茂について相談を受けたことに始まる一連のメールのやりとりの中で、空き地の管理責任は所有者が負う旨、また当該空き地を処分庁及び岩槻区くらし応援室の職員が確認した旨を伝え、雑草や木の繁茂の状況について所有者に連絡するとした今後の対応を回答したものである。

その上で、審査請求人からメールにて要望のあった「指導や勧告、命令等の実施回数」については回答できない旨を同メールにて回答しており、審査請求人の言う「当該行政情報の存否情報」を回答したものではない。

審査請求人は空き地の雑草や木の繁茂について処分庁に相談していた事実はあるが、行政情報開示請求制度の趣旨に則り開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示等の判断を行ったものである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和５年５月２０日に開示請求を行った「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第１０条に定められた存否応答拒否の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の開示しうる対象文書のすべての開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

本件は、本件対象行政情報を存否応答拒否により不開示としたことに対する審査請求である。

実施機関は、当該行政情報は条例第７条第２号に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、またその行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなると判断し、存否の応答を拒否し、条例第１１条第２項の規定に基づき不開示決定をし、さいたま市情報公開条例施行規則（平成１３年さいたま市規則第１８号。以下「条例施行規則」という。）に定める様式第４号の行政情報不開示決定通知書を審査請求人あて発している。

審査請求人と実施機関の間における主な争点は次の３つである。①仮に本件対象行政情報が存在する場合、条例第７条第２号に規定する「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たるかどうか。②審査請求人と実施機関との間でのメールのやりとりによって特定土地の所有者にかかる本件対象行政情報は既に存在することが明らかになっているか。③存否応答拒否を条例第１１条第２項に基づき様式第４号の行政情報不開示決定通知書を発することは適当か。

⑴　①について

本件対象行政情報は、特定土地の所有者にとって通常人に知られたくない情報である。この情報に対して開示又は不開示の判断がなされることにより、その存在自体が明らかになれば、本人に心理的・精神的負担が生じ、また非難、中傷などを受け社会生活上の支障が起きることが現実問題として憂慮される。

⑵　②について

本件対象行政情報は既に存在が明らかになっているとの審査請求人の主張に対し、実施機関は市民等からの相談には行政機関として通例はこのような手続きや事務の流れになると一般論として回答しており、審査請求人への対応も同様であり、特定土地の所有者に係る行政情報のやりとりはないと述べ、従って本件対象行政情報は既に存在が明らかになっているものではない、との主張である。やりとりの内容の評価につながるものであるが、当審査会としては実施機関の主張を尊重せざるを得ない。

⑶　③について

条例第１０条は行政情報の存否に関する情報について実施機関の判断

の一対処を条例として規定している。条例第１１条第２項は開示請求者からの開示請求に対して、行政情報の全部を開示しないときに存否応答拒否を含め規定をし、条例施行規則に様式第４号の通知書を規定している。条例及び条例施行規則の規定上に齟齬はない。

⑷　また、審査請求人は、その主張の中で、特定土地の所有者に関する情報でなく、当該特定土地に関する審査請求人と実施機関とのメールの内容の開示を求めているが、仮に当該メールが存在したとしても、本件対象行政情報の一部の開示となり、実施機関は本件対象行政情報の全部を条例第１０条の規定による存否応答拒否とするのであるから、開示すべき行政情報とはならない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　７月２４日	諮問の受理（諮問第５９４号）
②	令和　５年　９月２１日	審議
③	令和　５年１０月１９日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年１２月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５６号
令和５年１２月　　日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年７月２７日付けで貴職から受けた、「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年６月２日付け岩く応第５８２号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示しうる対象文書のすべての開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　実施機関は、「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」ため、条例第１０条を根拠に不開示決定としたところですが、土地所有者の氏名等の情報は法務局で何人でも同じ結果を入手できるものであり、これは条例第７条第２号（ウ）に規定する「法令の規定又は慣行として公にされている情報」に該当するものと思料いたします。同様の理由で川崎市情報公開・個人情報保護審査会は「情報を開示すべき」と諮問しております。（平成２２年６月１１日

２２川情個第２４号)。

また、実施機関は、条例第１１条第２項の規定により開示しないことを決定した旨通知していますが、開示しないとした根拠は条例第１０条であり、同条は「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に「当該行政情報の存否を明らかにしないで」「当該開示請求を拒否することができる。」規定であることから、開示しない根拠としては不適当と考えます。

条例第１０条にもとづく処分であれば、不開示と決定した時点で、実施機関が理由としている「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」こととなり、不開示とした理由にはなりません。

なお、審査請求人は、開示請求以前から実施機関に対して当該空き地の件を相談しており、その際実施機関は審査請求人あてのメールにおいて「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」と回答しており、このメールの回答の時点で「空き地の所有者に連絡をすること」を明らかにしております。仮に当該行政情報が条例第１０条に該当するものだとすると、メールにおいて「当該行政情報の存否情報」を開示していることとなり、不開示決定とした理由との整合性が取れません。

以上の理由から、当該文書を不開示とする理由はなく、実施機関は条例の解釈・適用を誤っているものと考え、審査請求するものです。

⑵　処分庁は、審査請求人の開示請求した行政情報は「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」であり、これは「土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報」のため、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあることから「不開示情報」に該当し、また「当該情報の有無を開示するだけ」で「不開示情報を開示することとなる」ため、当該開示請求を拒否したものとしている。

この点について、審査請求人が開示請求した行政情報は「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」ではなく、それらを含めた当該空き地の「個人情報以外の一切の記録」である。処分庁も認めるように審査請求人は、当該空き地について処分庁にメールで連絡をしているところであるが、当然のことながらこのメールも「一切の記録」に含まれるはずである。このメールには、審査請求人の個人情

報は記載されているものの、土地の所有者に情報の記載は一切なく、またメールの内容を処分庁が主張するように「他の情報と照合」したところで特定の個人を認識することは不可能である。また、仮に個人情報に該当する情報が含まれていたとしても該当部分をマスキングして一部開示すればよく、全面的に不開示あるいは拒否することに合理的な理由はない。

ところで、行政指導文書の開示をめぐっては、千葉県や山口県で先例があり、どちらも処分庁の主張に沿った形で「存否を公にすることで風評被害や信用低下による取引停止等の不利益を受けるおそれがある」ため「存否の回答を拒否することは妥当」との答申が出ている。両事例ともに法人（事業者）が相手の事例であり、本事例とは異なることもあると思われるが、処分庁が本件で主張する「公にすることによって個人の権利利益を害するおそれ」が具体的にどのような権利利益の侵害のおそれを想定しているのか明らかでない以上、この主張に対して肯定も否定もできない。「公にすることによって個人の権利利益を害するおそれ」とは具体的にどのような事態を指すのか、存否の回答を拒否する以上は、処分庁は審査請求人に対して明確に提示されたい。少なくとも法人の場合とは事情が異なるのではないか。

また、仮に「行政指導等の来歴に関する個人情報」に関する行政情報について回答を拒否することに理由があったとしても、たとえば上述の審査請求人が送付したメールや当該空き地の管理簿等までも「行政指導等の来歴に関する個人情報」に含めることは妥当ではない。仮に管理簿のようなものがある（またはない）事実を審査請求人が知ったところで、そのある（またはない）事実と「他の情報」をどのように照合すれば「特定の個人」が識別しうるのか、まったくわかりかねる。管理簿がある事実と「他の情報」を照合した結果特定の個人が認識できたとすれば、それはその「他の情報」自体が個人情報に他ならない。

審査請求人が、本開示請求において知りたいのは土地の所有者についてでも所有者の個人情報でもなく「所有者または当該空き地に対して、処分庁がどのように考えどのようなアプローチをしてきたか」の記録である。個人情報等の理由で開示できない情報があることは審査請求人も理解しているものの、上述のように一部開示できうる情報はあるものと考えることから、処分庁の弁明に対し反論するものである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和５年５月２２日付けで、審査請求人より、「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録。」について、行政情報開示請求書が提出された。

岩槻区役所くらし応援室では、岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地にかかる個人情報以外のすべての記録の開示請求に対しては、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができ、当該行政情報の存否を答えるだけで、個人情報を開示することとなり、個人の権利利益を侵害するため、と判断し、さいたま市情報公開条例第１０条に該当することを理由として不開示決定を行った。

２　審査請求人の主張について

⑴　「不開示決定の対象情報」について

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「実施機関は、「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」ため、条例第１０条を根拠に不開示決定としたところですが、土地所有者の氏名等の情報は法務局で何人でも同じ結果を入手できるものであり、これは条例第７条第２号（ウ）に規定する「法令の規定又は慣行として公にされている情報」に該当するものと思料いたします。同様の理由で川崎市情報公開・個人情報保護審査会は「情報を開示すべき」と諮問しております（平成２２年６月１１日　２２川情個第２４号）。」と主張している。

イ　処分庁の見解

不開示決定の対象情報は土地所有者の氏名等の法務局で何人でも同じ結果を入手できる情報ではなく、審査請求人から情報開示請求のあった「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」の情報についてである。

⑵　「不開示決定の根拠について」

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「実施機関は、条例第１１条第２項の規定により開示しないことを決定した旨通知していますが、開示しないとした根拠は条例第１０条であり、同条は「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に

「当該行政情報の存否を明らかにしないで」「当該開示請求を拒否することができる。」規定であることから、開示しない根拠としては不適当と考えます。条例第１０条にもとづく処分であれば、不開示と決定した時点で、実施機関が理由としている「当該行政情報の存否を答えるだけで個人情報を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」こととなり、不開示とした理由にはなりません。」と主張している。

イ　条例第１０条の趣旨

条例第１０条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。本条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報がある又はないと答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

ウ　条例第１１条第２項の趣旨

条例第１１条は、実施機関は開示請求に対して、開示又は不開示の決定をしなければならない旨及び通知をしなければならない旨を定めたものである。同条第２項において「開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。」とされており、開示しない旨の決定には、条例第１０条により当該開示請求を拒否するときも含まれている。

エ　条例第１０条及び第１１条第２項の趣旨を踏まえた処分庁の見解

請求人が開示請求を求めた「岩槻区特定地番にある空き地の所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等」は、土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報であり、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示情報（条例第７条第２号）に該当する。また当該情報は、その存在の有無を開示するだけで、不開示情報を開示することとなるため、条例第１０条により当該開示請求を拒否し、条例第１１条第２項により不開示の決定及び通知をしたものである。

⑶　「メールの内容との整合性について」

ア　審査請求人の主張

審査請求人は、「審査請求人は、開示請求以前から実施機関に対して当該空き地の件を相談しており、その際実施機関は審査請求人あてのメールにおいて「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区

くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」と回答しており、このメールの回答の時点で「空き地の所有者に連絡をすること」を明らかにしております。仮に当該行政情報が条例第１０条に該当するものだとすると、メールにおいて「当該行政情報の存否情報」を開示していることとなり、不開示決定とした理由との整合性がとれません。以上の理由から、当該文書を不開示とする理由はなく、実施機関は条例の解釈・適用を誤っているものと考え、審査請求するものです。」と主張している。

イ　行政情報開示請求制度の趣旨

行政情報開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示等の判断を行うものである。

ウ　行政情報開示請求制度の趣旨を踏まえた処分庁の見解

審査請求人の指摘する「現地を確認しましたが、今後につきましても、岩槻区くらし応援室から空き地の所有者に対し、現地の雑草等の状況を伝え、適正管理をするように引き続き連絡をしてまいります。」の一文は、処分庁が審査請求人から、空き地の雑草や木の繁茂について相談を受けたことに始まる一連のメールのやりとりの中で、空き地の管理責任は所有者が負う旨、また当該空き地を処分庁及び岩槻区くらし応援室の職員が確認した旨を伝え、雑草や木の繁茂の状況について所有者に連絡するとした今後の対応を回答したものである。

その上で、審査請求人からメールにて要望のあった「指導や勧告、命令等の実施回数」については回答できない旨を同メールにて回答しており、審査請求人の言う「当該行政情報の存否情報」を回答したものではない。

審査請求人は空き地の雑草や木の繁茂について処分庁に相談していた事実はあるが、行政情報開示請求制度の趣旨に則り開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示等の判断を行ったものである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和５年５月２０日に開示請求を行った「岩槻区特定地番にある空き地について、環境総務課またはくらし応援室が保有する、所有者に関して勧告、指導、命令を行った記録、勧告文書、指導文書、命令文書の写し、担当職員作成のメモ、管理台帳等当該空き地に

かかる個人情報以外のすべての記録。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第１０条に定められた存否応答拒否の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の開示しうる対象文書のすべての開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

本件は、本件対象行政情報を存否応答拒否により不開示としたことに対する審査請求である。

実施機関は、当該行政情報は条例第７条第２号に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、またその行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなると判断し、存否の応答を拒否し、条例第１１条第２項の規定に基づき不開示決定をし、さいたま市情報公開条例施行規則（平成１３年さいたま市規則第１８号。以下「条例施行規則」という。）に定める様式第４号の行政情報不開示決定通知書を審査請求人あて発している。

審査請求人と実施機関の間における主な争点は次の３つである。①仮に本件対象行政情報が存在する場合、条例第７条第２号に規定する「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たるかどうか。②審査請求人と実施機関との間でのメールのやりとりによって特定土地の所有者にかかる本件対象行政情報は既に存在することが明らかになっているか。③存否応答拒否を条例第１１条第２項に基づき様式第４号の行政情報不開示決定通知書を発することは適当か。

⑴　①について

本件対象行政情報は、特定土地の所有者にとって通常人に知られたくない情報である。この情報に対して開示又は不開示の判断がなされることにより、その存在自体が明らかになれば、本人に心理的・精神的負担が生じ、また非難、中傷などを受け社会生活上の支障が起きることが現実問題として憂慮される。

⑵　②について

本件対象行政情報は既に存在が明らかになっているとの審査請求人の主張に対し、実施機関は市民等からの相談には行政機関として通例はこのような手続きや事務の流れになると一般論として回答しており、審査請求人への対応も同様であり、特定土地の所有者に係る行政情報のやりとりはないと述べ、従って本件対象行政情報は既に存在が明らかになっているものではない、との主張である。やりとりの内容の評価につながるものであるが、当審査会としては実施機関の主張を尊重せざるを得ない。

⑶　③について

条例第１０条は行政情報の存否に関する情報について実施機関の判断の一対処を条例として規定している。条例第１１条第２項は開示請求者からの開示請求に対して、行政情報の全部を開示しないときに存否応答拒否を含め規定をし、条例施行規則に様式第４号の通知書を規定している。条例及び条例施行規則の規定上に齟齬はない。

⑷　また、審査請求人は、その主張の中で、特定土地の所有者に関する情報でなく、当該特定土地に関する審査請求人と実施機関とのメールの内容の開示を求めているが、仮に当該メールが存在したとしても、本件対象行政情報の一部の開示となり、実施機関は本件対象行政情報の全部を条例第１０条の規定による存否応答拒否とするのであるから、開示すべき行政情報とはならない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　７月２８日	諮問の受理（諮問第５９５号）
②	令和　５年　９月２１日	審議
③	令和　５年１０月１９日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　５年１２月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５７号
令和６年１月２３日

さいたま市教育委員会
委員長　竹　居　秀　子　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

平成２９年３月２２日付けで貴委員会から受けた、「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成２８年度分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、平成２８年１２月１３日付け教学健第１００１１２号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした出勤簿における特別休暇の開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。
本件不開示情報は条例第７条第２号に該当しない。
不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

１　審査請求人より「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成２８年度分）」について行政情報開

示請求を受け、一部開示決定を行った。

２　職員が勤務しない理由のうち休暇、休業の種別は当該職員個人の健康や生活状態などの私生活の内容に関わるものであり、当該職員の職務の遂行に係る情報には当たらず、条例第７条第２号に該当する個人に関する情報であることから不開示とした。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成２８年１２月１日に開示請求を行った「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成２８年度分）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成２８年度の「出勤簿」、「時間外・休日・夜間勤務命令書」、「業務委託契約書」を特定し、業務日報については、作成及び取得していないことから不存在とした。また、出勤簿及び時間外・休日・夜間勤務命令書の職員番号、出勤簿の特別休暇（夏季休暇以外）を取得したことが分かる表示、業務委託契約書の担当者氏名については条例第７条第２号に該当するとして不開示とした。審査請求人は、特別休暇を取得していることは個人情報にあたらないと主張し、不開示とされた出勤簿に特別休暇と記入されている部分の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　さいたま市が毎年作成している「人事の手引」によると、出勤簿には、勤務公署に出勤した場合は押印し、出勤簿に押印できない事由がある場合や休暇等については押印欄にその旨を表示することとされている。

出勤簿に押印できない事由とは、出張、研修、職務専念義務免除等があり、休暇等とは、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等がある。具体的な表示方法は、「出張」「研修」「職免」「年休」「特休」「病休」「育休」のように表示する語句が指定されており、夏季休暇は特別休暇に含まれるが、出勤簿には「夏休」と表示することとされている。

そのため、出勤簿には職員の休暇の区分及び種類が表示される。

⑵　出勤簿について、実施機関は一部開示決定において、職員番号及び特別休暇（夏季休暇を除く）を不開示部分として審査請求人に通知し、審査請求人は条例第７条第２号に該当しないとして不開示とした特別休暇を開示せよと主張している。

そこで、職員の休暇の区分及び種類に関する表示は、条例第７条第２号ただし書ウに規定された、職務の遂行に係る情報であるか、また、その他

同号ただし書に該当するかについてそれぞれ検討する。

「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報のことを指す。本件についていえば、職員がいつ勤務をし、また勤務をしていないかという事実については職務遂行の有無であり不開示とする情報ではないが、休暇の区分及び種類に関する表示については、職員の健康状態や私生活の状況が容易に推測できる、公務とは直接かかわりのない、いわば私事に関する情報であると認められる。

そのため、休暇の区分及び種類に関する表示については、条例第７条第２号ただし書ウには該当しない。

また、審査請求人は、休暇の区分及び種類の表示を開示することについて、公益性が高いと主張しているが、その根拠は示しておらず、当審査会としても当該主張を認めることはできない。

そのため、条例第７条第２号ただし書イにも該当せず、その他同号ただし書に該当すると認めるべき事情もない。

したがって、実際の不開示部分における休暇の区分及び種類に関する表示がいかなるものかに関わらず、休暇の区分及び種類の表示は条例第７条第２号に該当する。

⑶　よって、実施機関が休暇の区分及び種類が表示された部分を不開示とした本件処分は妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求に理由がないので、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成２９年　３月２２日	諮問の受理（諮問第４５１号）
②	令和　５年１２月２１日	審議
③	令和　６年　１月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	中　澤　和　美	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２５８号
令和６年１月２３日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年４月２７日付けで貴職から受けた、「（さいたま市立病院の資料開示請求ではありません）さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院（西病棟）神経内科５階特定入院患者の看護実習記録の全て（特定担当教員）（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１１月３０日付け保保高第２６３６号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報及び本件対象個人情報以外でも患者に関するものの全てを開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び再反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　開示しない理由として「実習記録は存在しない」とあるが、たとえ現在なかったとしても、個人情報がサーバーに残っている可能性があります。また、それが削除されていたとしてもリストアして、個人情報の開示（プリントアウト）は可能と考えます。実習記録以外でも患者に関するものは全て開示してください。たとえば、担当した学生らの氏名と連絡が取れる現住所などです。

⑵　開示しない理由が不自然だから。患者に関するもの全てを開示するこ

とは、さいたま市が不利益になるとは考えられないから。

開示請求該当期間の事実経過を知りたいから。

⑶　弁明書　４について

ア　「卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにて処分している。」とあり、臨地実習の手引（令和３年度）を添付しその２ページ２１・２２を太線で囲っている。

しかし、これらの主張は当時患者を担当した看護実習生に該当するものとはいえない。なぜなら、当該の実習生が卒業するのは、長く見積もっても２～３年後であるから。

イ　「担当教員は、本学院に在籍もしておらず」とあるが、ではなぜ担当教員（関係資料２）とあるのかの回答を求める。

ウ　「請求人が求める文書自体、本学院に存在したことがない」とあるが患者の親族は、複数の看護実習生と会話をしている。担当教員の直筆からも、請求人が求める文書はあり本学院に存在していたことは、まず間違いない。

⑷　再弁明書　４への反論

ア　１～２行目「市立病院における実習につきましては、本学院以外の、複数の看護学校からも実習生を受け入れていると聞いております。」

①　反論書に添付した資料２にある「説明者　病棟師長」から、審査請求人は「貴学院の実習生が特定患者を担当する」と説明を受けました。

②　特定期間に、さいたま市立病院神経内科が入院患者に看護実習生を受け入れたのは貴学院のみであったと思います。もし当時に他校の看護学校からも受け入れがあり、その看護実習生が特定患者を担当したのなら、その証拠を提出してください。

イ　５～７行目「教員が実習先において、他校の実習生を指導することはないため」

①　これが本当であったとして、特定教員が貴学院の教員でなかったとしても、貴学院教員の指導のもとで同学院実習生が特定患者を担当した可能性は十分にあります。

特定教員が貴学院の教員かどうかは、特定患者の担当が貴学院実習生であったこととは関係ありません。

ウ　「本件に対応した実習生は本学院（卒業生）とは考えられず」

①　患者の親族は、特定患者を担当していた二人の看護実習生と会話を交わしています。二人は「仲良しで、さいたま市立高等看護学院の同室寮生でもあり、京都・奈良出身」といいました。また、二人に手作り巾着をプレゼントしました。

エ　「請求人が求める文書自体、本学院に存在した事実がないものとなります。」

①　そんなことは考えられません。

⑸　最後に、令和４年１２月７日付けの、審査請求書の４　審査請求の趣旨の最後を繰返します。実習記録以外でも患者に関するものは全て開示してください。たとえば、担当した学生らの氏名と連絡が取れる現住所などです。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

本学院での実習記録書は、学生個人の紙による学習記録書であり、卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにて処分している。

また、当初の個人情報開示請求書に記載のある担当教員は、本学院に在籍もしておらず、請求人が求める文書自体、本学院に存在したことが無い。

２　「実習記録は存在しない」ことへの主張について

審査請求人は、実習記録について、サーバー等での管理及び削除後のリストアが可能ではないかと主張しているが、本学院における実習記録書は、学生個人がノートに手書きしている学習記録であり、メディア等の電子媒体は存在せず、卒業時に記録書をシュレッダー処分しているため、不開示としたものである。

３　審査請求人の主張についての弁明

本学院は、市立病院の附属校としての位置づけとはなっておらず、また、市立病院における実習につきましては、本学院以外の、複数の看護学校からも実習生を受け入れていると聞いております。

本学院としましては、先の弁明書で主張したとおり、開示請求書等に記載のある担当教員は、本学院に在籍した事実がないことから、他校の教員であると考えております。

また、教員が実習先において、他校の実習生を指導することはないため、本件に対応した実習生は本学院生（卒業生）とは考えられず、このことからも、請求人が求める文書自体、本学院に存在した事実がないものとなります。

なお、反論書に添付していただいた資料１、２につきましては、本学院にて作成した文書ではなく市立病院が所管するものとなるため、記載されている内容を含め、本学院では関知しておりません。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象個人情報は、審査請求人が令和４年１１月１８日に開示請求を行った「（さいたま市立病院の資料開示請求ではありません）さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院（西病棟）神経内科５階特定入院患者の看護実習記録の全て（特定担当教員）」である。

実施機関は、開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないためとして、不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象個人情報及び本件対象個人情報以外でも患者に関するもの全てを開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　当時のさいたま市職員録及び実施機関に対する口頭意見陳述の結果からすると、審査請求人が主張する特定期間に、さいたま市立高等看護学院（以下、「学院」という。）に特定教員が在籍していた事実は認められない。また、実習において、学院の学生に対する指導を担当するのは学院に在籍する教員であって、他校の教員が学院の学生に対して指導をすることはこれまでなかったことが認められる。

⑵　これらのような事情に加え、審査請求人が主張する特定期間中は、学院が夏季休暇中であり、実習や講義等の指導カリキュラムが実施されていなかったことなどの事情も併せ考慮すれば、学院が特定期間に学院の学生に対して実習を実施した事実は認められず、よって審査請求人が開示請求する実習記録はそもそも学院内に存在していなかったことが認められる。

⑶　なお、実施機関は個人情報不開示決定通知書及び弁明書において、開示しない理由について、実習記録は学生の卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにかけて処分している旨の主張をしているが、これは、仮に学院において実習を行なっており、審査請求人が開示請求している実習記録が存在していたことがあったとしても、上記処分をする取り決めとなっているため、残っていることはない旨を指摘したものと認められる。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　４月２７日	諮問の受理（諮問第５８７号）
②	令和　５年１０月１９日	審議
③	令和　５年１１月１６日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　６年　１月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士 令和５年１０月２１日退任
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士 令和５年１０月２１日退任
委　　員	中　澤　和　美	弁護士 令和５年１０月２２日就任
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士 令和５年１０月２２日就任

（五十音順）

さ情審査答申第２５９号
令和６年１月２３日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年６月２３日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの、開示提供願います。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年２月１４日付け総総行透第２９６０号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定答申書中、特定日の実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの開示を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　請求者は実施機関の意見聴取、特定日に審査会は調査審議を行っている、音声録音テープの開示求めたが、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例第６条第３項により不開示、又同条例第１０条１項に審査請求人等は、審査会に対し審査会に提出した資料の閲覧、（電磁的記録にあっては、）・・・表示した物の閲覧又は写しの交付（以下「資料閲覧等」という。）を求めることができる。請求者は後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求するものである。

⑵　弁明書記載事実の認否

ア　実施機関は水路巾はないと引継書の開示２回本には表はない確認済だが。

イ　県立文書館が一般閲覧、開示本には水路巾設計図、その他書面多くあり水路巾あり。

ウ　当審査会が特定日、実施機関の意見陳述聴取録音、音声テープが有益証明の証。

⑶　審査請求人の反論

ア　請求者が、考える最大の実施機関の証明の証と思っている。

イ　請求者は当該審査会で特定日、実施機関の意見聴取及び審議の録音テープあり。

ウ　審査庁においても質問したが返答なし、水路巾なし、物も提供なし、ないの返答なし。

エ　請求者は行政の提供図面に水路あり三角スケルに測定、又別図長サの寸法あり計算証明書の提出済み。

オ　請求人は行政より境界杭７１６を道路側に出てると苦情あり市の要求により申請立会問題なし確定済み。

カ　今回調査により道路図の提供物市道Ｆ－３６３号、Ｆ－４１５号境界確定図又寸法元置に戻している。

キ　道路図面の水路巾、道路巾、小水路巾の寸法開示求たが不開示決定より請求提出行った。

ク　審査会の答申水路巾なし妥当、請求人は確定している物を否定され、ふんがいであり、開示を求めた。

ケ　道路、用水路、小水路の寸法道路、水路施工時の図面、その他書面の正本（引継書）は県立文書館にてネット、一般閲覧開示を行っている本は。昭和４２年土地改良課８８４類名浦和南部・出羽土地改良区１９６７６号。昭和４８年土地改良課３２６類名浦和南部土地改良区の認可２７２３８号、２冊あり。

コ　請求者は本の開示、閲覧の提供はできない、審査庁、審査会の各員の県立文書館へ閲覧開示へ、行けば問題は解決、水路、道路、小水路寸法物他、さいたま市の土地改良本にない物多く閲覧、開示又写真も、写しの提供もあります、是非一度閲覧願ます。

サ　開示可能となり解決します。請求者も１件落着です。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1　本件処分の内容及び理由

令和５年２月２日付けで審査請求人より「審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープ」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関では、当該審査会で特定日に行われた実施機関からの意見聴取及び審議の音声データを特定したが、当該記録は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第６条第３項「審査会の審査の手続は、公開しない」に該当するもので、条例第７条第１号を理由として不開示とした。

2　審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査会条例第１０条１項に審査請求人等は審査会に対し、審査会に提出した資料の閲覧（電磁的記録にあっては）・・・表示した物の閲覧又は写しの交付（以下「資料閲覧等」という。）を求めることができる。請求者は後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求するものである」と主張している。

⑴　当該審査会は、不開示決定等に対して出された審査請求について、条例第１９条及びさいたま市個人情報保護条例第３０条に基づき審査するために第三者的な救済機関として設置されたものである。公正で市民から十分に信頼を得るよう、客観的な判断を確保するために不開示決定等の妥当性について中立的立場から調査審議等を行い、その結果を実施機関に答申している。その手段としては、インカメラ審理も採用されており、その審議の内容を公開すると不開示情報等が公になるおそれがある。審査会条例第６条第３項で「審査の手続を公開しない」としているのは、このような審査会の性質のためである。

審査会において、複数の審査会委員が議論し、適切な結論に導くためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。調査審議内容が開示されることになれば、審査会の審議の過程においてどのような議論や検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなることで、個々の委員に働きかけが行われたり、誤解等を回避するために委員の自由な質疑や発言等が差し控えられるおそれが生じ、審査会としての意思決定の中立性が不当に損なわれることにもなりかねない。

上記のとおり、審査会の審議に関する音声記録は不開示とすべき情報であり、審査会条例第６条第３項の規定により開示することができないとされているため、条例第７条第１号により不開示としたものであり、これら審査請求人の主張を実施機関として到底認めることはできない。

⑵　また、審査請求人は、審査会条例第１０条第１項の規定を用いて開示の

妥当性を主張しているが、本条項は、審査請求人、実施機関や参加人、補佐人などから審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができると規定しているものであり、本件とは無関係である。

⑶　なお、審査請求人が口頭意見陳述を行う前に実施機関が提示している注意文書「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会における口頭意見陳述について」には、「本審査会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例第６条第３項の規定により非公開となりますので、審査会の審査に係る情報は公開できません。」と記述している。さらに、審査請求人が本件に係る行政情報開示請求を行う際に記録は存在するが、審査会条例第６条第３項に該当する内容となるため、審査会条例及び条例の適用により不開示となる旨を実施機関が説明したところ、不開示決定になるのは承知しているが、不開示になること自体に納得できないので行政情報開示請求を行い、審査請求を行うとして本件が出されたものである。

また、審査請求人が出席した部分の審査会における口頭意見陳述の音声データについては、別途個人情報開示請求があった際に本人が当然知っている情報であるとして開示済みである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和５年２月２日に開示請求を行った「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの、開示提供願います。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、審査会条例第６条第３項により審査の手続は公開しないと規定されており、本件対象行政情報は公にすることができないとされている情報であるため条例第７条第１号により不開示決定を行ったところ、審査請求人は、本件開示請求の対象である審査請求の手続において、審査請求人は図面による証拠を提出したが、実施機関は弁明書、口頭意見聴取のみで証拠の提出がなかった、後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求をするものであるとして本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　審査会は、審査会条例第１条の規定に基づき設置され、不開示決定等に対する審査請求等に関し、実施機関からの諮問に応じて、中立な第三者的立場から調査審議を行い、公正かつ客観的な意見を述べる役割を担っている。審査会の調査審議の過程においては、開示請求の対象となった行政文書を直接見分し、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴

取するなどしており、その審議の内容を公開することにより、不開示情報等が公になるおそれがあることから、審査会条例第６条第３項において、審査会における審査の手続を非公開と規定している。

本件で特定された実施機関からの意見聴取及び審議の音声データは、審査会における審査の過程を記録したものであり、審査会条例第６条第３項で非公開とされている審査の手続に該当し、もって、条例第７条第１号の不開示情報であることは明らかである。

⑵　なお、審査請求人は、審査会条例第１０条第１項を、開示が妥当であるとする根拠として指摘する。同条項は、審査請求人、実施機関や参加人、補佐人などから審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができると規定しているものであり、審査の手続の公開を求めた本件審査請求に適用されるものではない。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　６月２３日	諮問の受理（諮問第５８９号）
②	令和　５年１１月１６日	審議
③	令和　６年　１月１８日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	中　澤　和　美	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２６０号
令 和 ６ 年 ３ 月 １ 日

さいたま市教育委員会
教育長　竹　居　秀　子　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年９月５日付けで貴職から受けた、「・さいたま市立特定中学校の審査請求人の子（以下「生徒Ａ」という。）に対するいじめに関る文書　・その他本件に関係ありと思料される一切の文書」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年２月２８日付け教学指２第２７１５号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、実施機関は本件処分の一部を取り消し、なお開示できる部分について再検討を行うべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、生徒Ａが担当教師と直接会話した内容、または担当教師及びいじめをした相手（以下「加害生徒」という。）が同席した場での会話内容等を開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　本審査請求の対象となる処分には、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しない。つまり、本件処分は、個人情報の保護に関する法律施行前のさいたま市個人情報保護条例に基づき処分されたものであるが、

同条例第１９条で理由の付記として「実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないとするときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない」とあるところ、本件処分では開示しない部分と開示しない理由の記載があるものの、各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったかが容易に審査請求人に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当な処分である。

⑵　本件処分に係る文書は、生徒Ａが中学校でいじめの被害にあった内容に関する文書である。

別表記載の不開示部分は、生徒Ａ（一部請求人も同席）が担当教師と直接会話した内容、又は担当教師及びいじめをした相手が同席した場での会話内容である。

実施機関は、教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容について、開示しない理由として、条例１４条２号の第三者のプライバシーを侵害し、当該第３者の正当な権利利益を害するおそれがあるという理由で不開示としているが、生徒Ａ自身が加害生徒からいじめを受け、更に同席した場での会話内容であるから生徒Ａ及び請求人にとっては周知の事実で生徒Ａ等の情報でもある上、これを開示しても加害相手の権利利益を害するおそれは極めて低く、生徒Ａが受けたいじめの実態を解明する必要性が上回ることから、別表記載の不開示となった箇所は開示されるべきである。

⑶　弁明書記載事実の認否

ア　弁明書１頁の「５　審査請求人の主張について」の記載事実全般を否認する。

理由は、処分庁が弁明書において、「審査請求人は、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しないことを主張しているが、条例の２、４、６号に該当するため非開示とした。」と弁明（主張）しているが、審査請求人の主張は、そもそも不開示とした部分が複数あり、各不開示部分がどのような理由で不開示となっているのかの場所を特定した理由の提示がなく、請求者に識別できないという趣旨であり、論点が異なっている。

イ　弁明書１頁の「５　審査請求人の主張について」の「・・条例の２、４、６号に該当するため非開示とした。」の記載事実を否認する。

理由は、条例を根拠に非開示としたとされているが、各非開示部分の具体的な非開示理由が示されておらず、理由の付記としては不十分である。

⑷　審査請求人の反論

そもそも審査請求書にも記載のとおり、開示決定通知書で一部開示決

定としているが、その不開示とした箇所全般について、各不開示部分が条例上どういう理由で不開示となっているのか具体的に示されていない。

さいたま市行政手続条例第８条第１項では、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならない。」と理由の提示について規定されている。

また、最高裁判決でも、理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由（不開示の理由）を相手方（開示請求者）に知らせて、その不服申し立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、この部分開示決定通知に付記すべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれにあたるかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない、と示されている（最高裁判所平成４年（行ツ）４８号同年１２月１０日第一小法廷判決参照）。

本件部分開示決定通知書の記載を見ると、不開示とした各部分を具体的に特定する記載はなく、部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分と本件対象の保有個人情報の不開示とした部分の対応関係を正確に把握することができない。

不開示とした部分が複数ある場合、不開示とした部分を特定できていないときは、不開示とした情報のどの部分がどのような理由により不開示となっているのかが明らかではなく、求められる理由の提示としては十分とは言えず、請求者にとってはいじめの実態解明の前段にも立つことができない。

本弁明書についても条例の不開示情報を羅列し、不開示理由を主張したに過ぎず、手続条例の規定の趣旨に則った理由の提示がなされていない不当な処分である。

また、理由の付記が不十分なため、こちらとしても明確な判断のもと主張はできないが、審査請求書で主張したとおり、審査請求人や生徒Ａ（以下「審査請求人等」という。）が学校職員や加害者と同席した場面における加害者の氏名や発言内容を記載した箇所については、審査請求人等が当然に直接見聞きしている内容であり、審査請求人等の情報でもあることから、不開示とすべき理由がない。

条例第１４条では、不開示情報に該当する場合を除き、開示義務を規定しており、同条⑵では、開示請求者以外の者に関する情報を不開示情報としているが、但し書きで人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除くとされている。生徒Ａは、いじめによる健康被害を受けており、実態解明や学校の対応等のために本件開示請求をしている。

以上を踏まえて、処分庁は処分を取り消した上で、条例上非開示理由に該当しない箇所については開示し、不開示箇所とする箇所については場所を特定し不開示理由を付記した上で再処分することを求める。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

審査請求人より「さいたま市立特定中学校の生徒Ａに対するいじめに関する文書、その他本件に関係ありと思料される一切の文書」について個人情報の開示請求を受け、当該個人情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがあると認められると判断し、一部開示を決定した。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しないことを主張しているが、条例第１４条第２号、第４号、第６号に該当するため不開示とした。

第４ 審査会の判断の理由

１　本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、審査請求人が令和５年１月１９日に開示請求を行った「・さいたま市立特定中学校の生徒Ａに対するいじめに関る文書　・その他本件に関係ありと思料される一切の文書」である。

実施機関は、本件対象個人情報として、「①聞き取り記録、②令和４年度学校運営協議会・いじめ防止対策委員会報告資料、③生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）、④生徒指導部会（校内いじめ防止対策委員会）、⑤教育相談部会記録、⑥令和４年度いじめに係る状況報告」を特定し、条例第１４条第２号、第４号及び第６号に該当する箇所を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、本件処分では開示しない部分と開示しない理由の記載があるものの、各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったかが容易に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当な処分である、また、審査請求人等が担当教師と直接会話した内容、又は担当教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容について、同席した場での会話内容であるから、審査請求人等にとっては周知の事実で審査請求人等の情報でもあるとして、本件審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　実施機関は本件対象個人情報として、

①　聞き取り記録　①～⑭（以下「①」という。）、

②　令和４年度学校運営協議会･いじめ防止対策委員会報告資料　第１回～第３回（以下「②」という。）、

③　生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）第１回～第２回（以下「③」という。）、

④　生徒指導部会（校内いじめ防止対策委員会）第６回・別紙・第７回・第８回・別紙・第９回・第１０回・別紙・第１１回・第１２回・第１３回・別紙・第１４回・第２１回・第２４回・第２６回・第２７回・第２８回・第３９回（以下「④」という。）、

⑤　教育相談部会記録　４月２１日・４月２８日・５月１２日・５月１９日・５月２６日・６月２日・６月９日・６月３０日・７月７日・７月１６日・９月８日・９月１５日・９月２９日・１０月６日・１０月２７日・１１月７日・１２月８日・１月１２日・１月１９日（以下「⑤」という。）

⑥　令和４年度いじめに係る状況報告　５月～１月分（以下「⑥」という。）

の文書を特定した。

これらの個人情報のうち、

ア　聞き取り調査に応じた生徒及び生徒の保護者の氏名及び発言内容及び行動

イ　該当校に在籍している生徒及び保護者の情報

ウ　第三者の氏名等

エ　審議、検討又は協議に関する情報

オ　他の公的機関との連携内容

を、開示しない部分として明示している。

そして、開示しない理由として、上記のア、イ及びウに示した個人情報については条例第１４条第２号に該当しかつその理由を明示し、上記エに示した個人情報については条例第１４条第４号に該当しかつその理由を明示し、上記オに示した個人情報については条例第１４条第６号に該当しかつその理由を明示している。

審査請求人は、この個人情報一部開示決定に対して各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったか容易に審査請求人に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当処分であるとして審査請求を行っている。

以下、実施機関の一部開示決定の内容と審査請求人の主張について考察する。

個人情報一部開示決定通知書において開示しない部分に記載されたア、イ、ウ、エ及びオの情報とそれがどの不開示部分かを特定できないと

の審査請求人の主張には一定の理解ができるものである。しかしながら、審査請求人の求める個人情報は審査請求人の子に対するいじめにかかわる情報であることに注意を払うと、①から⑥までの文書のうち審査請求人の子の個人情報の不開示部分は①並びに①の不開示部分が基になる④及び⑤の文書にある部分である。そして、これら審査請求人の子の個人情報の不開示部分が存しない②から⑥までの文書（④及び⑤の審査請求人の子の個人情報の不開示部分を除く。）には、審査請求人の子以外の個人情報等が記載されている。このことは、審査請求人も審査請求書の記載内容から見て把握されていると拝察できる。以上のことを考慮すると、①並びに①の不開示部分が基となる④及び⑤の文書の開示しない部分に対応する開示しない理由は多大な困難なく認識でき、審査請求人の主張する理由不備であり不当な処分とまでは言えないと思料する。しかしながら、実施機関において審査請求人が求める個人情報の不開示場所とその理由を示すことに一段の踏み込んだ整理があれば理解がしやすいものとなったと考える。

なお、①から⑤までの文書を当審査会において見分し、以上に述べた内容であることを確認したところである。

⑵　次に、審査請求人は、審査請求書の別表として記載した不開示部分の開示を求めている。教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容についてである。実施機関は、当該加害生徒の氏名や発言内容を開示すれば当該生徒の社会的評価を著しく低下させ、その回復が困難な事態が生じ、さらには当該生徒及びその保護者等に対して非難、中傷等が行われるおそれがある情報として不開示とした。この実施機関の判断は考慮に値するものと考えるが、重大な人権侵害を招きかねない事案においては開示を原則とする判断が適切であると思料する。従って、実施機関において審査請求に係る不開示部分について開示できる部分の再検討を行うべきである。

３　以上の次第であるから、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　９月　５日	諮問の受理（諮問第５９７号）
②	令和　５年１１月１６日	審議
③	令和　５年１２月２１日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　６年　２月１５日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	中　澤　和　美	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第２６１号
令和６年３月２８日

さいたま市長　清　水　勇　人　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和５年９月１９日付けで貴職から受けた、「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約１年が経ちますので決定しているのでしょう。土地買収の交渉のわかる記録（以下「本件対象行政情報」という。）の全て開示願います。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和５年４月１３日付け都ま区第１５１号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

⑴　条例第７条第５号に該当することを理由に、全ての資料の内容を不開示にするのは、条例の適用を誤っています。

さいたま市は令和３年３月１２日（都ま区第２８８１号）にて行政情報一部開示決定を出しています。条例第７条第３号に該当することを理由に一部黒塗りにて開示しています。資料名は「東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」です。過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示しているのです。

⑵　本件開示請求は契約前の用地買収に係わる単価等の資料であり、契約に至ってない情報を公にすることにより、市の権利行使が損なわれる恐れがあるため、不開示としたものである。との処分庁の弁明に対して反論します。

条例第１条（目的）を無視した考え方と言わざる得ない。

・市民の知る権利

・市の諸活動を市民に説明する責務

・行政情報を共有することにより市民の市政への参加の促進

・公正で透明な開かれた市政の発展

と明確に条例第１条（目的）に示されている。

不必要に不開示にすることは第１条（目的）に反する。

契約に至ってない情報でもさいたま市は出せる範囲内で出しています。

例として令和５年６月６日：経商食第１５２号行政情報不開示決定書に対して２０２３年６月１２日（令和５年６月１２日）メールにて不開示決定されたものを情報提供として送付して頂きました。

単価と金額は黒塗りにされていますが情報提供されているのです。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

１　本件処分の内容及び理由

令和５年３月２９日付けで、審査請求人より、「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約１年が経ちますので決定しているのでしょう。土地買収の交渉のわかる記録の全て開示願います。」について、行政情報開示請求書（以下、「本件開示請求」）が提出された。

区画整理支援課では、本件開示請求に係る行政情報の名称又は内容について、「用地費一覧表」「事業を表示する図面」「不動産鑑定評価書」を特定したが、令和５年４月１３日付け、都ま区第１５１号による本件処分を行った。

特定した行政情報の不開示理由として、条例第７条第５号の市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であると判断した。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「さいたま市は条例第７条第５号に該当することを理由に、全ての資料を不開示にするのは、条例の適用を誤っています。さいたま市は

令和３年３月１２日（都ま区第２８８１号）にて行政情報一部開示決定を出しています。さいたま市は条例第７条第３号に該当することを理由に一部黒塗りにて開示しています。資料名は「東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」です。過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示しているのです。」と主張している。

審査請求人が「過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示している」と主張する文書は、令和３年２月２６日に審査請求人から行政情報開示請求書（以下、「令和３年２月２６日の開示請求」）が提出され、区画整理支援課で令和３年３月１２日付け、都ま区２８８１号で行政情報一部開示決定（以下、「都ま区第２８８１号の処分」）を行ったものである。

令和３年２月２６日の開示請求については、既に契約済の協定書に係る開示請求であったため、都ま区第２８８１号の処分により一部開示を行った。対して、本件開示請求は契約前の用地買収に係る単価等の資料であり、契約に至っていない情報を公にすることにより、市の権利行使が損なわれるおそれがあるため、不開示としたものである。

また、土地の買収に関する交渉記録は、開示請求日時点では交渉開始前であり作成されていない上、それに関連する資料についても交渉開始前となることから、相手方にも現状公開していない情報となっている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和５年３月２９日に開示請求を行った「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約１年が経ちますので決定しているのでしょう。土地買収の交渉のわかる記録」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「用地費一覧表」、「事業を表示する図面」、「不動産鑑定評価書」を特定し、条例第７条第５号に該当するとして不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

２　本件処分の当否について

⑴　本件対象行政情報は、個別具体的な資産である土地の買収に係る交渉前の記録であり、元々公表することを前提としているものではない。そのような記録を交渉前に公表することとした場合には、交渉相手との信頼関係や協力関係を損ない、本件の土地買収交渉事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、今後実施する土地買収交渉事務の

適正な遂行にも支障が生じかねないものと認められる。

⑵　そうすると、本件対象行政情報が、条例第７条第５号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

３　以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　５年　９月２０日	諮問の受理（諮問第５９８号）
②	令和　５年１２月２１日	審議
③	令和　６年　１月１８日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和　６年　３月２１日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	中　澤　和　美	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士
委　　員	龍　由　紀　子	弁護士

（五十音順）

◆　情報公開・個人情報保護審議会

Ⅰ　情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

１　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表４－１　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期２年（令和３年１０月２２日から令和５年１０月２１日まで）

役　　職	氏　　名	備　　考
会　長	馬　橋　隆　紀	弁　護　士
職務代理者	内　田　裕　子	大学准教授
委　員	岩　崎　万智子	消費生活相談員
委　員	小　川　雄　三	行政経験者
委　員	金　子　祐　樹	報道関係者
委　員	池　田　拓　矢	団体役員
委　員	田　村　治　朗	団体役員
委　員	冨　澤　　洋	団体役員
委　員	谷　﨑　美智子	市民公募
委　員	星　野　宏　充	市民公募

任期２年（令和５年１０月２２日から令和７年１０月２１日まで）

役　　職	氏　　名	備　　考
会　長	馬　橋　隆　紀	弁　護　士
職務代理者	芝　　園　子	大学准教授
委　員	島　﨑　明　彦	行政経験者
委　員	依　田　英　男	報道関係者
委　員	福　田　節　子	団体役員
委　員	吉　野　喜　八	団体役員
委　員	佐　藤　理　恵	市民公募
委　員	星　野　宏　充	市民公募

２　開催状況

令和５年度の審議会の開催回数は２回でした。

表４－２　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和5年9月27日（水）	【報告】 ⑴　さいたま市個人情報保護条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和4年度1～3月分） ⑵　さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度4～8月分） ⑶　さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度4～8月分） ⑷　個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について ⑸　開示請求に係る全庁通知について ⑹　本市のホームページにおける不適切事務（マスキング）の概要 ⑺「見える化」推進の手引の改定等について
2	令和5年11月14日（火）	【議案】 ⑴　会長の選出について ⑵　職務代理者の指名について 【報告】 ⑴　さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度9～10月分） ⑵　さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度9～10月分） ⑶　行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について ⑷　個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について ⑸　開示請求に係る全庁通知について

◆　会議公開制度　◆

Ⅰ　会議公開制度の概要

１　会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※））」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

２　対象とする会議

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

⑴　他の法令等により公開しないこととされている場合

⑵　不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合

⑶　会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

Ⅱ　会議公開制度の運用状況

１　会議公開制度運用状況

令和５年度における会議公開制度の運用状況は、表５－１のとおりです。

表５－１　令和５年度　会議公開制度運用状況

	公開・非公開の区分			合　計
	公　開	一部公開	非公開	
開催件数	１７９	２４	２８９	４９２
傍聴者数	１１６	２４	－	１４０

中止件数：８件

２　附属機関、協議会等の会議別開催状況

令和５年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表５－２のとおりです。

表５－２　令和５年度　附属機関、協議会等の会議別開催状況

局	部	課	会　議　名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
市長公室	秘書広報部	秘書課	文化賞選考会議			1	1	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	－	総合振興計画審議会	2			2	1
都市戦略本部	都市経営戦略部	－	本庁舎整備審議会	4			4	7
都市戦略本部	都市経営戦略部	－	総合振興計画外部評価委員会	3			3	5
都市戦略本部	都市経営戦略部	－	まち・ひと・しごと創生有識者会議	1			1	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	－	次世代型スポーツ施設整備等事業PFI等審査委員会			1	1	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	－	行財政シンカ推進会議	2			2	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	－	中央区役所周辺の公共施設再編事業PFI等審査委員会			1	1	0
都市戦略本部	デジタル改革推進部	－	行政デジタル化計画評議会	1		1	2	0
総務局	総務部	アーカイブズセンター	史編さん審議会	2			2	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	行政不服審査会			10	10	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審査会			12	12	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審議会	2			2	0
総務局	人事部	職員課	特別職報酬等審議会	2			2	1
総務局	人事部	職員課	公務災害補償等認定委員会			1	1	0
総務局	危機管理部	防災課	防災会議			2	2	0
財政局	財政部	資産経営課	財産評価委員会			1	1	0
財政局	契約管理部	契約課	入札監視・苦情検討委員会	2			2	0
市民局	市民生活部	市民生活安全課	市民局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
市民局	市民生活部	人権政策・男女共同参画課	男女共同参画推進協議会	4			4	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動推進委員会	7			7	3
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動サポートセンター運営協議会	4			4	1
市民局	市民生活部	消費生活総合センター	消費生活審議会	1			1	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会			1	1	0
スポーツ文化局	文化部	文化政策室	文化芸術に関する意見交換会	1			1	1
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	大宮盆栽美術館運営委員会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	盆栽資料等選考評価委員会		1		1	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	岩槻人形博物館運営委員会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	人形資料等選考評価委員会		1		1	0
保健衛生局	保健部	保健衛生総務課	がん対策推進協議会	3			3	0
保健衛生局	保健部	保健衛生総務課	健康づくり・食育推進協議会	3			3	2
保健衛生局	保健部	保健衛生総務課	歯科口腔保健審議会	3			3	3
保健衛生局	保健部	保健衛生総務課	さいたま地域保健医療協議会	2			2	0
保健衛生局	保健部	地域医療課	予防接種健康被害調査委員会			4	4	0
保健衛生局	保健部	生活衛生課	食の安全委員会	3		1	4	0

局	部	課	会　　議　　名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
保健衛生局	保健部	生活衛生課	動物愛護推進協議会	1		1	2	0
保健衛生局	保健部	高等看護学院	市立高等看護学院運営委員会	1			1	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第１合議体			12	12	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第２合議体			12	12	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会全体会議			1	1	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第１合議体			12	12	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第２合議体			12	12	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第３合議体			6	6	0
保健衛生局	保健部	こころの健康センター	こころの健康センター運営協議会	1			1	0
保健衛生局	市立病院病院経営部	病院財務課	市立病院経営評価委員会	2			2	0
保健衛生局	保健所	保健所管理課	医療安全推進協議会		1		1	0
保健衛生局	保健所	疾病対策課	指定難病審査会			12	12	0
保健衛生局	保健所	疾病対策課	小児慢性特定疾病審査会			7	7	0
保健衛生局	保健所	疾病対策課	エイズ対策推進協議会			2	2	0
保健衛生局	保健所	疾病対策課	感染症診査協議会			12	12	0
保健衛生局	保健所	疾病対策課	難病対策地域協議会	1			1	0
保健衛生局	健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター倫理委員会			1	1	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	福祉局指定管理者審査選定委員会			4	4	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	民生委員推薦会			4	4	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	4			4	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会	1			1	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会　民生委員審査専門分科会			4	4	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1			1	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくりモデル地区推進部会	2			2	1
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくり推進協議会	1			1	0
福祉局	生活福祉部	福祉総務課	再犯防止推進協議会	1			1	0
福祉局	生活福祉部	国保年金課	国民健康保険運営協議会	4			4	0
福祉局	長寿応援部	高齢福祉課	社会福祉審議会　高齢者福祉専門分科会	3			3	0
福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会	3			3	5
福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	地域包括支援センター運営協議会	2		1	3	5
福祉局	長寿応援部	介護保険課	地域密着型サービス運営委員会			2	2	0
福祉局	障害福祉部	障害政策課	障害者政策委員会	5			5	10
福祉局	障害福祉部	障害政策課	障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)		2		2	3
福祉局	障害福祉部	障害政策課	発達障害者支援地域協議会	2			2	5
福祉局	障害福祉部	障害福祉課	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会			4	4	0
福祉局	障害福祉部	障害福祉課	地域自立支援協議会		3		3	21

局	部	課	会　　議　　名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
福祉局	障害福祉部	障害者更生相談センター	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害程度審査部会			12	12	0
福祉局	障害福祉部	障害者総合支援センター	発達障害者支援連絡協議会			4	4	0
子ども未来局	子ども育成部	子ども政策課	子ども未来局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
子ども未来局	子ども育成部	子ども政策課	いじめのないまちづくりネットワーク	2			2	1
子ども未来局	子ども育成部	子ども政策課	社会福祉審議会　児童福祉専門分科会	2			2	1
子ども未来局	子育て未来部	幼児・放課後児童課	幼児教育推進協議会	2			2	0
子ども未来局	子育て未来部	幼児・放課後児童課	放課後子ども総合プラン推進委員会	3			3	0
子ども未来局	子育て未来部	のびのび安心子育て課	認定こども園設置認可等審査部会	1			1	0
子ども未来局	子ども家庭総合センター	子ども家庭支援課	社会福祉審議会　児童福祉専門分科会　児童養護審査部会			6	6	0
環境局	環境共生部	環境総務課	環境審議会	4			4	4
環境局	環境共生部	環境総務課	空き家等対策協議会	1			1	0
環境局	環境共生部	環境対策課	環境影響評価技術審議会	3		1	4	1
環境局	資源循環推進部	資源循環政策課	廃棄物減量等推進審議会	4			4	1
経済局	商工観光部	経済政策課	経済局指定管理者審査選定委員会			3	3	0
経済局	商工観光部	経済政策課	ＳＤＧｓ企業認証審査会			3	3	0
経済局	商工観光部	産業展開推進課	研究開発型企業認証審査委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	商業振興課	大規模小売店舗立地審議会	4			4	0
経済局	商工観光部	商業振興課	商業等振興審議会	1			1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	伝統産業委員会			1	1	0
経済局	商工観光部	観光国際課	外国人市民委員会	3			3	4
経済局	農業政策部	農業政策課	都市農業審議会	1			1	0
都市局	都市計画部	都市総務課	都市局指定管理者審査選定委員会			10	10	0
都市局	都市計画部	都市計画課	開発審査会		1	3	4	0
都市局	都市計画部	都市計画課	都市計画審議会	4			4	18
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会	3			3	7
都市局	都市計画部	交通政策課	都市交通戦略推進委員会	1			1	1
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進部	さいたまはーと推進協議会	1			1	0
都市局	みどり公園推進部	みどり推進課	花とみどりのまちづくり審議会	1			1	0
都市局	みどり公園推進部	都市公園課	公募対象公園施設設置等予定者選定委員会			4	4	0
都市局	まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	指扇土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	江川土地区画整理審議会			2	2	0
都市局	都心整備部	氷川参道対策室	氷川参道歩行者専用化検討協議会	2			2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会			2	2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮ＧＣＳまちづくり調整会議	1			1	25
都市局	都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	大宮駅西口第四土地区画整理審議会			1	1	0
建設局	－	技術管理課	公共事業評価審議会	2			2	1

局	部	課	会　議　名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
建設局	建築部	建築総務課	建築審査会			7	7	0
建設局	建築部	建築総務課	ホテル等建築審議会			1	1	0
建設局	土木部	道路計画課	次世代道路網あり方委員会	2		2	4	0
建設局	下水道部	下水道維持管理課	下水処理センター包括的民間委託業務事業者選定委員会			3	3	0
西区	健康福祉部	福祉課	西区民生委員推薦準備会			2	2	0
西区	健康福祉部	支援課	障害支援区分認定審査会			12	12	0
北区								
見沼区								
中央区								
桜区								
南区								
緑区								
岩槻区								
北区	健康福祉部	福祉課	北区民生委員推薦準備会			4	4	0
大宮区	健康福祉部	福祉課	大宮区民生委員推薦準備会			4	4	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会			12	12	0
中央区								
浦和区								
岩槻区								
見沼区	健康福祉部	福祉課	見沼区民生委員推薦準備会			3	3	0
中央区	健康福祉部	福祉課	中央区民生委員推薦準備会			3	3	0
桜区	健康福祉部	福祉課	桜区民生委員推薦準備会			1	1	0
浦和区	健康福祉部	福祉課	浦和区民生委員推薦準備会			3	3	0
南区	健康福祉部	福祉課	南区民生委員推薦準備会			1	1	0
緑区	健康福祉部	福祉課	緑区民生委員推薦準備会			2	2	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0
浦和区	健康福祉部	高齢介護課	中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			6	6	0
教育委員会	管理部	教育政策室	教育行政点検評価委員会	3			3	0
教育委員会	学校教育部	学事課	市立小・中学校通学区域審議会	1			1	0
教育委員会	学校教育部	教職員人事課	教職員健康審査会		12		12	0
教育委員会	学校教育部	指導１課	教科用図書選定委員会			2	2	0
教育委員会	学校教育部	指導１課	地域スポーツクラブ活動体制整備研究協議会	2			2	1
教育委員会	学校教育部	指導２課	いじめのない学校づくり推進委員会		1	1	2	0
教育委員会	学校教育部	特別支援教育室	就学支援委員会	1		3	4	0
教育委員会	学校教育部	総合教育相談室	心のサポート推進事業に係る推進委員会		1		1	0
教育委員会	学校教育部	健康教育課	学校災害救済給付金審査委員会			2	2	0
教育委員会	学校教育部	健康教育課	生活習慣病予防学校検診検討委員会	1		1	2	0

局	部	課	会　　議　　名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
教育委員会	学校教育部	健康教育課	学校結核対策委員会			2	2	0
教育委員会	学校教育部	健康教育課	市立学校給食センター運営委員会		1		1	0
教育委員会	学校教育部	教育研究所	市立教育研究所運営委員会	2			2	0
教育委員会	学校教育部	舘岩少年自然の家	市立舘岩少年自然の家運営委員会	3			3	0
教育委員会	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育委員会議	3			3	0
教育委員会	生涯学習部	文化財保護課	文化財保護審議会	2		1	3	0
教育委員会	生涯学習部	文化財保護課	文化財保存活用地域計画策定協議会	2			2	0
教育委員会	生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館運営委員会	2			2	0
教育委員会	生涯学習部	博物館	市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会	2			2	0
教育委員会	生涯学習部	博物館	博物館協議会	2			2	0
教育委員会	生涯学習部	うらわ美術館	うらわ美術館協議会	2			2	0
教育委員会	生涯学習部	うらわ美術館	美術品等選考評価委員会			1	1	0
教育委員会	生涯学習総合センター	－	公民館運営審議会	5			5	0
教育委員会	生涯学習総合センター	－	市民大学運営委員会	3			3	0
教育委員会	中央図書館	管理課	図書館協議会	3			3	1
教育委員会	中央図書館	北図書館	立視聴覚ライブラリー運営委員会	1			1	0
合　　計				179	24	289	492	140

※感染症診査協議会、障害支援区分認定審査会、介護認定審査会は開催月数を掲載（月に複数回開催）

情報公開・個人情報保護制度運用状況　令和5年度版

発行年月　　令和6年 10 月
編　　集　　さいたま市　総務局　総務部　行政透明推進課

〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤 6－4－4
電　話　　048－829－1118
FAX　　048－829－1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況　令和5年度版

さいたま市　総務局　総務部　行政透明推進課

この冊子は５０部作成し、１部当たりの印刷経費は1,５３５円（概算）です。

さいたま市